第８類　民　生

第１章　介護保険

○大里広域市町村圏組合介護保険条例

平成15年 2月 5日
条例第2号
改正　平成15年 3月31日条例第 6号
改正　平成18年 3月31日条例第 3号
改正　平成20年 3月31日条例第 1号
改正　平成21年 3月31日条例第 1号
改正　平成24年 3月30日条例第 1号
改正　平成25年11月18日条例第24号
改正　平成27年 3月31日条例第 1号
改正　平成27年 5月29日条例第 6号
改正　平成27年11月17日条例第 8号
改正　平成28年 3月23日条例第 6号
改正　平成30年 3月22日条例第 1号
改正　平成30年11月16日条例第 2号
改正　平成31年 3月27日条例第 1号
改正　令和 2年 3月27日条例第 4号
改正　令和 2年11月20日条例第 8号
改正　令和 3年 3月24日条例第 1号

（趣旨）

第１条　組合が行う介護保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

（介護認定審査会の委員の定数）

第２条　大里広域市町村圏組合介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の委員の定数は、１４０人とする。

（保険料率）

第３条　令和３年度から令和５年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

⑴　介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号。以下「令」という。）第３９条第１項第１号に掲げる者　３４，８００円

⑵　令第３９条第１項第２号に掲げる者　４８，７２０円

⑶　令第３９条第１項第３号に掲げる者　５２，２００円

⑷　令第３９条第１項第４号に掲げる者　６２，６４０円

⑸　令第３９条第１項第５号に掲げる者　６９，６００円

⑹　次のいずれかに該当する者　８３，５２０円

ア　合計所得金額（地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９２条第１項第１３号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第３３条の４第１項若しくは第２項、第３４条第１項、第３４条の２第１項、第３４条の３第１項、第３５条第１項、第３５条の２第１項、第３５条の３第１項又は第３６条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第２２条の２第２項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）が１２０万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者（生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第６条第２項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護（同法第２条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（⑴に係る部分を除く。）、次号イ、第８号イ又は第９号イに該当する者を除く。）

⑺　次のいずれかに該当する者　９０，４８０円

ア　合計所得金額が２１０万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（⑴に係る部分を除く。）、次号イ又は第９号イに該当する者を除く。）

⑻　次のいずれかに該当する者　１０４，４００円

ア　合計所得金額が３２０万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護

を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（⑴に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

⑼　次のいずれかに該当する者　１２１，８００円

ア　合計所得金額が６００万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（⑴に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

⑽　前各号のいずれにも該当しない者　１３２，２４０円

２　前項第１号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和３年度から令和５年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、２０，８８０円とする。

３　前項の規定は、第１項第２号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和３年度から令和５年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、同号中「４８，７２０円」とあるのは、「３１，３２０円」と読み替えるものとする。

４　第２項の規定は、第１項第３号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和３年度から令和５年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、同号中「５２，２００円」とあるのは、「４８，７２０円」と読み替えるものとする。

（普通徴収に係る納期等）

第４条　普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。

第１期　７月１１日から同月３１日まで

第２期　８月１１日から同月３１日まで

第３期　９月１１日から同月３０日まで

第４期　１０月１１日から同月３１日まで

第５期　１１月１１日から同月３０日まで

第６期　１２月１１日から同月２５日まで

第７期　翌年１月１１日から同月３１日まで

第８期　翌年２月１１日から同月末日まで

２　前項に規定する納期によりがたい第１号被保険者に係る納期は、管理者が別に定めることができる。この場合において、管理者は、当該第１号被保険者に対しその納期を通知しなければならない。

３　納期ごとの分割金額に１００円未満の端数が生じるとき又はその分割金額が１００円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

（賦課期日後において第１号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）

第５条　保険料の賦課期日後に第１号被保険者の資格を取得した場合における当該第１号被保険者に係る保険料の額の算定は、第１号被保険者の資格を取得した日の属する月から月割りをもって行う。

２　保険料の賦課期日後に第１号被保険者の資格を喪失した場合における当該第１号被保険者に係る保険料の額の算定は、第１号被保険者の資格を喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって行う。

３　保険料の賦課期日後に令第３９条第１項第１号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び（１）に係る者を除く。）、ロ若しくは二、第２号ロ、第３号ロ、第４号ロ、第５号ロ、第６号ロ、第７号ロ、第８号ロ又は第９号ロに該当するに至った第１号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第１号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第３９条第１項第１号から第９号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

４　前３項の規定により算定された当該年度における保険料の額に１００円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

（保険料の額の通知）

第６条　保険料の額が定まったときは、管理者は、速やかに、これを第１号被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

（延滞金）

第７条　介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１３２条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年１４．６パーセント（納期限の翌日から１月を経過する日までの期間については、年７．３パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

２　前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、３６５日当たりの割合とする。

３　前２項に規定する延滞金額の計算は、当該納付金額が２，０００円未満であるときはその全額を、当該納付金額が２，０００円以上で、かつ、その金額に１，０００円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て

たものを納付金額として計算するものとする。
４　前３項の規定により計算した延滞金額が１，０００円未満であるときはその全額を、当該延滞金額が１，０００円以上で、かつ、その額に１００円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てたものを当該延滞金額の確定金額とする。
（保険料の徴収猶予）
第８条　管理者は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、６月以内の期間を限って徴収猶予することができる。
⑴　第１号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
⑵　第１号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
⑶　第１号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
⑷　第１号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
２　前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を受けようとする理由を証明する書類を添付して、管理者に提出しなければならない。
⑴　第１号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
⑵　徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
⑶　徴収猶予を受けようとする理由
（保険料の減免）
第９条　管理者は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。
⑴　第１号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
⑵　第１号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
⑶　第１号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
⑷　第１号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
２　前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限（災害その他やむを得ない事情により、当該日までに申請書を提出することが著しく困難であると管理者が認める場合は、管理者が定める日）までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払日（災害その他やむを得ない事情により、当該日までに申請書を提出することが著しく困難であると管理者が認める場合は、管理者が定める日）までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、管理者に提出しなければならない。
⑴　第１号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
⑵　減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
⑶　減免を受けようとする理由
３　第１項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を管理者に申告しなければならない。
（保険料に関する申告）
第１０条　第１号被保険者は、毎年度４月１５日まで（保険料の賦課期日後に第１号被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から１５日以内）に、第１号被保険者本人の所得状況並びに当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市町村民税の課税者の有無その他管理者が必要と認める事項を記載した申告書を管理者に提出しなければならない。
（介護保険運営協議会の設置）
第１１条　介護保険に関する施策の企画立案及びその実施が円滑かつ適切に行われることに資するため、大里広域市町村圏組合介護保険運営協議会を置くことができる。
（罰則）
第１２条　第１号被保険者のうち法第１２条第１項本文の規定による届出をしない者（その者につき同条第２項の規定により当該第１号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）又は虚偽の届出を

した者は、１００，０００円以下の過料に処する。
第１３条　法第３０条第１項後段、法第３１条第１項後段、法第３３条の３第１項後段、法第３４条第１項後段、法第３５条第６項後段、法第６６条第１項若しくは第２項又は法第６８条第１項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者は、１００，０００円以下の過料に処する。
第１４条　被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者のうち正当な理由なしに、法第２０２条第１項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、１００，０００円以下の過料に処する。
第１５条　偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金（法第１５０条第１項に規定する納付金及び法第１５７条第１項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額以下の過料に処する。
第１６条　前４条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して１０日以上を経過した日とする。
（委任）
第１７条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
附　則
（施行期日）
１　この条例は、平成１５年４月１日から施行する。
（大里広域市町村圏組合介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の廃止）
２　大里広域市町村圏組合介護認定審査会の委員の定数等を定める条例（平成１３年条例第１０号）は、廃止する。
（経過措置）
３　第３条の規定は、平成１５年度以降の年度分の保険料から適用し、平成１４年度以前の年度分の保険料については、なお、組合を組織する市町の従前の例による。
４　第４条第１項の規定にかかわらず、平成１５年度に限り深谷介護保険事務所所管の被保険者の普通徴収に係る保険料の納期については、なお従前の深谷市の例による。
（延滞金の割合の特例）
５　当分の間、第７条第１項に規定する延滞金の年１４．６パーセントの割合及び年７．３パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第９３条第２項に規定する平均貸付割合をいう。）に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年７．３パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年１４．６パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年７．３パーセントの割合を加算した割合とし、年７．３パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年７．３パーセントの割合を超える場合には、年７．３パーセントの割合）とする。
（改正法附則第３条第１項の条例で定める日）
６　介護保険法等の一部を改正する法律（平成１７年法律第７７号）附則第３条第１項の条例で定める日は、平成１９年４月１日とする。
（改正法附則第１４条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置）
７　法第１１５条の４５第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成２７年４月１日から平成２８年２月２９日までの間は行わず、同年３月１日から行うものとする。
（令和３年度から令和５年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）
８　第１号被保険者のうち、令和２年の合計所得金額に所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得又は同法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和３年度における保険料率の算定についての第３条第１項（第６号ア、第７号ア、第８号ア及び第９号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第６号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得及び同法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第２８条第２項の規定によって計算した金額及び同法第３５条第２項第１号の規定によって計算した金額の合計額から１０万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。
９　前項の規定は、令和４年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和２年」とあるのは、「令和３年」と読み替えるものとする。
１０　第８項の規定は、令和５年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和２年」とあるのは、「令和４年」と読み替えるものとする。
附　則（平成15年 3月31日条例第6号）
この条例は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則(平成18年 3月31日条例第3号)

（施行期日）

第１条　この条例は、平成１８年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　改正後の第３条の規定は、平成１８年度分の保険料から適用し、平成１７年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（平成１８年度及び平成１９年度における保険料率の特例）

第３条　介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成１８年政令第２８号。以下この条において「平成１８年介護保険等改正令」という。）附則第４条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する第１号被保険者の平成１８年度の保険料率は、第３条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

⑴　第３条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成１８年度分の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第３２８条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていないものとした場合、第３条第１号に該当するもの　２７，２００円

⑵　第３条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成１８年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第３条第２号に該当するもの　２７，２００円

⑶　第３条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成１８年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第３条第３号に該当するもの　３４，０００円

⑷　第３条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律（平成１７年法律第５号）附則第６条第２項の適用を受けるもの（以下この項において「第２項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成１８年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第３条第１号に該当するもの　３０，６００円

⑸　第３条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第２項経過措置対象者に限る。）が平成１８年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第３条第２号に該当するもの　３０，６００円

⑹　第３条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第２項経過措置対象者に限る。）が平成１８年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第３条第３号に該当するもの　３７，４００円

⑺　第３条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第２項経過措置対象者に限る。）が平成１８年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第３条第４号に該当するもの　４４，２００円

２　平成１８年介護保険等改正令附則第４条第１項第３号又は第４号のいずれかに該当する第１号被保険者の平成１９年度の保険料率は、第３条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

⑴　第３条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成１９年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第３条第１号に該当するもの　３４，０００円

⑵　第３条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成１９年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第３条第２号に該当するもの　３４，０００円

⑶　第３条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成１９年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第３条第３号に該当するもの　３７，４００円

⑷　第３条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律附則第６条第４項の適用を受けるもの（以下この項において「第４項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成１９年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第３条第１号に該当するもの　４０，８００円

⑸　第３条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第４項経過措置対象者に限る。）が平成１９年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第３条第２号に該当するもの　４０，８００円

⑹　第３条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第４項経過措置対象者に限る。）が平成１９年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第３条第３号に該当するもの　４４，２００円

⑺　第３条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第４項経過措置対象者に限る。）が平成１９年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第３条第４号に該当するもの　４７，６００円

（平成２０年度における保険料率の特例）

第４条　介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成１９年政令第３６５号）による改正後の介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成１８年政令第２８号。以下この条において「新平成１８年介護保険等改正令」という。）附則第４条第１項第５号又は第６号のいずれかに該当する第１号被保険者の平成２０年度の保険料率は、第３条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

⑴　第３条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成２０年度分の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第３条第１号に該当するもの　３４，０００円

⑵　第３条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成２０年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第３条第２号に該当するもの　３４，０００円

⑶　第３条第４号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成２０年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第３条第３号に該当するもの　３７，４００円

⑷　第３条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（新平成１８年介護保険等改正令附則第４条第５号に該当する者（以下この項において「第５号該当者」という。）に限る。）が平成２０年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第３条第１号に該当するもの　４０，８００円

⑸　第３条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第５号該当者に限る。）が平成２０年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第３条第２号に該当するもの　４０，８００円

⑹　第３条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第５号該当者に限る。）が平成２０年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第３条第３号に該当するもの　４４，２００円

⑺　第３条第５号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第５号該当者に限る。）が平成２０年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第３条第４号に該当するもの　４７，６００円

附　則（平成20年3月31日条例第1号）

この条例は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成21年3月31日条例第1号）

（施行期日）

第１条　この条例は、平成２１年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　改正後の大里広域市町村圏組合介護保険条例（以下「改正後の条例」という。）第３条の規定は、平成２１年度以後の年度分の保険料について適用し、平成２０年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（平成２１年度から平成２３年度までにおける保険料率の特例）

第３条　令附則第１１条第１項及び第２項（同条第３項及び第４項において準用する場合を含む。）に規定する第１号被保険者の平成２１年度から平成２３年度までにおける保険料率は、改正後の条例第３条第１項の規定にかかわらず、４３，０００円とする。

附　則（平成24年3月30日条例第 1号）

（施行期日）

第１条　この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　改正後の大里広域市町村圏組合介護保険条例（以下「改正後の条例」という。）第３条の規定及び次条の規定は、平成２４年度以後の年度分の保険料について適用し、平成２３年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（平成２４年度から平成２６年度までにおける保険料率の特例）

第３条　介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号。以下「令」という。）附則第１６条第１項及び第２項（同条第３項及び第４項において準用する場合を含む。）に規定する第１号被保険者の平成２４年度から平成２６年度までにおける保険料率は、改正後の条例第３条の規定にかかわらず、４２，８００円とする。

２　令附則第１７条第１項及び第２項（同条第３項及び第４項において準用する場合を含む。）に規定する第１号被保険者の平成２４年度から平成２６年度までにおける保険料率は、改正後の条例第３条の規定にかかわらず、５５，０００円とする。

附　則（平成25年11月18日条例第24号）

（施行期日）

第１条　この条例は、平成２６年１月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　改正後の第７条及び附則第５項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附　則（平成27年3月31日条例第1号）

（施行期日）

第１条　この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　改正後の第３条及び第５条の規定は、平成２７年度分の保険料から適用し、平成２６年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成27年5月29日条例第6号）

（施行期日）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第２条　改正後の第３条第２項の規定は、平成２７年度分の保険料から適用し、平成２６年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成27年11月17日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成28年3月23日条例第6号）

（施行期日）

第１条　この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　改正後の第９条第２項の規定は、この条例の施行の日以後になされた申請について適用し、同日前になされた申請については、なお従前の例による。

附　則（平成30年3月22日条例第1号）

（施行期日）

第１条　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　改正後の第３条の規定は、平成３０年度分の保険料から適用し、平成２９年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附　則（平成30年11月16日条例第2号）

（施行期日）

第１条　この条例は、公布の日から施行し、改正後の第３条の規定は、平成３０年４月１日から適用する。

（経過措置）

第２条　改正後の第３条の規定は、平成３０年度以後の年度分の保険料について適用し、平成２９年度分までの保険料については、なお従前の例による。

２　平成３０年４月１日から同年７月３１日までの間における第３条の規定の適用については、同条中「令第２２条の２第２項」とあるのは、「令第３８条第４項」と読み替えるものとする。

附　則（平成31年3月27日条例第1号）

（施行期日）

第１条　この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第１４条の改正規定は、平成３１年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　改正後の第３条の規定は、平成３１年度分の保険料から適用し、平成３０年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附　則（令和2年3月27日条例第4号）

（施行期日）

第１条　この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

第２条　改正後の第３条の規定は、令和２年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附　則（令和2年11月20日条例第8号）

この条例は、令和３年１月１日から施行する。

附　則（令和３年３月24日条例第１号）

（施行期日）

第１条　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　改正後の第３条の規定は、令和３年度分の保険料から適用し、令和２年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

○大里広域市町村圏組合介護保険条例施行規則

平成15年3月31日
規則第3号

改正　平成17年3月15日規則第1号
改正　平成17年8月1日規則第6号
改正　平成17年9月29日規則第7号
改正　平成17年12月14日規則第10号
改正　平成18年1月24日規則第1号
改正　平成18年3月31日規則第3号
改正　平成25年4月12日規則第1号
改正　平成27年8月1日規則第2号
改正　平成27年8月1日規則第3号
改正　平成27年12月4日規則第4号
改正　平成28年2月23日規則第1号
改正　平成28年3月25日規則第5号
改正　平成28年9月6日規則第9号
改正　平成29年12月21日規則第2号
改正　平成30年6月1日規則第2号
改正　平成30年7月30日規則第4号
改正　平成30年9月26日規則第5号
改正　平成30年10月22日規則第6号
改正　平成31年4月17日規則第2号
改正　令和元年7月17日規則第7号
改正　令和2年3月31日規則第3号
改正　令和3年3月16日規則第2号
改正　令和3年10月29日規則第5号
改正　令和4年3月18日規則第2号

（趣旨）

第１条　この規則は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）、介護保険法施行法（平成９年法律第１２４号。以下「施行法」という。）、介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号。以下「施行令」という。）、介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「施行規則」という。）及び大里広域市町村圏組合介護保険条例（平成１５年条例第２号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（被保険者の資格に係る届出等）

第２条　施行規則第２３条、第２４条第２項及び第２９条から第３２条までの規定による届書の様式は、様式第１号の介護保険資格取得・異動・喪失届のとおりとする。

２　施行規則第２５条の規定による届書は、様式第２号の介護保険住所地特例適用・変更・終了届のとおりとする。

３　施行規則第２６条第２項の規定による申請書は、様式第３号の介護保険被保険者証交付申請書のとおりとする。

４　施行規則第２７条第１項の規定による申請書は、様式第４号の介護保険被保険者証等再交付申請書のとおりとする。

（住所地特例対象施設に入所又は入居中の者に関する連絡）

第３条　住所地特例対象施設は、入所又は入居中の被保険者が、法第１３条第１項及び第２項の規定による特例被保険者に該当した場合又は該当しなくなった場合は、様式第５号の介護保険住所地特例対象施設入所（居）・退所（居）連絡票を管理者に提出しなければならない。

第４条　削除

（被保険者証の検認又は更新）

第５条　施行規則第２８条第１項の規定による被保険者証の検認又は更新は、管理者が必要があると認めたときに、その都度行うものとする。

（介護保険資格者証）

第６条　管理者は、被保険者から法第２７条第１項又は第３２条第１項の規定による申請があったときは、被保険者証に代えて様式第６号の介護保険資格者証（介護保険暫定被保険者証）を交付するものとする。

（要介護認定等の申請）

第７条　施行規則第３５条第１項、第４０条第１項、第４９条第１項及び第５４条第１項による申請書は、様式第７号の介護保険要介護認定・要支援認定・要介護更新認定・要支援更新認定申請書のとおりとする。

（要介護状態区分の変更申請）

第８条　施行規則第４２条第１項による申請書は、様式第８号の介護保険要介護認定区分変更申請書のとおりとする。

（主治医意見書）

第９条　法第２７条第３項本文の規定（法第２８条第４項、第２９条第２項、第３０条第２項、第３１条第２項

及び第３２条第２項（法第３３条第４項、第３３条の２第２項、第３３条の３第２項及び第３４条第２項の規定により準用する場合を含む。）の規定により準用する場合を含む。）に基づき、意見書の提出を依頼された主治医は、様式第９号の主治医意見書を管理者に提出するものとする。

（診断命令）

第９条の２　法第２７条第３項ただし書の規定（法第２８条第４項、第２９条第２項、第３０条第２項、第３１条第２項及び第３２条第２項（法第３３条第４項、第３３条の２第２項、第３３条の３第２項及び第３４条第２項の規定により準用する場合を含む。）の規定により準用する場合並びに施行規則第５９条第３項の規定により法第２７条の規定の例による場合を含む。）に基づく診断命令は、様式第９号の２の介護保険診断命令書により行うものとする。

（サービスの種類指定の変更）

第１０条　施行規則第５９条第１項の申請書は、様式第１０号の介護保険サービスの種類指定変更申請書のとおりとする。

（認定結果等の通知）

第１１条　法第２７条第７項及び第９項並びに第３２条第６項及び第８項に規定する通知は、様式第１１号の介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書により行うものとする。

２　法第２７条第１１項ただし書（法第２８条第４項、第２９条第２項及び第３２条第９項（法第３３条第４項及び第３３条の２第２項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する通知は、様式第１２号の介護保険要介護認定・要支援認定延期通知書により行うものとする。

（居宅サービス計画の作成等）

第１２条　施行規則第７７条第１項及び第９５条の２第１項による届書並びに第１号介護予防支援事業を利用する者の届書は、様式第１３号の介護保険居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書のとおりとし、第６５条の４第２号及び第８５条の２第２号による届出は、様式第１３号の２の（介護予防）小規模多機能型居宅介護居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書のとおりとする。

（居宅介護サービス費等の支給申請）

第１３条　被保険者は、法第４１条第１項、第４２条第１項、第４２条の２第１項、第４２条の３第１項、第４６条第１項、第４７条第１項、第４８条第１項、第４９条第１項、第５３条第１項、第５４条第１項、第５４条の２第１項、第５４条の３第１項、第５８条第１項及び第５９条第１項による居宅介護サービス費等の支給を受けようとするときは、様式第１４号の介護保険居宅介護（介護予防）サービス費等支給申請書（償還払い用）を管理者に提出しなければならない。

（特例サービス費等の受領委任）

第１４条　被保険者は、法第４２条第１項、第４２条の３第１項、第４７条第１項、第４９条第１項、第５４条第１項、第５４条の３第１項及び第５９条第１項による特例居宅介護サービス費等の受領を指定サービス事業者、居宅介護支援事業者又は介護保険施設に委任する場合には、様式第１５号の介護保険特例サービス費等支給申請書（受領委任用）を管理者に提出しなければならない。

（居宅介護福祉用具購入費等の支給申請）

第１５条　施行規則第７１条第１項及び第９０条第１項の申請書は、様式第１６号の介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書のとおりとする。

（居宅介護住宅改修費等の支給申請）

第１６条　施行規則第７５条第１項及び第９４条第１項による申請書は、様式第１７号の介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書のとおりとする。

（高額介護サービス費等の支給）

第１７条　被保険者は、法第５１条第１項による高額介護サービス費又は法第６１条第１項による高額介護予防サービス費の支給を受けようとするときは、様式第１８号の介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給申請書を管理者に提出しなければならない。

２　施行規則第８３条の２の３及び第９７条の２の２の規定による申請書は、様式第１８号の４の介護保険基準収入額適用申請書のとおりとする。

（高額医療合算介護サービス費等の支給）

第１７条の２　被保険者は、法第５１条の２第１項による高額医療合算介護サービス費又は法第６１条の２第１項による高額医療合算介護予防サービス費（以下「高額医療合算介護サービス費等」という。）の支給を受けようとするときは、様式第１８号の２の高額医療合算介護（介護予防）サービス費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書（以下この条において「交付申請書」という。）又は施行令第２２条の３第２項の基準日被保険者が同条第１項の基準日に加入していた医療保険者の定める高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書を管理者に提出しなければならない。ただし、当該医療保険者から高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書の写しの送付を受けた場合は、管理者に交付申請書の提出があったものとみなす。

２　管理者は、交付申請書の提出があったときは、様式第１８号の３の自己負担額証明書を当該申請者に交付するものとする。ただし、当該申請者が埼玉県後期高齢者医療広域連合、熊谷市国民健康保険、深谷市国民健康保険又は寄居町国民健康保険の被保険者である場合は、当該証明書の交付を省略することができるものとする。

（負担限度額認定申請等）

第１８条　被保険者は、法第５１条の３第１項又は第６１条の３第１項による特定入所者介護（介護予防）サービス費の支給を受けようとするときは、様式第１９号の介護保険負担限度額認定申請書を管理者に提出しなければならない。

２　管理者は、前項の申請に基づき特定入所者介護（介護予防）サービス費の負担限度額に係る認定をしたときは、様式第２０号の介護保険負担限度額認定証を交付するものとする。

３　被保険者は、第１項の特定入所者介護（介護予防）サービス費について、施行規則第８３条の８（施行規則第９７条の４及び第１７２条の２において準用する場合を含む。）の規定に基づき償還払いによる支給を受けようとするときは、様式第２１号の介護保険特定入所者介護（介護予防）サービス費差額支給申請書を管理者に提出しなければならない。

（特定負担限度額認定申請）

第１９条　被保険者は、施行法第１３条第５項による要介護旧措置入所者の特定入所者介護サービス費の支給を受けようとするときは、様式第２２号の介護保険／利用者負担額減額・免除等／特定負担限度額認定／申請書（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）を管理者に提出しなければならない。

２　管理者は、前項の申請に基づき要介護旧措置入所者の特定入所者介護サービス費の負担限度額に係る認定をしたときは、様式第２３号の介護保険特定負担限度額認定証を交付するものとする。

３　前条第３項の規定は、第１項の要介護旧措置入所者の特定入所者介護サービス費について、償還払いによる支給を受ける場合に準用する。

（居宅介護サービス費等の支給決定）

第２０条　管理者は、第１３条又は第１４条の申請について、支給する決定をしたときは、様式第２４号⑴により当該申請者に通知するものとする。

２　管理者は、第１５条の申請について、支給する決定をしたとき、又は支給しない決定をしたときは、様式第２４号⑵により当該申請者に通知するものとする。

３　管理者は、第１６条の申請について、支給する決定をしたとき、又は支給しない決定をしたときは、様式第２４号⑶により当該申請者に通知するものとする。

４　管理者は、第１７条の申請について、支給する決定をしたとき、又は支給しない決定をしたときは、様式第２５号により当該申請者に通知するものとする。

５　管理者は、第１７条第２項の規定による申請書を受理したときは、管理者は速やかに審査して介護保険基準収入額適用の判定をし、様式第３７号により当該申請者に通知するものとする。

６　管理者は、第１７条の２第１項の申請について、医療保険者又は埼玉県国民健康保険団体連合会から高額医療合算介護サービス費又は高額医療合算介護予防サービス費の支給額の計算に係る結果の通知を受けたときは、支給する決定又は支給しない決定を様式第２５号の２により、当該申請者に通知するものとする。

７　管理者は、第１８条及び第１９条の申請について、支給する決定をしたとき、又は支給しない決定をしたときは、様式第２６号により当該申請者に通知するものとする。

（利用者負担額減額・免除申請書）

第２１条　被保険者は、法第５０条又は第６０条による利用者負担の減額又は免除を受けようとするときは、様式第２７号の介護保険利用者負担額減額・免除申請書を管理者に提出しなければならない。

２　管理者は、前項の申請に基づき、利用者負担の減額又は免除を承認したときは、様式第２８号の介護保険利用者負担額減額・免除認定証を交付するものとする。

３　前２項の規定は、被保険者が施行法第１３条第１項の規定による旧措置入所者である場合について準用する。この場合において、第１項中「様式第２７号の介護保険利用者負担額減額・免除申請書」とあるのは「様式第２２号の介護保険／利用者負担額減額・免除等／特定負担限度額認定／申請書（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）」と、前項中「様式第２８号の介護保険利用者負担額減額・免除認定証」とあるのは「様式第３０号の介護保険利用者負担額減額・免除等認定証」と読み替えるものとする。

（受給資格証明書の交付）

第２２条　法第３６条の規定に基づく、要介護認定又は要支援認定を受けている被保険者が他市町村に転出する場合、管理者は、様式第３１号の介護保険受給資格証明書を交付しなければならない。

（支払方法の変更の記載の消除）

第２３条　被保険者は、法第６６条第３項に基づき、支払方法変更の記載の消除を受けようとするときは、様式第３２号の介護保険支払方法変更（償還払い）終了申請書を提出しなければならない。

（介護給付額減額等の免除）

第２４条　法第６９条第１項に基づき、給付額減額等の記載を受けた被保険者が、当該減額等の免除を受けようとするときは、様式第３３号の介護保険給付額減額等免除申請書を提出しなければならない。

（保険料の徴収猶予等）
第２５条　条例第８条第２項及び第９条第２項の申請書は、様式第３４号の介護保険料徴収猶予・減免申請書のとおりとする。
（保険料納付証明の申請）
第２６条　保険料の納付証明を受けようとする被保険者は、様式第３５号の介護保険料納付証明申請書を提出しなければならない。
（保険料に関する申告）
第２７条　条例第１０条に規定する申告書は、様式第３６号の介護保険料申告書のとおりとする。
（所掌事項）
第２８条　介護保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）は、次に掲げる事項について協議する。
⑴　介護保険事業計画の策定及び進行管理に関する事項
⑵　地域密着型サービスに関する事項
⑶　地域包括支援センターに関する事項
⑷　その他介護保険事業の運営上必要と認められる事項
（組織）
第２９条　運営協議会は、委員３０人以内で組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから、管理者が委嘱する。
⑴　被保険者を代表する者
⑵　組合議会議員
⑶　識見を有する者
⑷　関係団体の代表者
⑸　事業所の代表者
⑹　関係行政機関の職員
⑺　その他管理者が特に必要と認める者
（任期）
第３０条　運営協議会の委員の任期は、３年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（委員長及び副委員長）
第３１条　運営協議会に委員長及び副委員長１人を置く。
２　委員長は、委員の互選によりこれを定める。
３　副委員長は、委員長の指名によりこれを定める。
４　委員長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。
５　副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
（会議）
第３２条　運営協議会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。
２　運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
３　運営協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
４　委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
（庶務）
第３３条　運営協議会の庶務は、介護保険課において処理する。
（その他）
第３４条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附　則

（施行期日）
１　この規則は、平成１５年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　この規則の施行の日前に構成市町介護保険条例施行規則の規定によってした手続きその他の行為は、大里広域市町村圏組合介護保険条例施行規則の相当規定によってしたものとみなす。
３　この規則の施行の際現にある廃止前の構成市町の介護保険条例施行規則の様式による用紙については、当分の間、これに所要の調整をして使用することができる。

附　則（平成 17 年 3 月 15 日規則第１号）

この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則（平成 17 年 8 月 1 日規則第６号）

（施行期日）
１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）
２　この規則の施行の際現にある改正前の大里広域市町村圏組合介護保険条例施行規則の様式による用紙については、当分の間、これに所要の調整をして使用することができる。
附　則（平成 17 年 9 月 29 日規則第 7 号）
この規則は、平成１７年１０月１日から施行する。
附　則（平成 17 年 12 月 14 日規則第 10 号）
この規則は、平成１８年１月１日から施行する。
附　則（平成 18 年 1 月 24 日規則第 1 号）
この規則は、平成１８年１月３０日から施行する。
附　則（平成 18 年 3 月 31 日規則第 3 号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（平成 25 年 4 月 12 日規則第 1 号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（平成 27 年 8 月 1 日規則第 2 号）
この規則は、平成２７年８月１日から施行する。
附　則（平成 27 年 8 月 1 日規則第 3 号）
この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式３１号の改正規定は、平成２７年８月１日から施行する。
附　則（平成 27 年 12 月 4 日規則第 4 号）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の大里広域市町村圏組合介護保険条例施行規則の規定は、平成２７年８月１日から適用する。
附　則（平成 28 年 2 月 23 日規則第 1 号）
この規則は、平成２８年３月１日から施行する。
附　則（平成 28 年 3 月 25 日規則第 5 号）
この規則は、平成２８年４月１日から施行する。
附　則（平成 28 年 9 月 6 日規則第 9 号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（平成 29 年 12 月 21 日規則第 2 号）
この規則は、平成３０年２月１日から施行する。ただし、第１１条第２項の改定規定は、公布の日から施行する。
附　則（平成 30 年 6 月 1 日規則第 2 号）
この規則は、公布の日から施行し、改正後の様式第６号から第９号までの規定は、平成３０年４月１日から適用する。
附　則（平成 30 年 7 月 30 日規則第 4 号）
この規則は、平成３０年８月１日から施行する。
附　則（平成 30 年 9 月 26 日規則第 5 号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（平成 30 年 10 月 22 日規則第 6 号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（平成 31 年 4 月 17 日規則第 2 号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（令和 元年 7 月 17 日規則第 7 号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（令和 2 年 3 月 31 日規則第 3 号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（令和 3 年 3 月 16 日規則第 2 号）
（施行期日）
１　この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
２　この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これに所要の調整をして使用することができる。
附　則（令和 3 年 10 月 29 日規則第 5 号）
この規則は、公布の日から施行する。
附　則（令和 4 年 3 月 18 日規則第 2 号）
（施行期日）
１　この規則は、令和４年４月１日から施行する。ただし、様式第１３号及び様式第１３号の２の改正規定、様式第１９号（表面）の改正規定並びに様式第２０号（表面）の改正規定は、公布の日から施行す

る。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これに所要の調整をして使用することができる。

様式第１号（第２条関係）

介護保険資格取得・異動・喪失届

大里広域市町村圏組合管理者　宛
次のとおり届け出ます。

届出人氏名		本人と関係	
届出人住所	〒 電話番号　（　　）		
届出日 年　月　日		異動日 年　月　日	
届出事由			
新住所 〒			
旧住所 〒			
本年１月１日の住所			

資格異動年月日	
取得・異動・喪失	年　月　日

取得事由	喪失事由	異動事由
広域外転入	広域外転出	氏名変更
職権復活	職権喪失	住所変更
６５歳到達	死亡	世帯変更
適用除外非該当	適用除外該当	
その他取得	その他喪失	

氏名		生年月日	性別	続柄	被保険者番号 個人番号	要介護認定の有無	介護保険施設入所の有無	備考
フリガナ		年　月　日	男・女	世帯主		有・無	有・無	
フリガナ		年　月　日	男・女			有・無	有・無	
フリガナ		年　月　日	男・女			有・無	有・無	
フリガナ		年　月　日	男・女			有・無	有・無	
フリガナ		年　月　日	男・女			有・無	有・無	
フリガナ		年　月　日	男・女			有・無	有・無	

様式第２号（第２条関係）

介護保険住所地特例適用・変更・終了届

大里広域市町村圏組合管理者　宛

次のとおり住所地特例（適用・変更・終了）について届け出ます。

＊上記（適用・変更・終了）より該当するものに丸をつける

在宅→施設：適用　施設→施設：変更　施設→在宅：終了

		届出年月日	年　月　日
届出人氏名		本人との関係	
届出人住所	〒 電話番号　（　）		

＊届出者が被保険者本人の場合、届出者住所・電話番号は記載不要

被保険者	被保険者番号											個人番号	
	フリガナ											生年月日	年　月　日
	氏　名											性　別	男・女

世帯主	氏　名		世帯主との続柄		
				生年月日	年　月　日
				性　別	男・女

異動前情報	従前の住　所	〒 電話番号　（　）	
	＊異動前住所が施設の場合、以下も記入のこと		
	施設	名　称	
		退所年月日	年　月　日

異動後情報	現住所	〒 電話番号　（　）	
	＊異動後居住地が施設の場合、以下も記入のこと		
	施設	名　称	
		入所年月日	年　月　日

様式第３号（第２条関係）

介護保険被保険者証交付申請書

大里広域市町村圏組合管理者　宛

次のとおり申請します。

		申 請 年 月 日	年　　月　　日
申請者氏名		本人との関係	
申請者住所	〒 電話番号　　（　　）		

＊申請者が被保険者本人の場合、申請者住所・電話番号は記載不要

被保険者	フリガナ		個人番号	
	被保険者 氏　　名		生年月日	年　　月　　日
			性　　別	男　・　女
	住　　所	〒 電話番号　　（　　）		

医療保険者名		医療保険被保険者証 記号番号	

＊２号被保険者の被保険者証交付申請者用

様式第４号（第２条関係）

介護保険被保険者証等再交付申請書

大里広域市町村圏組合管理者　宛
次のとおり申請します。

		申請年月日	年　月　日
申請者氏名		本人との関係	
申請者住所	〒 電話番号　（　　）		

＊申請者が被保険者本人の場合、申請者住所・電話番号は記載不要

被保険者	被保険者番号		個人番号	
	フリガナ		生年月日	年　月　日
	被保険者氏名		性　別	男　・　女
	住　所	〒 電話番号　（　　）		

再交付する証明書等	1　被保険者証 2　資格者証 3　受給資格証明書 4　負担割合証 5　認定証（負担限度額認定証、特定負担限度額認定証、利用者負担額減額・免除等認定証） 6　その他（　　）
申請の理由	1　紛失・焼失　2　破損・汚損　3　その他（　　）

２号被保険者（４０歳から６４歳の医療保険加入者）のみ記入

医療保険者名		医療保険被保険者証 記号番号	

様式第５号（第３条関係）

年　　月　　日

大里広域市町村圏組合管理者　宛

介護保険施設

介護保険住所地特例対象施設入所(居)・退所(居)連絡票

次の者が下記の施設　に入所・入居 ・ を退所・退居　しましたので、連絡します。

入所(居)・退所(居) 年　月　日	年　　月　　日

被保険者	被保険者番号			
	フリガナ		生年月日	年　　月　　日
	氏　　名		性　　別	男　・　女
	入所(居)前住所	〒		
	退所(居)後住所 ＊１	〒		
	退所(居)理由	１　他の介護保険施設入所(居)　　２　死亡　　３　その他		

＊１死亡退所(居)の場合は記載不要

保険者名		保険者番号						

施設	名　　称	
	電話番号	（　　）
	所在地	〒

様式第６号（第６条関係）

（表　面）

介護保険資格者証（介護保険暫定被保険者証）

<table>
<tr><td colspan="2">有効期限</td><td colspan="4">年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="5">被保険者</td><td>番号</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>フリガナ</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td><td>性別</td><td>男・女</td></tr>
<tr><td colspan="2">交付年月日</td><td colspan="4">年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">要介護状態区分等</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">認定年月日</td><td colspan="4">年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">認定の有効期間</td><td colspan="4">年　月　日～　年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="8">居宅サービス等
（うち種類支給限度基準額）</td><td colspan="4">区分支給限度基準額</td></tr>
<tr><td colspan="4">年　月　日～　年　月　日　1箇月当たり　単位</td></tr>
<tr><td colspan="2">サービスの種類</td><td colspan="2">種類支給限度基準額</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">認定審査会の意見及びサービスの種類の指定</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">給付制限</td><td>内容</td><td colspan="3">期間</td></tr>
<tr><td></td><td>開始年月日
終了年月日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td>開始年月日
終了年月日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td>開始年月日
終了年月日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者及びその事業所の名称</td><td colspan="3">届出年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">届出年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">届出年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="4">介護保険施設等</td><td>種類</td><td></td><td>入所等
年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>名称</td><td></td><td>退所等
年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>種類</td><td></td><td>入所等
年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td>名称</td><td></td><td>退所等
年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">保険者番号並びに保険者の名称及び印</td><td colspan="4">□□□□□□
大里広域市町村圏組合</td></tr>
</table>

（ 裏 面 ）

注　　意　　事　　項

１　介護サービスを受けようとするときは、あらかじめ組合の窓口で要介護認定又は要支援認定を受けてください。

２　介護予防・生活支援サービス事業のサービスを受けようとするときは、あらかじめ基本チェックリストによる確認又は要支援認定を受けてください。

３　介護サービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者又は施設の窓口に提出してください。

４　介護予防・生活支援サービス事業のサービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業提供者に提出してください。

５　認定の有効期限を経過したときは、保険給付を受けられませんので、認定の有効期限を経過する６０日前から３０日前までの間に組合にこの証を提出し、認定の更新を受けてください。

６　居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービス（以下「居宅サービス等」という。）については、居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者に介護サービス計画若しくは介護予防サービス計画の作成を依頼した旨をあらかじめ組合に届け出た場合又は自ら介護サービス計画若しくは介護予防サービス計画を作成し、組合に届け出た場合に限って現物給付となります。これらの手続をしない場合は、組合からの事後払い（償還払い）になります。

７　居宅サービス等には保険給付の限度額が設定されます。

８　介護サービスを受けるときに支払う金額は、介護サービスに要した費用に、別途介護保険負担割合証に示された割合を乗じた金額です（居宅介護支援サービス及び介護予防支援サービスの利用支払額はありません。）。

９　介護予防・生活支援サービス事業のサービスを受けるときに支払う金額は、当該サービスに要した費用のうち組合が定める割合又は組合が定める額（事業提供者が額を定める場合においては、当該者が定める額）です。

１０　認定審査会の意見及びサービスの種類の指定欄に記載がある場合は、記載事項に留意してください。利用できるサービスの種類の指定がある場合は、当該サービス以外は保険給付を受けられません。

１１　被保険者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を組合に返してください。

１２　この証の表面の記載事項に変更があったときは、１４日以内に、この証を添えて、組合にその旨を届け出てください。

１３　不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

１４　特別の事情がないのに保険料を滞納した場合は、給付を組合からの事後払いとする措置（支払方法変更）、利用時支払額を３割（介護保険負担割合証に記載の「利用者負担の割合」欄に記載された割合が３割である場合は４割）とする措置（給付額減額）等を受けることがあります。

様式第７号（第７条関係）

介護保険〔 要介護認定・要支援認定 / 要介護更新認定・要支援更新認定 〕申請書

大里広域市町村圏組合管理者　宛
次のとおり申請します。

		申請年月日	年　月　日
申請者氏名		本人との関係	
提出代行者名称	該当に○（地域包括支援センター・居宅介護(介護予防)支援事業者・指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設、介護医療院）		
申請者住所	〒 電話番号　（　）		

＊申請者が被保険者本人の場合、申請者住所・電話番号は記載不要

被保険者	介護保険被保険者番号			個人番号		
	医療保険 保険者名			保険者番号		
	医療保険 被保険者証	記号		番号		枝番
	フリガナ			生年月日	年　月　日	
	氏名			性別	男・女	
	住所	〒 電話番号　（　）				
	前回の要介護認定の結果等	＊要介護・要支援更新認定の場合のみ記入	要介護状態区分　1　2　3　4　5　　要支援状態区分　1　2			
			有効期限　年　月　日から　年　月　日			
		※14日以内に他自治体から転入した者のみ記入	転出元自治体（市町村）名［　］ 現在、転出元自治体に要介護・要支援認定を申請中ですか。 （既に認定結果通知を受け取っている場合は「いいえ」を選択してください） はい・いいえ 「はい」の場合、申請日　年　月　日			
	現在、入院・入所している施設（短期入所も含む）	施設名（病院・介護保険施設等の名称）				
		所在地				
	有・無	入院・入所期間　年　月　日から　年　月　日				

主治医	主治医の氏名		医療機関名	
	所在地	〒 電話番号　（　）		

2号被保険者（40歳から64歳の医療保険加入者）のみ記入

特定疾病名	

① 介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書を、大里広域市町村圏組合から被保険者が依頼した地域包括支援センター、居宅介護（介護予防）支援事業者、居宅(介護予防)サービス事業者、介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した医師又は認定調査に従事した調査員に提供すること。

② （更新申請の場合のみ）申請日から３０日以内に認定がされない場合でも、現在の有効期間内に認定がされるときは、大里広域市町村圏組合が認定延期通知を省略すること。

上記について同意します。

本人氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第８号（第８条関係）

介護保険　要介護認定・要支援認定区分変更申請書

大里広域市町村圏組合管理者　宛
次のとおり申請します。

		申請年月日	年　月　日
申請者氏名		本人との関係	
提出代行者名称	該当に○（地域包括支援センター・居宅介護(介護予防)支援事業者・指定介護老人福祉施設・介護老人保健施設・指定介護療養型医療施設、介護医療院）		
申請者住所	〒 電話番号　（　）		

＊申請者が被保険者本人の場合、申請者住所・電話番号は記載不要

被保険者	介護保険被保険者番号			個人番号	
	医療保険 保険者名			保険者番号	
	医療保険 被保険者証	記号		番号	枝番
	フリガナ			生年月日	年　月　日
	氏　名			性　別	男　・　女
	住　所	〒 電話番号　（　）			
	現在の要介護状態区分等	要介護状態区分　1　2　3　4　5　　要支援状態区分　1　2			
		有効期限　年　月　日から　年　月　日			
	変更申請の理由				
	現在、入院・入所している施設（短期入所も含む）	施設名（病院・介護保険施設等の名称）			
		所在地			
	有　・　無	入院・入所期間　年　月　日から　年　月　日			

主治医	主治医の氏名		医療機関名	
	所在地	〒 電話番号　（　）		

２号被保険者（40歳から64歳の医療保険加入者）のみ記入

特定疾病名	

① 介護サービス計画の作成等介護保険事業の適切な運営のために必要があるときは、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書を、大里広域市町村圏組合から被保険者が依頼した地域包括支援センター、居宅介護(介護予防)支援事業者、居宅(介護予防)サービス事業者、介護保険施設の関係人、主治医意見書を記載した医師又は認定調査に従事した調査員に提供すること。

②（更新申請の場合のみ）申請日から３０日以内に認定がされない場合でも、現在の有効期間内に認定がされるときは、大里広域市町村圏組合が認定延期通知を省略すること。

上記について同意します。

本人氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第９号（第９条関係）

主治医意見書１

保険者番号 □□□□□□　被保険者番号 □□□□□□□□□□

申請事由 □□ [□施設 □在宅]　記入日 □□年□□月□□日

(ﾌﾘｶﾞﾅ) 申請者		男 ・ 女	〒　連絡先
	年　月　日　生（　）歳		

上記の申請者に関する意見は以下の通りです。

主治医として、本意見書が介護サービス計画作成に利用されることに □同意する。 □同意しない。

医師氏名　医療機関名

医療機関所在地

電話　FAX

(1)最終診察日	年　月　日
(2)意見書作成回数	□初回 □２回目以上
(3)他科受診の有無	□有 □無 (有の場合)→ □内科 □精神科 □外科 □整形外科 □脳神経外科 □皮膚科 □泌尿器科 □婦人科 □眼科 □耳鼻咽喉科 □ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ科 □歯科 □その他（　）

1.傷病に関する意見

(1) 診断名（特定疾病または生活機能低下の直接の原因となっている傷病名については１．に記入）及び発症年月日

１．　発症年月日　（　年　月　日頃）

２．　発症年月日　（　年　月　日頃）

３．　発症年月日　（　年　月　日頃）

(2) 症状としての安定性　□安定 □不安定 □不明

(「不安定」とした場合、具体的な状況を記入)

(3) 生活機能低下の直接の原因となっている傷病または特定疾病の経過及び投薬内容を含む治療内容
〔最近（概ね６ヶ月以内）介護に影響のあったもの及び特定疾病についてはその診断の根拠等について記入〕

2.特別な医療　(過去１４日間以内に受けた医療のすべてにチェック)

処置内容　□点滴の管理 □中心静脈栄養 □透析 □ストーマの処置 □酸素療法
□レスピレーター □気管切開の処置 □疼痛の看護 □経管栄養

特別な対応　□モニター測定(血圧、心拍、酸素飽和度等) □褥瘡の処置

失禁への対応　□カテーテル(コンドームカテーテル、留置カテーテル　等)

3.心身の状態に関する意見

(1) 日常生活の自立度等について

・障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）　□自立 □J1 □J2 □A1 □A2 □B1 □B2 □C1 □C2

・認知症高齢者の日常生活自立度　□自立 □Ⅰ □Ⅱa □Ⅱb □Ⅲa □Ⅲb □Ⅳ □M

(2) 認知症の中核症状（認知症以外の疾患で同様の症状を認める場合を含む）

・短期記憶　□問題なし □問題あり

・日常の意思決定を行うための認知能力　□自立 □いくらか困難 □見守りが必要 □判断できない

・自分の意思の伝達能力　□伝えられる □いくらか困難 □具体的要求に限られる □伝えられない

(3) 認知症の行動・心理症状（BPSD）（該当する項目全てチェック：認知症以外の疾患で同様の症状を認める場合を含む）

□無 □有 { □幻視・幻聴 □妄想 □昼夜逆転 □暴言 □暴行 □介護への抵抗 □徘徊
□火の不始末 □不潔行為 □異食行動 □性的問題行動 □その他(　)

(4) その他の精神・神経症状

□無 □有　症状名：

専門医受診の有無　□有(　科) □無〕

主治医意見書２

保険者番号 □□□□□□ 被保険者番号 □□□□□□□□□□

(5) 身体の状況

利き腕(□右□左) 身長＝＿＿＿cm 体重＝＿＿＿ kg(過去６ヶ月の体重の変化 □増加 □維持 □減少)

□四肢欠損 (部位:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿)

□麻痺 □右上肢(程度: □軽□中□重) □左上肢(程度: □軽□中□重)

□右下肢(程度: □軽□中□重) □左下肢(程度: □軽□中□重)

□その他(部位: 程度: □軽□中□重)

□筋力の低下 (部位:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿) (程度: □軽□中□重)

□関節の拘縮 (部位:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿) (程度: □軽□中□重)

□関節の痛み (部位:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿) (程度: □軽□中□重)

□失調・不随意運動 ・上肢 □右□左 ・下肢 □右□左 ・体幹 □右□左

□褥瘡 (部位:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿) (程度: □軽□中□重)

□その他の皮膚疾患 (部位:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿) (程度: □軽□中□重)

４.生活機能とサービスに関する意見

(1)移動

屋外歩行	□自立	□介助があればしている	□していない
車椅子の使用	□用いていない	□主に自分で操作している	□主に他人が操作している
歩行補助用具・装具の使用(複数選択可)	□用いていない	□屋外で使用	□屋内で使用

(２)栄養・食生活

食事行為	□自立ないし何とか自分で食べられる	□全面介助
現在の栄養状態	□良好	□不良

→ 栄養・食生活上の留意点(　　)

(3)現在あるかまたは今後発生の可能性の高い状態とその対処方針

□尿失禁 □転倒・骨折 □移動能力の低下 □褥瘡 □心肺機能の低下 □閉じこもり □意欲低下 □徘徊

□低栄養 □摂食・嚥下機能低下 □脱水 □易感染性 □がん等による疼痛 □その他(　　)

→ 対処方針 (　　)

(4)サービス利用による生活機能の維持・改善の見通し

□期待できる □期待できない □不明

(5)医学的管理の必要性 (特に必要性の高いものには下線を引いて下さい。予防給付により提供されるサービスを含みます。)

□訪問診療 □訪問看護 □訪問歯科診療 □訪問薬剤管理指導 □訪問リハビリテーション

□短期入所療養介護 □訪問歯科衛生指導 □訪問栄養食事指導 □通所リハビリテーション

□老人保健施設 □介護医療院 □その他の医療系サービス (　　)

□特記すべき項目なし

(6)サービス提供時における医学的観点からの留意事項(該当するものを選択するとともに具体的に記載)

□血圧(　　) □摂食(　　) □嚥下(　　)

□移動(　　) □運動(　　) □その他(　　)

□特記すべき項目なし

(7)感染症の有無(有の場合は具体的に記入してください)

□無 □有 (　　) □不明

５．特記すべき事項

要介護認定及び介護サービス計画作成時に必要な医学的なご意見等を見守りに影響を及ぼす疾病の状況等の留意点を含め記載して下さい。特に、介護に要する手間に影響を及ぼす事項について記載して下さい。なお、専門医等に別途意見を求めた場合はその内容、結果も記載して下さい。(情報提供書や障害者手帳の申請に用いる診断書等の写しを添付して頂いても結構です。)

様式第９号の２（第９条の２関係）

第　　号
年　　月　　日

様

大里広域市町村圏組合　管理者　氏　　名　印

介護保険　診断命令書

年　　月　　日にあなたが行った申請について、介護保険法の規定に基づき要介護認定・要支援認定等を行うにあたって、医師の意見を求める必要があるので、下記のとおり受診してください。

記

被保険者番号											被保険者氏名	

診断を行う医療機関	名　　称	
	担当医師名	
	所　在　地	
	電 話 番 号	

＊診断を受ける日時或いは期間	
＊診断を受ける場所	

１　診断を受けるときは、この書類を医療機関に提示してください。
２　指定をした日時に診断を受けることができない場合は、診断を受ける医療機関及び大里広域市町村圏組合介護保険課の両方に必ず連絡してください。
３　この診断を受けないときは、介護保険法第２７条第１０項等の規定により、あなたの要介護認定・要支援認定等の申請が却下されることがあります。

問い合わせ先
大里広域市町村圏組合介護保険課
所在地
電話番号

様式第１０号（第１０条関係）

介護保険サービスの種類指定変更申請書

大里広域市町村圏組合管理者　宛
次のとおり申請します。

		申請年月日	年　月　日
申請者氏名		本人との関係	
申請者住所	〒 電話番号　（　）		

＊申請者が被保険者本人の場合、申請者住所・電話番号は記載不要

被保険者	介護保険被保険者番号			個人番号			
	医療保険 保険者名			保険者番号			
	医療保険 被保険者証	記号		番号		枝番	
	フリガナ			生年月日	年　月　日		
	氏名			性別	男・女		
	住所	〒					
	現に受けている要介護・要支援認定の内容	要介護状態区分　１　２　３　４　５		要支援状態区分　１　２			
		有効期間　年　月　日から　年　月　日					
新たに指定を受けようとするサービスの種類又は現に受けているサービスの種類記載の消徐を求める旨							
種類指定変更理由							

主治医	主治医の氏名		医療機関名	
	所在地	〒 電話番号　（　）		

２号被保険者（40 歳から 64 歳の医療保険加入者）のみ記入

特定疾病名	

様式第１１号（第１１条関係）

文書記号第　　号
年　　月　　日

様

大里広域市町村圏組合
管理者　　氏　　名　　印

介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書

年　　月　　日にあなたが行った要介護認定・要支援認定等の申請について、介護認定審査会において次のとおり審査判定されましたので、認定し通知します。

被保険者番号											被保険者氏名	
判定結果												
判定年月日					年	月	日					
理由												
介護認定審査会の意見・サービスの種類の指定												
認定の有効期間					年	月	日 ～			年	月	日

・　認定の有効期間内であっても、心身の状態が変化した等の場合は、認定変更の申請を行うことができます。
・　サービスの種類の指定を受けた場合には、その後の心身状態の変化により、必要があるときには、当該指定にかかるサービス種類の変更申請を行うことができます。
・　認定の有効期間の満了後においても要介護・要支援状態に該当すると見込まれるときは、認定の有効期間の満了の日の６０日前から認定の更新の申請をすることができます。

問い合わせ先

（裏面にも記載があります）

（裏面）

1　審査請求について

この処分について審査請求をする場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に埼玉県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

提出先　埼玉県介護保険審査会（事務局：　　）

所在地

電話番号

2　取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、１の審査請求に対する裁決を経た後に、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、大里広域市町村圏組合を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において大里広域市町村圏組合を代表する者は、大里広域市町村圏組合管理者です。

ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の①から③までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

①　審査請求があった日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき。

②　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第１２号（第１１条関係）

文書記号第　　号
年　　月　　日

様

大里広域市町村圏組合
管理者　　氏　　名　　印

介護保険　要介護認定・要支援認定延期通知書

年　　月　　日にあなたが申請を行った介護保険法に基づく要介護認定・要支援認定等を下記のとおり延期しますので、通知します。

被保険者番号											被保険者氏名	

理由

処理見込期間　　年　　月　　日までに認定通知予定

問い合わせ先
大里広域市町村圏組合
所在地
電話番号

様式第１３号（第１２条関係）

介護保険居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）
・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書

区　分
介護　　介護予防　　総合事業

ﾌﾘｶﾞﾅ		被保険者番号	
被保険者氏名		個人番号	
		生年月日	性別
		年　月　日	

居宅（介護予防）サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼（変更）する事業者

事業者の事業所名		事業所の所在地	
		事業所番号	

適　用　開　始（変　更）日	年　月　日
事業所を変更する場合の事由等	※事業所を変更する場合のみ記入してください。

大里広域市町村圏組合管理者　宛

上記の居宅介護（介護予防）支援事業者に居宅（介護予防）サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼することを届出します。

年　月　日

住所

申請者　　電話番号　（　）

氏名

受付者確認欄	□被保険者資格　□届出の重複　□（基本）チェックリスト

居宅サービス計画の作成を依頼（変更）する居宅介護支援事業者が居宅介護支援の提供にあたり、被保険者の状況を把握する必要がある時は、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書を当該居宅介護支援事業者に必要な範囲で提示することに同意します。

年　月　日　氏名

（注意）
1　この届出書は、要介護（要支援）認定の申請時、居宅（予防介護）サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼する事業所が決まり次第、速やかに大里広域市町村圏組合介護保険課又は各市町介護保険事務所へ提出してください。
2　居宅（介護予防）サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼する事業所を変更するときは、変更年月日を記入の上、必ず大里広域市町村圏組合介護保険課又は各市町介護保険事務所に届け出てください。届出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。

様式第１３号の２（第１２条関係）

（介護予防）小規模多機能型居宅介護　居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書

区　分
新規・変更

ﾌﾘｶﾞﾅ		被保険者番号	
被保険者氏名		個人番号	
		生年月日	性別
		年　月　日	

居宅（介護予防）サービス計画の作成を依頼（変更）する事業者

事業者の事業所名		事業者の所在地	
		事業所番号	

適　用　開　始（変　更）日	年　月　日
事業所を変更する場合の事由等	※事業所を変更する場合のみ記入してください。

（介護予防）小規模多機能型居宅介護の利用開始月における居宅サービス等の利用の有無	※　（介護予防）小規模多機能型居宅介護の利用前の居宅サービス（居宅療養管理指導及び特定施設入居者生活介護を除く。）及び地域密着型サービス（夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護及び認知症対応型共同生活介護（短期利用型）に限る。）の利用の有無を記入してください。

□　居宅サービス等の利用あり
（利用したサービス：　　）
□　居宅サービス等の利用なし

大里広域市町村圏組合管理者　宛

上記の（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業者に居宅（介護予防）サービス計画の作成を依頼することを届出します。

年　　月　　日

住所

申請者　　電話番号　　（　　）

氏名

受付者確認欄	□被保険者資格　　□届出の重複

居宅サービス計画の作成を依頼（変更）する居宅介護支援事業者が居宅介護支援の提供にあたり、被保険者の状況を把握する必要がある時は、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書を当該居宅介護支援事業者に必要な範囲で提示することに同意します。

年　月　日　氏名

（注意）　１　この届出書は、要介護（要支援）認定の申請時又は居宅（介護予防）サービス計画の作成を依頼する事業所が決まり次第、速やかに大里広域市町村圏組合介護保険課又は各市町介護保険事務所へ提出してください。

２　居宅（介護予防）サービス計画の作成を依頼する事業所を変更するときは、変更年月日を記入の上、必ず大里広域市町村圏組合介護保険課又は各市町介護保険事務所に届け出てください。届出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。

様式第１４号（第１３条関係）

介護保険居宅介護（介護予防）サービス費等支給申請書（償還払い用）

介護保険居宅介護（介護予防）サービス費、特例居宅介護（介護予防）サービス費
居宅介護（介護予防）サービス計画費、特例居宅介護（介護予防）サービス計画費
施設介護サービス費、特例施設介護サービス費、
地域密着型介護(介護予防)サービス費、特例地域密着型介護(介護予防)サービス費
支給申請書

（　　年　月分）

ﾌﾘｶﾞﾅ		保険者番号	
被保険者氏名		被保険者番号	
生年月日	年　月　日	性別	男・女
住所	〒 電話番号　（　）		
支払金額合計	円		
申請理由			

大里広域市町村圏組合管理者　宛

上記のとおり、関係書類を添えて居宅介護（介護予防）サービス費、特例居宅介護（介護予防）サービス費、居宅介護（介護予防）サービス計画費、特例居宅介護（介護予防）サービス計画費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費、地域密着型介護(介護予防)サービス費又は特例地域密着型介護(介護予防)サービス費の支給を申請します。

年　月　日

住所

申請者　　電話番号　（　）

氏名

注意・この申請書の裏面に該当月分の領収書及びサービス提供証明書又は居宅介護予防提供証明書も併せて添付してください。

上記の給付費を下記の口座に振り込んで下さい。

口座振込依頼欄	銀行･農協 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所	種目	口座番号
	金融機関コード	店舗コード	1普通預金 2当座預金 3その他	
	ﾌﾘｶﾞﾅ			
	口座名義人			

様式第１５号（第１４条関係）

介護保険特例サービス費等支給申請書（受領委任用）

（特例居宅介護（介護予防）サービス費、特例居宅介護（介護予防）サービス計画費、特例施設介護サービス費、特例地域密着型介護(介護予防)サービス費）支給申請書

（　　年　　月分）

フリガナ		保険者番号	
被保険者氏名		被保険者番号	
生年月日	年　月　日	性別	男・女
住所	〒 電話番号　（　　）		
費用額合計	円	うち被保険者負担分	円

大里広域市町村圏組合管理者　宛

上記のとおり、特例居宅介護（介護予防）サービス費、特例居宅介護（介護予防）サービス計画費、特例施設介護サービス費、特例地域密着型介護(介護予防)サービス費の支給を申請します。
また、上記請求に基づく給付金の受領方を下記の者に委任します。

年　　月　　日

申請者
住所　　電話番号　（　　）
氏名　　印(自署する場合は、押印不要)

受取人の氏名及び事業者名	（事業者名）
受取人の住所	〒

口座振込依頼欄	銀行・農協 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所	種目	口座番号
	金融機関コード	店舗コード	1普通預金 2当座預金 3その他	
	フリガナ			
	口座名義人			

注意　・　保険料を完納されていない方で、支払方法の変更により償還払い給付となっている方は受領委任による給付はできません。
・　受領委任契約事業者等は、この申請書の裏面に該当月分のサービス提供証明書を添付してください。

様式第１６号（第１５条関係）

介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書

（償還払・委任払）

フリガナ		保険者番号	
被保険者氏名		被保険者番号	
生年月日	年　月　日	性別	男・女
住所	〒 電話番号　（　）		

福祉用具名（種目名及び商品名）	製造事業者名及び販売事業者名	購入金額（総費用額）	購入日
種目	製造	円	年　月　日
商品	販売		
種目	製造	円	年　月　日
商品	販売		
種目	製造	円	年　月　日
商品	販売		

福祉用具が必要な理由	

大里広域市町村圏組合管理者　宛

上記のとおり関係書類を添えて居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給を申請します。

年　月　日

住所

申請者　　電話番号　（　）

氏名

注意・この申請書の裏面に、領収書及び福祉用具のパンフレット等を添付して下さい。

・「福祉用具が必要な理由」については、個々の用具ごとに記載して下さい。欄内に記載が困難な場合は、裏面に記載して下さい。

・委任払いを希望する場合は、「委任払いに係る委任状及び同意書」を添付してください。

居宅介護（介護予防）福祉用具購入費を下記の口座に振り込んで下さい。

口座振込依頼欄	銀行・農協 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所	種目	口座番号
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金 2 当座預金 3 その他	
	フリガナ			
	口座名義人			

様式第１７号（第１６条関係）

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書

（償還払・委任払）

ﾌﾘｶﾞﾅ		保険者番号	
被保険者氏名		被保険者番号	
生 年 月 日	年　月　日	性　別	男 ・ 女
住　所	〒 電話番号　（　）		
住宅の所有者	本人との関係（　）		
改修の内容・箇所及び規模		業 者 名	
		着工予定日	年　月　日
		完成予定日	年　月　日
改 修 予 定 額	円		

大里広域市町村圏組合管理者　宛

上記のとおり関係書類を添えて居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を申請します。

年　月　日

申請者　住所　電話番号　（　）　氏名

注意・この申請書に、住宅改修に要する費用の見積書、図面、改修前の写真、介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要な理由書を添付して下さい。

・　改修を行う住宅の所有者が当該被保険者でない場合は､所有者の承諾書も併せて添付して下さい。

・委任払いを希望する場合は､「委任払いに係る委任状及び同意書」を添付してください。

居宅介護（介護予防）住宅改修費を下記の口座に振り込んで下さい。

口座振込依頼欄	銀行･農協 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所	種目	口　座　番　号
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金 2 当座預金 3 その他	
	ﾌﾘｶﾞﾅ			
	口座名義人			

＊申請書・振込先口座名義人が被保険者と異なる場合は委任状が必要となります。

様式第１８号（第１７条関係）

介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給申請書

年　　月

ﾌﾘｶﾞﾅ				保険者番号	
被保険者氏名				被保険者番号	
生　年　月　日	年　　月　　日	性別		個人番号	
住　　所	〒 電話番号　　（　　）				

		氏　　名	生年月日	性別	介護保険の被保険者の場合 被保険者番号
世帯構成	世帯主				
	世帯員				

大里広域市町村圏組合管理者　宛

上記のとおり高額介護（介護予防）サービス費の支給を申請します。

年　　月　　日

住所

申請者　　電話番号　　（　　）

氏名

注意　・　今回の支給以降、高額介護（介護予防）サービス費が支給される場合、申請手続きは不要となります。
また、支給金額は今回申請した指定口座に振り込まれます。
・　給付制限を受けている方については、高額介護（介護予防）サービス費の支給ができない場合があります。

高額介護（介護予防）サービス費を下記の口座に振り込んで下さい。

口座振込依頼欄	銀行･農協 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所	種目	口　座　番　号
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金 2 当座預金 3 その他	
	ﾌﾘｶﾞﾅ			
	口座名義人			

口座変更の場合は、訂正して下さい。

様式第１８号の２(第１７条の２関係)

高額医療合算介護（介護予防）サービス費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書

申請対象年度	年度	申請区分	1　新規	2　変更	3　取下げ	(保険者等記入欄)	支給申請書整理番号	

フリガナ		生年月日	年　月　日　生	性別		計算期間の始期及び終期	年　月　～　年　月
氏　名		個人番号					

国民健康保険資格情報

保険者番号	被保険者証記号	被保険者証番号	続柄	保険者名称	加入期間
			1　世帯主 2　擬制世帯主 3　世帯員		年　月　日から　年　月　日まで

後期高齢者医療資格情報

保険者番号	被保険者番号	広域連合名称	加入期間
			年　月　日から　年　月　日まで

介護保険資格情報

保険者番号	被保険者番号	保険者名称	加入期間
			年　月　日から　年　月　日まで

支給方法	口座管理番号	振込口座記入欄	銀　行 信用金庫 信用組合 (　　)	金融機関コード	本　店 支　店 出張所 (　　)	店舗コード	種　目	口座番号	フリガナ		振込先口座管理番号
1　窓口払い 2　口座振込							1 普通預金 2 当座預金 (　　)		口座名義人		

保険者加入歴		保険者名	加入期間	添付の自己負担額証明書整理番号	備考欄
	1		年　月　日から 年　月　日まで		
	2		年　月　日から 年　月　日まで		
	3		年　月　日から 年　月　日まで		

大里広域市町村圏組合管理者　宛

年　月　日

郵便番号
住所
申請代表者
氏名
電話番号

①　上記対象者について、高額介護合算療養費(高額医療合算介護(予防)サービス費)の支給を申請します。

②　上記対象者について、自己負担額証明書の交付を申請します。

※自己負担額証明書の交付申請を行う場合、①・②のいずれも丸で囲んで下さい。

高額介護合算療養費(高額医療合算介護(予防)サービス費)の支給申請を行う場合、①のみを丸で囲んで下さい。

(裏面にも記載があります)

	枚中		枚目

ご記入上の注意事項等

１．高額介護合算療養費等支給申請について

（１）医療保険の自己負担額と介護保険の自己負担額を合計した結果、一定の限度額を超えた場合に、その超えた額が高額介護合算療養費（高額医療合算介護（予防）サービス費）として支給されます。

（２）各資格情報欄については、申請対象年度末日（記載年の７月末日）に加入する医療保険（介護保険）の資格情報を記載して下さい。

（３）国民健康保険資格情報の続柄欄、「2.擬制世帯主」とは世帯員が国保の被保険者であるが、世帯主は国保の加入者ではない場合を指します。

（４）計算期間の始期及び終期の間に加入する医療保険（介護保険）に変更があった場合、保険者加入暦欄に以前に加入していた医療保険（介護保険）の保険者名称（広域連合名称）と加入期間を記載し、また同保険者（広域連合）加入時の自己負担額証明書を添付する場合には同証明書整理番号を記載して下さい。添付する同証明書がない場合には、「添付なし」と記載して下さい。

なお、申請対象年度末日に加入している医療保険（介護保険）については、当該保険者加入歴欄への記載は不要です。

（５）複数名の支給額の同一口座への振込を希望する場合、該当者の振込口座記載欄（金融機関名から口座名義人まで）は記載せず、振込先口座管理番号欄に希望振込先口座の口座管理番号を記載して下さい。

例）口座管理番号２の被保険者への支給額を、口座管理番号１の被保険者の口座へ振り込んでほしい場合、口座管理番号２の被保険者の振込口座記載欄は記載せず、振込先口座管理番号欄に１と記載する。

（６）備考欄には、以下の内容を記載して下さい。

①国民健康保険、後期高齢者医療の被保険者

・当該医療保険者（広域連合）の所在地、及び同医療保険者における計算期間内の受診歴（以前に加入していた医療保険者における受診歴は記載する必要はありません。）

②健保組合等被用者保険の被保険者で介護保険の被保険者

・健保組合等被用者保険の名称、所在地、及び同保険者における計算期間内の受診歴

③死亡・海外移住・生保適用等により計算期間の途中に被保険者資格を喪失した者（ただし、介護保険適用除外施設入所・他保険者への転出による資格喪失者を除く）

・被保険者資格を喪失した年月日、被保険者資格を喪失した事由

（７）国民健康保険における高額介護合算療養費は、世帯主・世帯員の支給合計額が世帯主（擬制世帯主）の口座に振り込まれることとなりますので、ご留意下さい。

（８）２名を超える対象者を記載する場合等、複数枚に渡ることがわかるよう、右下の頁欄に全体の枚数と何枚目かを記載して下さい。

（９）介護保険被保険者証が交付されていない介護保険被保険者については、介護保険情報（保険者番号、被保険者番号、保険者の名称、加入期間）の記載は不要です。

（１０）介護保険で給付制限を受けており、自己負担が３割となっている方については、その給付制限期間中は自己負担額が零として計算されることとなり、高額医療合算介護（予防）サービス費の支給ができない場合があります。

２．自己負担額証明書交付申請について

（１）自己負担額証明書の交付を申請する場合、必ず同じ市町村の保険者番号を記載して下さい（２以上の市町村の保険者番号を記載しないで下さい)。

（２）各医療保険（介護保険）資格情報ごとに、複数保険者分の自己負担額証明書が必要である場合、それぞれの保険者へ申請する必要があります。

様式第１８号の３（第１７条の２関係）

様

自己負担額証明書

下記のとおり証明いたします。

フリガナ					
氏　　名					
生年月日	年　　月　　日	性　別	男　・　女	証明対象年度	
自己負担額証明書整理番号					
保険者番号		被保険者番号			
対象となる計算期間					
計算期間において被保険者であった期間					

サービス提供年月	自己負担額	うち７０歳～７４歳の者に係る自己負担額	摘要
計			

年　　月　　日

大里広域市町村圏組合

管理者　　氏　　名　　印

（問い合せ先）

様式第１８号の４（第１７条関係）

介護保険基準収入額適用申請書

年　　月　　日

大里広域市町村圏組合管理者　宛

次のとおり関係書類を添えて、高額介護サービス費の負担区分判定に係る収入額を申請します。

1	フ　リ　ガ　ナ		被保険者番号	
	被保険者氏名		個人番号	
			性　　別	男　・　女
	生　年　月　日	年　　月　　日		
2	フ　リ　ガ　ナ		被保険者番号	
	被保険者氏名		個人番号	
			性　　別	男　・　女
	生　年　月　日	年　　月　　日		
3	フ　リ　ガ　ナ		被保険者番号	
	被保険者氏名		個人番号	
			性　　別	男　・　女
	生　年　月　日	年　　月　　日		
住　　所				
		電話番号		

氏　　名				
年中の収入	公的年金	円	円	円
	給　　与 （パート収入等を含む）	円	円	円
	（　　） （年金・給与以外の収入）	円	円	円
	合　　計	円	円	円

申請者が被保険者本人の場合には、下記について記載は不要です。

申請者氏名	電話番号（自宅・勤務先）
申請者住所	本人との関係

注意事項

（1） 市町村民税が課税されている・いないにかかわらず、ご本人（４０歳以上６５歳未満の方は除く。）及び同じ世帯におられる６５歳以上の方それぞれの収入額を公的年金・給与・その他の収入に分けてご記入ください。

（2） 収入額はすべてご記入ください。ただし、退職金及び公租公課の対象とならない収入（障害者年金・遺族年金・恩給・特別弔慰金・災害弔慰金など）は除きます。

（3） 公的年金等源泉徴収票・給与源泉徴収票・確定申告書の写しなど、公的年金及び給与収入額が確認できる書類を添付してください。ただし、１月１日において大里広域市町村圏内（熊谷市・深谷市・寄居町）に住所がある方の公的年金収入の場合については添付書類は不要です。また、収入額を確認できる書類がなく、かつ、収入額を証明する書類が発行されていない収入についても添付書類は不要です。

様式第 19 号（第 18 条関係）

介護保険負担限度額認定申請書

（申請先 ）　　年　月　日

大里広域市町村圏組合管理者宛

次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費（滞在費）に係る負担限度額認定を申請します。

フ リ ガ ナ		被保険者番号	
被保険者氏名		性　別	男　・　女
生 年 月 日	年　月　日	個人番号	
住　所	電話番号		
入所（院）した介護保険施設の所在地及び名称(※)	電話番号		
入所（院）年月日(※)	年　月　日	（※）介護保険施設に入所（院）していない場合及びショートステイを利用している場合は、記入不要です。	

配偶者の有無		有　・　無		左記において「無」の場合は、以下の「配偶者に関する事項」については、記入不要です。
配偶者に関する事項	フリガナ			
	氏　名			
	生年月日	年　月　日	個人番号	
	住　所	電話番号		
	本年１月１日現在の住所（現住所と異なる場合）			
	課税状況	市町村民税　課税　・　非課税		

収入等に関する申告	□	①生活保護受給者/②市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者
	□	③市町村民税世帯非課税者であって、 課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額 80 万円以下です。（受給している年金に○して下さい。以下同じ。） ※寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。以下同じ。
	□	④市町村民税世帯非課税者であって、 課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額 80 万円を超え、120 万円以下です。
	□	⑤市町村民税世帯非課税者であって、 課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額 120 万円を超えます。
預貯金等に関する申告 ※通帳等の写しは別　添	□	預貯金、有価証券等の金額の合計が②の方は 1000 万円（夫婦は 2000 万円）、③の方は 650 万円（同 1650 万円）、④の方は 550 万円（同 1550 万円）、⑤の方は 500 万円（同 1500 万円）以下です。 ※第２号被保険者（40 歳以上 64 歳以下）の場合、③～⑤の方は 1000 万円（夫婦は 2000 万円）以下です。

預貯金額	円	有価証券（評価概算額）	円	その他（現金・負債を含む）	（　　）※ 円 ※内容を記入して下さい

申請者が被保険者本人の場合には、下記について記載は不要です。

申請者氏名	電話番号（自宅・勤務先）
申請者住所	本人との関係

注意事項(1)　この申請書における「配偶者」については、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。
(2)　預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数保有している場合は、そのすべてを記入し、通帳等の写しを添付してください。
(3)　書き切れない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
(4)　虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第２２条第１項の規定に基づき、支給された額及び最大２倍の加算金を返還していただくことがあります。

（表面）

同意書

大里広域市町村圏組合　管理者　宛

介護保険負担限度額認定のために必要があるときは、官公署、年金保険者又は銀行、信託会社その他の関係機関（以下「銀行等」という。）に私及び私の配偶者（内縁関係の者を含む。以下同じ。）の課税状況及び保有する預貯金並びに有価証券等の残高について、報告を求めることに同意します。

また、大里広域市町村圏組合管理者の報告要求に対し、銀行等が報告することについて、私及び私の配偶者が同意している旨を銀行等に伝えて構いません。

年　　月　　日

＜本人＞

住所

氏名　　印　（自署する場合は、押印不要）

＜配偶者＞

住所

氏名　　印　（自署する場合は、押印不要）

（裏面）

様式第２０号（第１８条関係）

介護保険負担限度額認定証

（表面）

介護保険負担限度額認定証

交付年月日　　年　月　日

被保険者	番号			
	住所			
	フリガナ			
	氏名			
	生年月日	年　月　日	性別	
	適用年月日	年　月　日から		
	有効期限	年　月　日まで		
食費の負担限度額		（介護予防）短期入所生活（療養）介護　円 その他サービス　円		
居住費又は滞在費の負担限度額		ユニット型個室　円 ユニット型個室的多床室　円 従来型個室（特養等）　円 従来型個室（老健･療養等）　円 多床室　円		
保険者番号並びに保険者の名称及び印		□□□□□□ 大里広域市町村圏組合		

（裏面）

注意事項

一　この証によって指定介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護（この証の表面において「特養等」という。）並びに介護保険施設サービス、介護医療院サービス、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護（この証の表面において、「老健・療養等」という。）を利用する際に食事の提供を受け、又は居住若しくは滞在する場合には、この証の表面に記載する負担限度額が支払いの上限となります。

二　前号に規定するサービスを利用するときは、被保険者証とともに必ずこの証を特定介護保険施設等の窓口に提出してください。

三　被保険者の資格がなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったとき又は負担限度額認定証の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を組合に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。

四　この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、組合にその旨を届け出てください。

五　不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

○　証の大きさ

縦１２８ミリ
横　９１ミリ

様式第２１号（第１８条関係）

介護保険特定入所者介護（介護予防）サービス費差額支給申請書

ﾌﾘｶﾞﾅ		保険者番号	
被保険者氏名		被保険者番号	
生年月日	年　月　日	性　別	男　・　女
住所	〒 電話番号　（　）		
支払った介護（介護予防）サービス費等	支払った期間	年　月　日　から　年　月　日	
	支払った介護（介護予防）サービス費等	円	
入所（入院）期間	年　月　日　から　年　月　日		
介護（介護予防）サービスを受けた介護保険施設の所在地及び名称	〒 電話番号　（　）		
既に負担限度額認定証の交付を受けている方のみ記入	交付年月日	年　月　日	
	適用年月日	年　月　日	
負担限度額認定証の交付申請又は証を提出できなかった理由			

大里広域市町村圏組合管理者　宛

上記のとおり関係書類を添えて特定入所者介護（介護予防）サービス費に係る差額の支給を申請します。

また、私の世帯の課税内容について、調査することに同意します。

年　月　日

住所

申請者　　電話番号　（　）

氏名　　印（自署する場合は、押印不要）

（注意）　この申請書に該当月分の領収書を添付してください。

上記の食費・居住費に係る負担限度額差額を下記の口座に振り込んで下さい。

口座振込依頼欄	銀行･農協 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所	種目	口　座　番　号
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金 2 当座預金 3 その他	
	ﾌﾘｶﾞﾅ			
	口座名義人			

様式第２２号（第１９条関係）

介護保険 { 利用者負担額減額・免除等 / 特定負担限度額認定 } 申請書

（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）

ﾌﾘｶﾞﾅ		保険者番号	
被保険者氏名		被保険者番号	
		個人番号	
生年月日	年　月　日	性別	男・女
住所	〒 電話番号　（　）		
介護保険施設の所在地及び名称（※）	〒 電話番号　（　）		
入所する施設の種類	1　ユニット型個室　3　従来型個室 2　ユニット型個室的多床室　4　多床室		
入所年月日	年　月　日		
特定負担限度額申請事由	1　市町村民税世帯非課税者であって、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年額８０万円以下のもの 2　市町村民税世帯非課税者であって、１に該当する以外のもの 3　その他　（　）		

大里広域市町村圏組合管理者　宛

上記のとおり、特別養護老人ホームの特定要介護旧措置入所者の認定及び利用者負担額に係る減額・免除の申請をします。

上記のとおり食費・居住費に係る特定負担限度額認定を申請します。

また、私の世帯の課税内容について、調査することに同意します。

年　月　日

住所

申請者　電話番号　（　）

氏名　印（自署する場合は、押印不要）

様式第２３号（第１９条関係）

介護保険特定負担限度額認定証

（表面）

介護保険特定負担限度額認定証 （特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）				
交付年月日		年　月　日		
被保険者	番号			
	住所			
	フリガナ			
	氏名			
	生年月日	年　月　日	性別	
	適用年月日	年　月　日から		
	有効期限	年　月　日まで		
食費の特定負担限度額		円		
居住費の特定負担限度額		ユニット型個室　円 ユニット型個室的多床室　円 従来型個室　円 多床室　円		
保険者番号並びに保険者の名称及び印		大里広域市町村圏組合		

（裏面）

注意事項

一　この証によって指定介護福祉施設サービス又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を利用する際に食事の提供を受け、又は居住する場合には、この証の表面に記載する特定負担限度額が支払いの上限となります。

二　前号に規定するサービスを利用するときは、被保険者証とともに必ずこの証を特別養護老人ホームの窓口に提出してください。

三　被保険者の資格がなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったとき、特定負担限度額認定証の有効期限に至ったとき又は特別養護老人ホームを退所したとき（引き続き、他の特別養護老人ホームに入所する場合を除く。）は、遅滞なく、この証を組合に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。

四　この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、組合にその旨を届け出てください。

五　不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

○　証の大きさ

縦１２８ミリ
横　９１ミリ

様式第２４号⑴第２０条関係）

文書記号第　　号
年　　月　　日

様

大里広域市町村圏組合
管理者　　氏　　名　　印

年　　月利用分
償還払い 支給（不支給）決定通知書

先に申請のありました給付費については、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	

受付年月日	年　月　日	決定年月日	年　月　日
本人支払額	円		
給付の種類			
支給金額	円		
不支給・減額の理由			

支払方法				
窓口払		口座払		
お持ちいただくもの		振込先	金融機関	
			口座種目	
支払場所			口座番号	
支払期間			口座名義人	
			振込予定日	

問い合せ先

（裏面にも記載があります）

（裏面）

1　審査請求について

この処分について審査請求をする場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に埼玉県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

提出先　埼玉県介護保険審査会（事務局：　　）

所在地

電話番号

2　取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、１の審査請求に対する裁決を経た後に、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、大里広域市町村圏組合を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において大里広域市町村圏組合を代表する者は、大里広域市町村圏組合管理者です。

ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の①から③までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

①　審査請求があった日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき。

②　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第２４号⑵第２０条関係）

文書記号第　　号
年　　月　　日

様

大里広域市町村圏組合
管理者　　氏　　名　　印

年　　月利用分
介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費 支給（不支給）決定通知書

先に申請のありました給付費については、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	

受付年月日	年　　月　　日	決定年月日	年　　月　　日
本人支払額	円		
給付の種類			
支給金額	円		
不支給・減額の理由			

支払方法				
窓口払		口座払		
お持ちいただくもの		振込先	金融機関	
			口座種目	
支払場所			口座番号	
支払期間			口座名義人	
			振込予定日	

問い合せ先

（裏面にも記載があります）

（裏面）

1　審査請求について

この処分について審査請求をする場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に埼玉県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

提出先　埼玉県介護保険審査会（事務局：　　）

所在地

電話番号

2　取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、１の審査請求に対する裁決を経た後に、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、大里広域市町村圏組合を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において大里広域市町村圏組合を代表する者は、大里広域市町村圏組合管理者です。

ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の①から③までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

①　審査請求があった日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき。

②　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第２４号⑶第２０条関係）

文書記号第　　号
年　　月　　日

様

大里広域市町村圏組合
管理者　　氏　　名　　印

年　　月利用分
介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費 支給（不支給）決定通知書

先に申請のありました給付費については、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	

受付年月日	年　　月　　日	決定年月日	年　　月　　日
本人支払額	円		
給付の種類			
支給金額	円		
不支給・減額の理由			

支払方法				
窓口払		口座払		
お持ちいただくもの		振込先	金融機関	
			口座種目	
支払場所			口座番号	
支払期間			口座名義人	
			振込予定日	

問い合せ先

（裏面にも記載があります）

（裏面）

1　審査請求について

この処分について審査請求をする場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に埼玉県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

提出先　埼玉県介護保険審査会（事務局：　　）

所在地

電話番号

2　取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、１の審査請求に対する裁決を経た後に、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、大里広域市町村圏組合を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において大里広域市町村圏組合を代表する者は、大里広域市町村圏組合管理者です。

ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の①から③までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

①　審査請求があった日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき。

②　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第２５号（第２０条関係）

文書記号第　　号
年　　月　　日

様

大里広域市町村圏組合
管理者　　氏　　名　　印

年　　月利用分
介護保険高額介護（介護予防）サービス費 支給（不支給）決定通知書

先に申請のありました給付費については、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	
		審 査 年 月	年　　月
受 付 年 月 日	年　　月　　日	決 定 年 月 日	年　　月　　日
本 人 支 払 額	円		
支 給 金 額	円		
給 付 の 種 類			
不支給・減額の理由			

支　払　方　法				
窓　口　払		口　座　払		
お持ちいただくもの		振込先	金融機関	
			口座種目	
支 払 場 所			口座番号	
支 払 期 間			口座名義人	
			振込予定日	

問い合せ先

（裏面にも記載があります）

（裏面）

1　審査請求について

この処分について審査請求をする場合は、当組合にご相談ください。なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に埼玉県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

提出先　埼玉県介護保険審査会（事務局：　　）
所在地
電話番号

2　取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、１の審査請求に対する裁決を経た後に、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、大里広域市町村圏組合を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において大里広域市町村圏組合を代表する者は、大里広域市町村圏組合管理者です。

ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の①から③までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

①　審査請求があった日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき。
②　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
③　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第２５号の２（第２０条関係）

文書記号第　　号
年　　月　　日

様

大里広域市町村圏組合
管理者　　氏　　名　　印

介護保険高額医療合算介護（介護予防）サービス費 支給（不支給）決定通知書

先に申請のありました高額医療合算介護サービス費等支給については、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者証記号		被保険者(証)番号	

計算対象期間			
申請年月日	年　　月　　日	決定年月日	年　　月　　日
本人支払額	円	支給金額	円
給付の種類			
不支給の理由			

支　払　方　法				
窓　口　払		口　座　払		
お持ちいただくもの		振込先	金融機関	
			口座種目	
支払場所			口座番号	
			口座名義人	
支払期間			振込予定日	

問い合せ先

（裏面にも記載があります）

（裏面）

1　審査請求について

この処分について審査請求をする場合は、当組合にご相談ください。なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に埼玉県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

提出先　埼玉県介護保険審査会（事務局：　　）
所在地
電話番号

2　取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、１の審査請求に対する裁決を経た後に、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、大里広域市町村圏組合を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において大里広域市町村圏組合を代表する者は、大里広域市町村圏組合管理者です。

ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の①から③までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

① 審査請求があった日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき。
② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第２６号（第２０条関係）

文書記号第　　号
年　　月　　日

様

大里広域市町村圏組合
管理者　　氏　　名　　印

介護保険特定入所者介護（介護予防）サービス費差額支給（不支給）決定通知書

先に申請のありました給付費については、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	

受付年月日	年　月　日	決定年月日	年　月　日
支給		支給金額	円
給付費の内容及び不支給の場合は、その理由			

支　払　方　法				
窓　口　払		口　座　払		
お持ちいただくもの		振込先	金融機関	
			口座種目	
支払場所			口座番号	
支払期間			口座名義人	
			振込予定日	年　月　日

問い合わせ先

（裏面にも記載があります。）

（裏面）

1　審査請求について

この処分について審査請求をする場合は、当組合にご相談ください。なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に埼玉県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

提出先　埼玉県介護保険審査会（事務局：　　）

所在地

電話番号

2　取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、１の審査請求に対する裁決を経た後に、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、大里広域市町村圏組合を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において大里広域市町村圏組合を代表する者は、大里広域市町村圏組合管理者です。

ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の①から③までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

①　審査請求があった日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき。

②　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第２７号（第２１条関係）

介護保険利用者負担額減額・免除申請書

<table>
<tr><td>フ リ ガ ナ</td><td></td><td rowspan="2">保険者番号</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">被保険者氏名</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>被保険者番号</td><td></td></tr>
<tr><td>生 年 月 日</td><td>年 月 日</td><td>性 別</td><td>男 ・ 女</td></tr>
<tr><td>住 所</td><td colspan="3">〒

電話番号 （ ）</td></tr>
<tr><td>利用者負担額減免申請理由</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

大里広域市町村圏組合管理者　宛

上記のとおり関係書類を添えて利用者負担額に係る減額・免除を申請します。

年 月 日

住所

申請者　　電話番号 （ ）

氏名

同意書（本人及び世帯員となる者に係る分）

利用者負担額減額又は免除の決定のために必要があるときは、市区町村民税の課税状況につき、貴管理者が税務関係当局に報告を求めることに同意します。

年 月 日

氏名　　印（自署する場合は、押印不要）

様式第２８号（第２１条関係）

介護保険利用者負担額減額・免除認定証

（表面）

介護保険利用者負担額減額・免除認定証

交付年月日		年　月　日		
被保険者	番号			
	住所			
	フリガナ			
	氏名			
	生年月日	年　月　日	性別	
	適用年月日	年　月　日から		
	有効期限	年　月　日まで		
減額・免除認定事項		給付率　／１００		
保険者番号並びに保険者の名称及び印		大里広域市町村圏組合		

（裏面）

注意事項

一　介護サービスを受けるときは、必ず事前に、この認定証を事業者又は施設の窓口に提出してください。

二　介護サービスを受けるときに支払う金額は、介護費用から介護費用に給付率を乗じた額を引いた額になります。

三　被保険者の資格がなくなったとき、減額・免除の認定の要件に該当しなくなったとき、又は減額・免除の認定証の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を組合に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。

四　この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、組合にその旨を届け出てください。

五　不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

○　証の大きさ

縦１２８ミリ
横　９１ミリ

様式第２９号（第２１条関係）

介護保険利用者負担額減額・免除申請書
（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請）

ﾌﾘｶﾞﾅ 被保険者氏名		保険者番号	
		被保険者番号	
生年月日	年　月　日生	性別	男　・　女
住所	〒 電話番号		
特別養護老人ホームの所在地及び名称	〒 電話番号		
入所年月日	年　月　日		

大里広域市町村圏組合管理者　様

上記のとおり特別養護老人ホームの特定要介護旧措置入所者の認定及び利用者負担額に係る減額・免除の申請します。

年　月　日

住所

申請者　　電話番号

氏名

同意書（本人及び世帯員となる者に係る分）

利用者負担限度額減額・免除の決定のために必要があるときは、市区町村民税の課税状況につき、管理者が税務関係当局に対し必要な情報の閲覧又は提供を求めることに同意します。

年　月　日

氏名　　印（自署する場合は、押印不要）

交付年月日	備考
年　月　日	（所得分布の状況等を把握）
適用年月日	
年　月　日 から	
有効期限	
年　月　日 まで	

様式第３０号（第２１条関係）

介護保険利用者負担額減額・免除等認定証

（表面）

介護保険利用者負担額減額･免除等認定証
（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）

交付年月日　　年　月　日

被保険者	番号			
	住所			
	フリガナ			
	氏名			
	生年月日	年　月　日	性別	
	適用年月日	年　月　日から		
	有効期限	年　月　日まで		
減額・免除等認定事項		給付率　　／１００		
保険者番号並びに保険者の名称及び印		大里広域市町村圏組合		

（裏面）

注意事項

一　特別養護老人ホームから指定介護福祉施設サービス又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定介護福祉施設サービス等」という。）を受けるときは、必ず事前に、この認定証を施設の窓口に提出してください。

二　指定介護福祉施設サービス等を受けるときに支払う金額は、介護費用から介護費用に給付率を乗じた額を引いた額になります。また、介護保険特定負担限度額認定によって指定介護福祉施設サービス等を利用する際に食事の提供を受け、又は居住する場合には、当該介護保険特定負担限度額認定証に記載する特定負担限度額が支払いの上限となります。

三　被保険者の資格がなくなったとき、減額・免除等の認定の条件に該当しなくなったとき、減額・免除等の認定証の有効期限に至ったとき、又は特別養護老人ホームを退所したとき（引き続き、他の特別養護老人ホームに入所する場合を除く。）は、遅滞なく、この証を組合に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。

四　この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、組合にその旨を届け出てください。

五　不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

○　証の大きさ

縦１２８ミリ
横　９１ミリ

様式第３１号（第２２条関係）

介護保険受給資格証明書

被保険者	番　　号		
	フリガナ		
	氏　　名		
	生年月日	年　　月　　日	男　・　女
	住　　所		
	（転出先予定）		
	異動予定日	年　　月　　日	

上記の者は、介護保険の要介護認定・要支援認定等を次のとおり受けている（申請中の）者であることを証する。

年　　月　　日

大里広域市町村圏組合

認定済　・　申請中		申請年月日	年　　月　　日
要介護状態区分		認定年月日	年　　月　　日
認定の有効期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで有効		
利用者の負担割合 （住所移転前の負担割合）	割（　　）		
認定審査会 の意見及び サービスの 種類の指定			
備　　考			

（ 裏 面 ）

注　　意　　事　　項

1　この受給資格証明書は、介護保険法第３６条に基づき、転出先の市（町村）で、あらためて認定調査等を受けることなく、認定を受けることが可能となるように組合が交付したもので、被保険者証ではありません。したがって、この証で介護保険の保険給付を受けることはできません。

2　住所を異動した先の市（町村）が、新たに介護保険の保険者となり、あなたはその市（町村）の介護保険の被保険者となります。

3　住所を異動した際は、直ちにその市（町村）の窓口で転入の届け出をし、必ずこの証明書を提出して要介護認定・要支援認定等の申請をしてください。

4　あなたが、住所を異動した日から１４日を過ぎますと、この証明書は無効となりますので十分に注意してください。

5　異動予定日を過ぎてから住所を異動した場合は、介護保険の保険給付が一部受けられなくなることがありますので十分に注意してください。

様式第３２号（第２３条関係）

介護保険支払方法変更（償還払い）終了申請書

大里広域市町村圏組合管理者　宛

次のとおり、支払方法変更（償還払い）終了申請します。

		申請年月日	年　月　日
申請者氏名		本人との関係	
申請者住所	〒 電話番号　　（　　）		

被保険者番号			
被保険者氏名	ﾌﾘｶﾞﾅ		
生年月日	年　月　日	性別	男・女
住　所	〒 電話番号　　（　　）		
申請の理由	１．公費負担医療の受給　２．災害　３．重大な障害又は長期入院　４．その他 ＊著しい減少の場合は　４．その他を選択、完納の場合は選択不要		

様式第３３号（第２４条関係）

介護保険給付額減額等免除申請書

大里広域市町村圏組合管理者　宛

次のとおり、給付額減額措置免除を申請します。

		申請年月日	年　月　日
申請者氏名		本人との関係	
申請者住所	〒 電話番号　（　　）		

＊申請者が被保険者本人の場合、申請者住所・電話番号は記載不要

被保険者	被保険者番号				
	被保険者氏名	ﾌﾘｶﾞﾅ			
	生年月日	年　月　日	性別	男・女	
	住所	〒 電話番号　（　　）			
	申請理由				

収入状況等必要な事項について調査することに同意します。

被保険者氏名　　印（自署する場合は、押印不要）

様式第３４号（第２５条関係）

介護保険料徴収猶予・減免申請書

大里広域市町村圏組合管理者　宛

次のとおり　　年度分介護保険料の徴収猶予・減免を申請します。

		申請年月日	年　月　日
申請者氏名		本人との関係	
申請者住所	〒 電話番号　　（　　）		

＊申請者が被保険者本人の場合、申請者住所・電話番号は記載不要

被保険者	被保険者番号			
	被保険者氏名	ﾌﾘｶﾞﾅ		
	生年月日	年　月　日	性別	男・女
	住所	〒 電話番号　　（　　）		
	申請理由			

収入状況等必要な事項について調査することに同意します。

被保険者氏名　　印（自署する場合は、押印不要）

様式第３５号（第２６条関係）

介護保険料納付証明申請書

大里広域市町村圏組合管理者　宛

次のとおり　　年度分介護保険料納付証明書を申請します。

		申請年月日	年　月　日
申請者氏名		本人との関係	
申請者住所	〒 電話番号　（　　）		

＊申請者が被保険者本人の場合、申請者住所・電話番号は記載不要

被保険者	被保険者番号			
	フリガナ			
	氏　名		生年月日	年　月　日
			性　別	男　・　女
	住　所	〒 電話番号　（　　）		

様式第３６号（第２７条関係）

（表面）

年度分　介護保険料申告書

大里広域市町村圏組合管理者　宛

年　月　日
提　　出

住　　所	〒	
１月１日現在の住　　所		
フ リ ガ ナ		（業種又は職業）
氏　　名		（電話番号）（　）
生 年 月 日	年　月　日	

①所得金額等

所得の種類	A　収入金額	B　必要経費（専従者給与額、専従者控除額を含む）	C　特別控除額	D　所得金額（A―B―C）
事　　業	円	円	円	円
不 動 産				
給　　与				
譲　　渡				
株式等の譲渡等				
その他				
その他				

②所得から差し引かれる金額

控除	控除	控除	基礎控除	控除額合計
円	円	円	円	円

③世帯員等（E 欄は、上記 D 又は A の欄に準じて算出してください。）

氏　　名	続　柄	生年月日	事業専従者	所得の種類	E 所得金額又は給与の収入金額	市町村民税の課税の有無
		年　月　日				有・無
		年　月　日				有・無
		年　月　日				有・無
		年　月　日				有・無
		年　月　日				有・無

◎申告期限は四月十五日又は転入の日から十五日以内です。◎書き方は、裏面にあります。

（切り取らないでください）

年度分　介護保険料申告書受付書

住　　所		受付日付印
氏　　名	様	

（裏面）

この申告書の書き方

1　この申告書は、あなたの介護保険料を算定するための申告書です。

2　介護保険の第１号被保険者は、本人の所得の状況、並びにその世帯に属するすべての人の市町村民税の課税者の有無について、介護保険料の申告書を提出する必要があります。

3　①所得金額等の欄は、年中の所得についてその種類ごとに記入していただくものですが、次のことに留意してください。

⑴　所得とは、１年間にあげた収入金額から、その収入をあげるために必要な経費（生活費は含まれません。）を差し引いたものをいいます。

⑵　所得の種類については、次の区分によってください。

ア　事業所得……卸売業、小売業、製造業、飲食業、サービス業などの営業、農産物の生産などの農業、医師、漁業などその他の事業から生ずる所得（株式に係る事業所得を除く。）

イ　不動産所得…貸家、貸事務所、ネオンサインの設置など不動産又は不動産上の権利の貸付け等によって生ずる所得。

ウ　給与所得……俸給、給料、賃金、賞与など。

エ　譲渡所得……土地、建物、機械、営業権、著作権などの譲渡による所得（株式等に係る譲渡所得を除く。）。

オ　株式等に係る譲渡所得等……平成元年４月１日以降に株式、出資者の持分、転換社債、新株引受権付社債などを譲渡した場合における事業所得、譲渡所得及び雑所得（所得税において源泉分離課税を選択したものを除く。）。

カ　その他所得…上記ア～オに含まれない所得。

4　②所得から差し引かれる金額の欄は、以下の区分によってその種類ごとに記入していただき、合計を控除額合計欄に記入してください。

・雑損控除　・医療費控除　・社会保険料控除　・小規模企業共済等掛金控除
・生命保険料控除　・寄付金控除　・障害者控除　・老年者控除
・寡婦（寡夫）控除　・勤労学生控除　・配偶者控除　・配偶者特別控除
・扶養控除　・基礎控除

5　③世帯員等の欄は、控除対象配偶者又は扶養親族及びあなたの世帯に属する人に関する所定の事項を記入していただくものですが、この申告書はあなたの世帯に属する人の申告も兼ねられる様式になっております。

6　その他わかりにくいところがあれば、組合介護保険担当者にお聞きください。

様式第３７号（第２０条関係）

文書記号第　　号
年　月　日

様

大里広域市町村圏組合
管理者　氏　　名　印

介護保険利用者負担段階区分決定通知書

先に申請のありました、高額介護（介護予防）サービス費の負担段階区分判定に係る介護保険基準収入額適用申請について、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	

決定年月日	
決定事項	
利用者負担段階区分	
利用者負担上限額（月額）	
決定理由	

問い合わせ先

（裏面にも記載があります。）

（裏面）

1　審査請求について

この処分について審査請求をする場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に埼玉県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

提出先　埼玉県介護保険審査会（事務局：　　）

所在地

電話番号

2　取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、１の審査請求に対する裁決を経た後に、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、大里広域市町村圏組合を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において大里広域市町村圏組合を代表する者は、大里広域市町村圏組合管理者です。

ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、次の①から③までのいずれかに該当するときは、当該審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

①　審査請求があった日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき。

②　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

適用期間内に税情報の変更や世帯状況の変更等により、利用者負担段階区分が変更となった場合には、再度、決定通知書を発送いたします。

○大里広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

平成31年4月1日
規則第1号

大里広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例（平成３１年条例第１号）の施行期日は、平成３１年４月１日とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○大里広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

令和2年4月1日
規則第4号

大里広域市町村圏組合介護保険条例の一部を改正する条例（令和２年条例第４号）の施行期日は、令和２年４月１日とする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○大里広域市町村圏組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

平成25年3月29日
条例第3号
改正　平成27年 3月31日条例第2号
改正　平成29年 3月22日条例第2号
改正　平成30年11月16日条例第3号
改正　令和 3年 3月24日条例第2号

目次

第１章　総則（第１条―第３条）
第２章　指定地域密着型サービス事業者の指定に関する要件（第４条）
第３章　定期巡回・随時対応型訪問介護看護
　第１節　基本方針等（第５条・第６条）
　第２節　人員に関する基準（第７条・第８条）
　第３節　設備に関する基準（第９条）
　第４節　運営に関する基準（第１０条―第４３条）
　第５節　連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例（第４４条・第４５条）
第４章　夜間対応型訪問介護
　第１節　基本方針等（第４６条・第４７条）
　第２節　人員に関する基準（第４８条・第４９条）
　第３節　設備に関する基準（第５０条）
　第４節　運営に関する基準（第５１条―第６０条）
第４章の２　地域密着型通所介護
　第１節　基本方針（第６０条の２）
　第２節　人員に関する基準（第６０条の３・第６０条の４）
　第３節　設備に関する基準（第６０条の５）
　第４節　運営に関する基準（第６０条の６―第６０条の２０）
　第５節　共生型地域密着型サービスに関する基準（第６０条の２０の２・第６０条の２０の３）
　第６節　指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準
　　第１款　この節の趣旨及び基本方針（第６０条の２１・第６０条の２２）
　　第２款　人員に関する基準（第６０条の２３・第６０条の２４）
　　第３款　設備に関する基準（第６０条の２５・第６０条の２６）
　　第４款　運営に関する基準（第６０条の２７―第６０条の３８）
第５章　認知症対応型通所介護
　第１節　基本方針（第６１条）
　第２節　人員及び設備に関する基準
　　第１款　単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護（第６２条―第６４条）
　　第２款　共用型指定認知症対応型通所介護（第６５条―第６７条）
　第３節　運営に関する基準（第６８条―第８１条）
第６章　小規模多機能型居宅介護
　第１節　基本方針（第８２条）
　第２節　人員に関する基準（第８３条―第８５条）
　第３節　設備に関する基準（第８６条・第８７条）
　第４節　運営に関する基準（第８８条―第１０９条）
第７章　認知症対応型共同生活介護
　第１節　基本方針（第１１０条）
　第２節　人員に関する基準（第１１１条―第１１３条）
　第３節　設備に関する基準（第１１４条）
　第４節　運営に関する基準（第１１５条―第１２９条）
第８章　地域密着型特定施設入居者生活介護
　第１節　基本方針（第１３０条）
　第２節　人員に関する基準（第１３１条・第１３２条）

第３節　設備に関する基準（第１３３条）
第４節　運営に関する基準（第１３４条―第１５０条）
第９章　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
第１節　基本方針（第１５１条）
第２節　人員に関する基準（第１５２条）
第３節　設備に関する基準（第１５３条）
第４節　運営に関する基準（第１５４条―第１７８条）
第５節　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準
第１款　この節の趣旨及び基本方針（第１７９条・第１８０条）
第２款　設備に関する基準（第１８１条）
第３款　運営に関する基準（第１８２条―第１９０条）
第１０章　看護小規模多機能型居宅介護
第１節　基本方針（第１９１条）
第２節　人員に関する基準（第１９２条―第１９４条）
第３節　設備に関する基準（第１９５条・第１９６条）
第４節　運営に関する基準（第１９７条―第２０３条）
第１１章　雑則（第２０４条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第７８条の２第１項及び第４項第１号の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者の指定に関する要件を定め、法第７８条の２の２第１項の規定に基づき、共生型地域密着型サービス事業者の人員、設置及び運営に関する基準を定め、並びに法第７８条の４第１項及び第２項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　地域密着型サービス事業者　法第８条第１４項に規定する地域密着型サービス事業を行う者をいう。

⑵　指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型サービス　それぞれ法第４２条の２第１項に規定する指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型サービスをいう。

⑶　利用料　法第４２条の２第１項に規定する地域密着型介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。

⑷　地域密着型介護サービス費用基準額　法第４２条の２第２項各号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とする。）をいう。

⑸　法定代理受領サービス　法第４２条の２第６項の規定により地域密着型介護サービス費が利用者に代わり当該指定地域密着型サービス事業者に支払われる場合の当該地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービスをいう。

⑹　共生型地域密着型サービス　法第７８条の２の２第１項の申請に係る法第４２条の２第１項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

⑺　常勤換算方法　当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

（指定地域密着型サービスの事業の一般原則）

第３条　指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

２　指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、大里広域市町村圏組合、熊谷市、深谷市及び寄居町（以下「組合等」という。）、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

３　指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

４　指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第２章　指定地域密着型サービス事業者の指定に関する要件

第４条　法第７８条の２第１項に規定する特別養護老人ホームの入所定員の数は、２９人以下とする。

２　法第７８条の２第４項第１号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「施行規則」という。）第１７条の１２に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）とする。

第３章　定期巡回・随時対応型訪問介護看護

第１節　基本方針等

（基本方針）

第５条　指定地域密着型サービスに該当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。

（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護）

第６条　前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次の各号に掲げるサービスを提供するものとする。

⑴　訪問介護員等（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者（施行規則第２２条の２３第１項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）をいう。以下この章において同じ。）が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話（以下この章において「定期巡回サービス」という。）

⑵　あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行う又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等（保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士をいう。以下この章において同じ。）による対応の要否等を判断するサービス（以下この章において「随時対応サービス」という。）

⑶　随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話（以下この章において「随時訪問サービス」という。）

⑷　法第８条第１５項第１号に該当する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の一部として看護師等が利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は必要な診療の補助（以下この章において「訪問看護サービス」という。）

第２節　人員に関する基準

（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数）

第７条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う者（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」という。）の職種及び員数は、次のとおりとする。

⑴　オペレーター（随時対応サービスとして、利用者又はその家族等からの通報に対応する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者をいう。以下この章において同じ。）　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する時間帯（以下この条において「提供時間帯」という。）を通じて１以上確保されるために必要な数以上

⑵　定期巡回サービスを行う訪問介護員等　交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上

⑶　随時訪問サービスを行う訪問介護員等　提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が１以上確保されるために必要な数以上

⑷　訪問看護サービスを行う看護師等　次に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ次に定める員数

ア　保健師、看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）　常勤換算方法で２．５以上

イ　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の実情に応じた適当数

２　オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は第１項第４号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３７号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第５条第２項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に１年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあっては、３年以上）従事した経験を有する者をもって充てることができる。

３　オペレーターのうち１人以上は、常勤の看護師、介護福祉士等でなければならない。

４　オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない

場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等基準第５条第１項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）、指定訪問看護事業所（指定居宅サービス等基準第６０条第１項に規定する指定訪問看護事業所をいう。）若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所（第４８条第１項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下この条において同じ。）の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

５　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

⑴　指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第１２１条第１項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第４８条第４項１号及び第１５２条第１２項において同じ。）

⑵　指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等基準第１４２条第１項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。第４８条第４項第３号において同じ。）

⑶　指定特定施設（指定居宅サービス等基準第１７４条第１項に規定する指定特定施設をいう。）

⑷　指定小規模多機能型居宅介護事業所（第８３条第１項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第４８条第４項第４号において同じ。）

⑸　指定認知症対応型共同生活介護事業所（第１１１条第１項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第４８条第４項第５号、第６５条第１項、第６６条、第８３条第６項、第８４条第３項及び第８５条において同じ。）

⑹　指定地域密着型特定施設（第１３０条第１項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第４８条第４項第６号、第６５条第１項、第６６条第１項及び第８３条第６項において同じ。）

⑺　指定地域密着型型介護老人福祉施設（第１５１条第１項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第４８条第４項第７号、第６５条第１項、第６６条第１項及び第８３条第６項において同じ。）

⑻　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（第１９２条第１項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第４８条第４項第８号、第６章から第９章までにおいて同じ。）

⑼　指定介護老人福祉施設

⑽　介護老人保健施設

⑾　健康保険法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第８３号）附則第１３０条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第２６条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成１８年旧介護保険法」という。）第４８条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）

⑿　介護医療院

６　随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

７　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第４項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

８　前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第１項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

９　看護職員のうち１人以上は、常勤の保健師又は看護師（第２６条第１項及び第２７条において「常勤看護師等」という。）でなければならない。

１０　看護職員のうち１人以上は、提供時間帯を通じて、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者との連絡体制が確保された者でなければならない。

１１　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者であって看護師、介護福祉士等であるもののうち１人以上を、利用者に対する第２７条第１項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事する者（以下この章において「計画作成責任者」という。）としなければならない。

１２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第６０条第１項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準第５９条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第６０条第１項第１号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第５項の規定により同条第１項第１号イ及び第２号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第１９２

条第１４項の規定により同条第４項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第１項第４号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第８条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第３節　設備に関する基準

（設備及び備品等）

第９条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させなければならない。ただし、第１号に掲げる機器等については、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことができる。

⑴　利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等

⑵　随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等

３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器を配布しなければならない。ただし、利用者が適切にオペレーターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りでない。

４　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定夜間対応型訪問介護事業者（第４８条第１項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定夜間対応型訪問介護（第４６条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第５０条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前３項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第１０条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第３２条に規定する運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第５項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

⑴　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

⑵　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

３　前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

４　第２項第１号の「電子情報処理組織」とは、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
５　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第２項の規定により第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
⑴　第２項各号に規定する方法のうち指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が使用するもの
⑵　ファイルへの記録の方式
６　前項の規定による承諾を得た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第１項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第１１条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、正当な理由なく指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第１２条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者（法第４６条第１項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）への連絡、適当な他の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第１３条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。
２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の被保険者証に、法第７８条の３第２項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するように努めなければならない。

（要介護認定の申請に係る援助）

第１４条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の３０日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第１５条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３８号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第１３条第９号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章、第６０条の６、第６０条の２８及び第６０条の２９において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（指定居宅介護支援事業者等との連携）

第１６条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（法定代理受領サービスの提供を受けるための援助）

第１７条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第６５条の４各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込

者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第８条第２４項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を大里広域市町村圏組合（以下「組合」という。）に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

（居宅サービス計画に沿ったサービスの提供）

第１８条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画（法第８条第２４項に規定する居宅サービス計画をいい、施行規則第６５条の４第１号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。

（居宅サービス計画等の変更の援助）

第１９条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第２０条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に身分を証する書類を携行させ、面接時、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第２１条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供日及び内容、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護について法第４２条の２第６項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

（利用料等の受領）

第２２条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

４　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第２３条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針）

第２４条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、定期巡回サービス及び訪問看護サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、随時対応サービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行うものとし、利用者が安心してその居宅において生活を送ることができるようにしなければならない。

２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針）

第２５条　定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針

は、次に掲げるところによるものとする。
⑴　定期巡回サービスの提供に当たっては、第２７条第１項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行うものとする。
⑵　随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは、計画作成責任者及び定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うものとする。
⑶　随時訪問サービスの提供に当たっては、第２７条第１項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行うものとする。
⑷　訪問看護サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第２７条第１項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うものとする。
⑸　訪問看護サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導等を行うものとする。
⑹　特殊な看護等については、これを行ってはならないものとする。
⑺　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
⑻　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、介護技術及び医学の進歩に対応し、適切な介護技術及び看護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
⑼　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付するものとする。

（主治の医師との関係）

第２６条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の常勤看護師等は、主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護サービスが行われるよう必要な管理をしなければならない。

２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、訪問看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。

３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、主治の医師に次条第１項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。）及び同条第１１項に規定する訪問看護報告書を提出し、訪問看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。

４　医療機関が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を運営する場合にあっては、前２項の規定にかかわらず、第２項の主治の医師の文書による指示並びに前項の定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び次条第１１項に規定する訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。

（定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成）

第２７条　計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成しなければならない。

２　定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画における指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する日時等については、当該居宅サービス計画に定められた指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が提供される日時等にかかわらず、当該居宅サービス計画の内容及び利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、計画作成責任者が決定することができる。この場合において、計画作成責任者は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を、当該利用者を担当する介護支援専門員に提出するものとする。

３　定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、看護職員が利用者の居宅を定期的に訪問して行うアセスメント（利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。）の結果を踏まえ、作成しなければならない。

４　訪問看護サービスの利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画については、第１項に規定する事項に加え、当該利用者の希望、心身の状況、主治の医師の指示等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載しなければならない。

５　計画作成責任者が常勤看護師等でない場合には、常勤看護師等は、前項の規定による記載に際し、必要な指導及び管理を行うとともに、次項に規定する利用者又はその家族に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の説明を行う際には、計画作成責任者に対し、必要な協力を行わなければならない。

６　計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

７　計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した際には、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を利用者に交付しなければならない。
８　計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成後、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更を行うものとする。
９　第１項から第７項までの規定は、前項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更について準用する。
１０　訪問看護サービスを行う看護師等（准看護師を除く。）は、訪問看護サービスについて、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しなければならない。
１１　常勤看護師等は、訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。
１２　前条第４項の規定は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。）及び訪問看護報告書の作成について準用する。

（同居家族に対するサービス提供の禁止）

第２８条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）の提供をさせてはならない。

（利用者に関する組合への通知）

第２９条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を組合に通知しなければならない。

⑴　正当な理由なしに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
⑵　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようと　したとき。

（緊急時等の対応）

第３０条　定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者は、現に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
２　前項の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行わなければならない。

（管理者等の責務）

第３１条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。
２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
３　計画作成責任者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の申込みに係る調整等のサービスの内容の管理を行うものとする。

（運営規程）

第３２条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的及び運営の方針
⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容
⑶　営業日及び営業時間
⑷　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額
⑸　通常の事業の実施地域
⑹　緊急時等における対応方法
⑺　合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法
⑻　虐待の防止のための措置に関する事項
⑼　その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第３３条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対し適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供できるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によって指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対

応型訪問介護看護事業所が、適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、大里広域市町村圏組合管理者（以下「組合管理者」という。）が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。

３　前項本文の規定にかかわらず、随時対応サービスについては、組合管理者が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

４　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

５　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第３３条の２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第３４条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことがきるものに限る。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

⑵　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

⑶　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

（掲示）

第３５条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

（秘密保持等）

第３６条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ

文書により得ておかなければならない。

（広告）

第３７条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。

（指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

第３８条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（苦情処理）

第３９条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関し、法第２３条の規定により組合等が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は組合等の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して組合等が行う調査に協力するとともに、組合等から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

４　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、組合等からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を組合等に報告しなければならない。

５　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第４５条第５項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第１７６条第１項第３号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

６　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第４０条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、組合等の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第１１５条の４６第１項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができ、利用者又はその家族（以下この項、第６０条の１７第１項及び第８８条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得たものに限る。）（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね６月に１回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する利用者からの苦情に関して組合等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の組合等が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

４　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、正当な理由がある場合を除き、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行わなければならない。

（事故発生時の対応）

第４１条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合は、組合、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

３　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（虐待の防止）
第４１条の２　指定定期巡回･随時対応型訪問介護看護事業者は､虐待の発生又はその再発を防止するため､次に掲げる措置を講じなければならない。
⑴　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものに限る。）を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
⑵　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
⑶　当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
⑷　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
（会計の区分）
第４２条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。
（記録の整備）
第４３条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
２　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。
⑴　定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画
⑵　第２１条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
⑶　第２６条第２項に規定する主治の医師による指示の文書
⑷　第２７条第１１項に規定する訪問看護報告書
⑸　第２９条に規定する組合への通知に係る記録
⑹　第３９条第２項に規定する苦情の内容等の記録
⑺　第４１条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
⑻　従業者の勤務の体制等の記録
⑼　地域密着型介護サービス費に関する請求及び受領等の記録
第５節　連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の人員及び運営に関する基準の特例
（適用除外）
第４４条　連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護のうち法第８条第１５項第２号に該当するものをいう。次条において同じ。）の事業を行う者（以下「連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。）ごとに置くべき定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の職種及び員数については、第７条第１項第４号、第９項、第１０項及び第１２項の規定は適用しない。
２　連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者については、第２６条、第２７条第４項（同条第９項において準用する場合を含む。）、第５項（同条第９項において準用する場合を含む。）及び第１０項から第１２項まで並びに第４３条第２項第３号及び第４号の規定は適用しない。
（指定訪問看護事業者との連携）
第４５条　連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対して指定訪問看護の提供を行う指定訪問看護事業者と連携しなければならない。
２　連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、連携する指定訪問看護事業者（以下この項において「連携指定訪問看護事業者」という。）との契約に基づき、当該連携指定訪問看護事業者から、次の各号に掲げる事項について必要な協力を得なければならない。
⑴　第２７条第３項に規定するアセスメント
⑵　随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保
⑶　第４０条第１項に規定する介護・医療連携推進会議への参加
⑷　その他連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たって必要な指導及び助言
第４章　夜間対応型訪問介護
第１節　基本方針等
（基本方針）
第４６条　指定地域密着型サービスに該当する夜間対応型訪問介護（以下「指定夜間対応型訪問介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間において、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してそ

の居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うものでなければならない。

（指定夜間対応型訪問介護）

第４７条　前条に規定する援助を行うため、指定夜間対応型訪問介護においては、定期的に利用者の居宅を巡回して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「定期巡回サービス」という。）、あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等（指定夜間対応型訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者（施行規則第２２条の２３第１項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）をいう。以下この章において同じ。）の訪問の要否等を判断するサービス（以下「オペレーションセンターサービス」という。）及びオペレーションセンター（オペレーションセンターサービスを行うための次条第１項第１号に規定するオペレーションセンター従業者を置いている事務所をいう。以下同じ。）等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護（以下この章において「随時訪問サービス」という。）を提供するものとする。

２　オペレーションセンターは、通常の事業の実施地域内に１か所以上設置しなければならない。ただし、定期巡回サービスを行う訪問介護員等が利用者から通報を受けることにより適切にオペレーションセンターサービスを実施することが可能であると認められる場合は、オペレーションセンターを設置しないことができる。

第２節　人員に関する基準

（訪問介護員等の員数）

第４８条　指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者（以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。）の職種及び員数は、次のとおりとする。ただし、前条第２項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。

⑴　オペレーションセンター従業者　オペレーター（指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。）として１以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として１以上確保されるために必要な数以上

⑵　定期巡回サービスを行う訪問介護員等　定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上

⑶　随時訪問サービスを行う訪問介護員等　随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が１以上確保されるために必要な数以上

２　オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、１年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあっては、３年以上）サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。

３　オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

４　指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

⑴　指定短期入所生活介護事業所
⑵　指定短期入所療養介護事業所
⑶　指定特定施設
⑷　指定小規模多機能型居宅介護事業　　所
⑸　指定認知症対応型共同生活介護事業所
⑹　指定地域密着型特定施設
⑺　指定地域密着型介護老人福祉施設
⑻　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
⑼　指定介護老人福祉施設
⑽　介護老人保健施設
⑾　指定介護療養型医療施設
⑿　介護医療院

５　随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければなら

ない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6　当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第３項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7　前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第１項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

（管理者）

第４９条　指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第５条第１項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

第３節　設備に関する基準

（設備及び備品等）

第５０条　指定夜間対応型訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定夜間対応型訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2　指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、オペレーションセンターごとに、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させなければならない。ただし、第１号に掲げる機器等については、指定夜間対応型訪問介護事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことができる。

⑴　利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等

⑵　随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等

3　指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーションセンターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器を配布しなければならない。ただし、利用者が適切にオペレーションセンターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りでない。

4　指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第９条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前３項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（指定夜間対応型訪問介護の基本取扱方針）

第５１条　指定夜間対応型訪問介護は、定期巡回サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われるとともに、オペレーションセンターサービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行われるものとし、利用者が夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるものでなければならない。

2　指定夜間対応型訪問介護事業者は、自らその提供する指定夜間対応型訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。（指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針）

第５２条　夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

⑴　定期巡回サービスの提供に当たっては、夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行うものとする。

⑵　随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーションセンター従業者は、利用者の面接及び１月ないし３月に１回程度の利用者の居宅への訪問を行い、随時利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うものとする。

⑶　随時訪問サービスの提供に当たっては、夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行うものとする。

⑷　指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

⑸　指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサ

ービスの提供を行うものとする。

⑹　夜間対応型訪問介護従業者は、利用者からの連絡内容や利用者の心身の状況を勘案し、必要があると認めるときは、利用者が利用する指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス等基準第６０条第１項第１号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。）への連絡を行う等の適切な措置を講ずるものとする。

⑺　指定夜間対応型訪問介護の提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付するものとする。

（夜間対応型訪問介護計画の作成）

第５３条　オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあっては、訪問介護員等。以下この章において同じ。）は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した夜間対応型訪問介護計画を作成しなければならない。

２　夜間対応型訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

３　オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

４　オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画を作成した際には、当該夜間対応型訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。

５　オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画の作成後、当該夜間対応型訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該夜間対応型訪問介護計画の変更を行うものとする。

６　第１項から第４項までの規定は、前項に規定する夜間対応型訪問介護計画の変更について準用する。

（緊急時等の対応）

第５４条　訪問介護員等は、現に指定夜間対応型訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（管理者等の責務）

第５５条　指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

２　指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

３　オペレーションセンター従業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所に対する指定夜間対応型訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行うものとする。

（運営規程）

第５６条　指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的及び運営の方針

⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容

⑶　営業日及び営業時間

⑷　指定夜間対応型訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額

⑸　通常の事業の実施地域

⑹　緊急時等における対応方法

⑺　合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法

⑻　虐待の防止のための措置に関する事項

⑼　その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第５７条　指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定夜間対応型訪問介護を提供できるよう、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、夜間対応型訪問介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、組合管理者

が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業者等の従事者に行わせることができる。

3　前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、組合管理者が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

4　指定夜間対応型訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

5　指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（地域との連携等）

第５８条　指定夜間対応型訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定夜間対応型訪問介護に関する利用者からの苦情に関して組合等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の組合等が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

2　指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

（記録の整備）

第５９条　指定夜間対応型訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2　指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

⑴　夜間対応型訪問介護計画

⑵　次条において準用する第２１条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑶　次条において準用する第２９条に規定する組合への通知に係る記録

⑷　次条において準用する第３９条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑸　次条において準用する第４１条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

⑹　従業者の勤務の体制等の記録

⑺　地域密着型介護サービス費に関する請求及び受領等の記録

（準用）

第６０条　第１０条から第２３条まで、第２８条、第２９条、第３３条の２から第３９条まで及び第４１条から第４２条までの規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項、第２０条、第３３条の２第２項、第３４条第１項、第３５条第１項並びに第４１条の２第３項第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第１５条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあっては、訪問介護員等）」と、第２８条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。

第４章の２　地域密着型通所介護

第１節　基本方針

（基本方針）

第６０条の２　指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第６０条の３　指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第４節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

⑴　生活相談員　指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間

数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数

⑵　看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）　指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が１以上確保されるために必要と認められる数

⑶　介護職員　指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第１１５条の４５第１項第１号ロに規定する第１号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成２６年法律第８３号）第５条による改正前の法第８条の２第７項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして組合が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第１号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第１号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が１５人までの場合にあっては１以上、１５人を超える場合にあっては１５人を超える部分の数を５で除して得た数に１を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

⑷　機能訓練指導員　１以上

２　当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第４節までにおいて同じ。）が１０人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

３　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第１項第３号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第７項において同じ。）を、常時１人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

５　前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であってその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

６　第１項第４号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

７　第１項の生活相談員又は介護職員のうち１人以上は、常勤でなければならない。

８　指定地域密着型通所介護事業者が第１項第３号に規定する第１号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第１号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、組合の定める当該第１号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第６０条の４　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第３節　設備に関する基準

（設備及び備品等）

第６０条の５　指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

２　前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　食堂及び機能訓練室

ア　食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、３平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ　アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

⑵　相談室　遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。
３　第１項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
４　前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第１項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に組合管理者に届け出るものとする。
５　指定地域密着型通所介護事業者が第６０条の３第１項第３号に規定する第１号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第１号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、組合の定める当該第１号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第１項から第３項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（心身の状況等の把握）
第６０条の６　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。
（利用料等の受領）
第６０条の７　指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
２　指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
３　指定地域密着型通所介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
⑴　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
⑵　指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用
⑶　食事の提供に要する費用
⑷　おむつ代
⑸　前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
４　前項第３号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
５　指定地域密着型通所介護事業者は、第３項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
（指定地域密着型通所介護の基本取扱方針）
第６０条の８　指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
２　指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
（指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針）
第６０条の９　指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。
⑴　指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。
⑵　指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
⑶　指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第１項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
⑷　地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

⑸　指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
⑹　指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第５条の２第１項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

（地域密着型通所介護計画の作成）

第６０条の１０　指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

２　地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

３　指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

４　指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

５　地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

（管理者の責務）

第６０条の１１　指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

２　指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第６０条の１２　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的及び運営の方針
⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容
⑶　営業日及び営業時間
⑷　指定地域密着型通所介護の利用定員
⑸　指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
⑹　通常の事業の実施地域
⑺　サービス利用に当たっての留意事項
⑻　緊急時等における対応方法
⑼　非常災害対策
⑽　虐待の防止のための措置に関する事項
⑾　その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第６０条の１３　指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

３　指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

４　指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（定員の遵守）

第６０条の１４　指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第６０条の１５　指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

２　指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（衛生管理等）

第６０条の１６　指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

２　指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものに限る。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

⑵　当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

⑶　当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

（地域との連携等）

第６０条の１７　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、組合等の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第１１５条の４６第１項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができ、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得たものに限る。）（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね６月に１回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

２　指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

３　指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

４　指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、組合等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の組合等が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

５　指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第６０条の１８　指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、組合等、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

２　指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

３　指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

４　指定地域密着型通所介護事業者は、第６０条の５第４項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第１項及び第２項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

（記録の整備）

第６０条の１９　指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２　指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

⑴　地域密着型通所介護計画

⑵　次条において準用する第２１条第２項に規定する提供した具体的なサービス内容等の記録

⑶　次条において準用する第２９条に規定する組合への通知に係る記録

⑷　次条において準用する第３９条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑸　前条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
⑹　第６０条の１７第２項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
⑺　従業者の勤務の体制等の記録
⑻　地域密着型介護サービス費に関する請求及び受領等の記録
（準用）
第６０条の２０　第１０条から第１４条まで、第１６条から第１９条まで、第２１条、第２３条、第２９条、第３３条の２、第３５条から第３９条まで、第４１条の２、第４２条及び第５４条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条に規定する運営規程」とあるのは「第６０条の１２に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第３３条の２第２項、第３５条第１項並びに第４１条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。
第５節　共生型地域密着型サービスに関する基準
（共生型地域密着型通所介護の基準）
第６０条の２０の２　地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７１号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第７８条第１項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第１５６条第１項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第１６６条第１項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成２４年厚生労働省令第１５号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第５条第１項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第７条第２項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第４条に規定する指定児童発達支援をいう。第１号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第６６条第１項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第６５条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。
⑴　指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第７８条第１項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第１５６条第１項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第１６６条第１項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第５条第１項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第６６条第１項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第７７条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第１５５条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第１６５条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。
⑵　共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
（準用）
第６０条の２０の３　第１０条から第１４条まで、第１６条から第１９条まで、第２１条、第２３条、第２９条、第３３条の２、第３５条から第３９条まで、第４１条の２、第４２条、第５４条及び第６０条の２、第６０条の４、第６０条の５第４項並びに前節（第６０条の２０を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第６０条の１２に規定する運営規程をいう。第３５条第１項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）と、第３３条の２第２項、第３５条第１項並びに第４１条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第６０条の５第４項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第１項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する

場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第６０条の９第４号、第６０条の１０第５項、第６０条の１３第３項及び第４項並びに第６０条の１６第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第６０条の１９第２項第２号中「次条において準用する第２１条第２項」とあるのは「第２１条第２項」と、同項第３号中「次条において準用する第２９条」とあるのは「第２９条」と、同項第４号中「次条において準用する第３９条第２項」とあるのは「第３９条第２項」と読み替えるものとする。

第６節　指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第１款　この節の趣旨及び基本方針

（この節の趣旨）

第６０条の２１　第１節から前節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第６０条の３１に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第６０条の２２　指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

２　指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正１１年法律第７０号）第８８条第１項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。

第２款　人員に関する基準

（従業者の員数）

第６０条の２３　指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が１．５に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が１以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

２　前項の療養通所介護従業者のうち１人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

（管理者）

第６０条の２４　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

２　指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。

３　指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第３款　設備に関する基準

（利用定員）

第６０条の２５　指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を１８人以下とする。

（設備及び備品等）

第６０条の２６　指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

２　前項に掲げる専用の部屋の面積は、６．４平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。

３　第１項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

４　前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第１項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に組合管理者に届け出るものとする。

第４款　運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）
第６０条の２７　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第６０条の３４に規定する重要事項に関する規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第６０条の３２第１項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第６０条の３５第１項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
２　第１０条第２項から第６項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。
（心身の状況等の把握）
第６０条の２８　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。
２　指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。
（指定居宅介護支援事業者等との連携）
第６０条の２９　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
２　指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。
３　指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。
４　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
（指定療養通所介護の具体的取扱方針）
第６０条の３０　指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。
⑴　指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第１項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
⑵　療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
⑶　指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
⑷　指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。
⑸　指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。
（療養通所介護計画の作成）
第６０条の３１　指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。
２　療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
３　療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（指定居宅サービス等基準第７０条第１項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成１２年厚生省令第８０号）第１７条第１項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。
４　指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
５　指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
６　療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。
（緊急時等の対応）

第６０条の３２　指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。
２　指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。
３　療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第６０条の３５第１項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
４　指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。
５　第１項及び第２項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。
（管理者の責務）
第６０条の３３　指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。
２　指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。
３　指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。
４　指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。
５　指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
（運営規程）
第６０条の３４　指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
⑴　事業の目的及び運営の方針
⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容
⑶　営業日及び営業時間
⑷　指定療養通所介護の利用定員
⑸　指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
⑹　通常の事業の実施地域
⑺　サービス利用に当たっての留意事項
⑻　非常災害対策
⑼　虐待の防止のための措置に関する事項
⑽　その他運営に関する重要事項
（緊急時対応医療機関）
第６０条の３５　指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。
２　緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し又は隣接し若しくは近接していなければならない。
３　指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。
（安全・サービス提供管理委員会の設置）
第６０条の３６　指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものに限る。）（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。
２　指定療養通所介護事業者は、おおむね６月に１回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。
３　指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。
（記録の整備）

第６０条の３７　指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
２　指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。
⑴　療養通所介護計画
⑵　前条第２項に規定する検討の結果についての記録
⑶　次条において準用する第２１条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
⑷　次条において準用する第２９条に規定する組合への通知に係る記録
⑸　次条において準用する第３９条第２項に規定する苦情の内容等の記録
⑹　次条において準用する第６０条の１８第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
⑺　次条において準用する第６０条の１７第２項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
⑻　従業者の勤務の体制等の記録
⑼　地域密着型介護サービス費に関する請求及び受領等の記録
（準用）
第６０条の３８　第１１条から第１４条まで、第１７条から第１９条まで、第２１条、第２３条、第２９条、第３３条の２、第３５条から第３９条まで、第４１条の２、第４２条、第６０条の７（第３項第２号を除く。）、第６０条の８及び第６０条の１３から第６０条の１８までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第３３条の２第２項、第３５条第１項並びに第４１条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第３５条中「運営規程」とあるのは「第６０条の３４に規定する重要事項に関する規程」と、第６０条の１３第３項及び第４項並びに第６０条の１６第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第６０条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「１２月」と、同条第３項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第６０条の１８第４項中「第６０条の５第４項」とあるのは「第６０条の２６第４項」と読み替えるものとする。
第５章　認知症対応型通所介護
第１節　基本方針
第６１条　指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。
第２節　人員及び設備に関する基準
第１款　単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護
（従業者の員数）
第６２条　単独型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の５に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）、同法第２０条の４に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この項において同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。
⑴　生活相談員　単独型・併設型指定認知症対応型通所介護（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の提供日ごとに、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数
⑵　看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員　単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が１以上及び当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供

に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供している時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数

⑶　機能訓練指導員　１以上

２　単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、前項第２号の看護職員又は介護職員を、常時１人以上当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護に従事させなければならない。

３　第１項第２号の規定にかかわらず、同項の看護職員又は介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位の看護職員又は介護職員として従事することができるものとする。

４　前各項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護であってその提供が同時に１又は複数の利用者（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（大里広域市町村圏組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成２５年条例第　４　号。以下「指定地域密着型介護予防サービス条例」という。）第６条第１項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項第１号に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における単独型・併設型指定認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。）に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第６４条第２項第１号アにおいて同じ。）を１２人以下とする。

５　第１項第３号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

６　第１項の生活相談員、看護職員又は介護職員のうち１人以上は、常勤でなければならない。

７　単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス条例第６条第１項から第６項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第６３条　単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

２　単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（設備及び備品等）

第６４条　単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

２　前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　食堂及び機能訓練室

ア　食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、３平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ　アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

⑵　相談室　遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

３　第１項に掲げる設備は、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

４　前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第１項の設備を利用し、夜間

及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った組合管理者に届け出るものとする。

５　単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス条例第８条第１項から第３項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第１項から第３項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第２款　共用型指定認知症対応型通所介護

（従業者の員数）

第６５条　指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス条例第７２条第１項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設（第６７条第１項において「本体事業所等」という。）の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護（以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス条例第９条第１項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第１１１条、第１３１条若しくは第１５２条又は指定地域密着型介護予防サービス条例第７２条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。

２　共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス条例第９条第１項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（利用定員等）

第６６条　共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第８条第２０項又は法第８条の２第１５項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第１７９条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）においては施設ごとに１日当たり３人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が１日当たり１２人以下となる数とする。

２　共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第４１条第１項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第４６条第１項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第５３条第１項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第５４条の２第１項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防支援（法第５８条第１項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第８条第２５項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営（第８３条第７項、第１１１条第９項及び第１９２条第８項において「指定居宅サービス事業等」という。）について３年以上の経験を有する者でなければならない。

（管理者）

第６７条　共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、若しくは同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事すること、又は当該共用型指定認知症対応型通所

介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。

２　共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な共用型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、第６３条第２項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第３節　運営に関する基準

第６８条及び第６９条　削除

（指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針）

第７０条　指定認知症対応型通所介護は、利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

２　指定認知症対応型通所介護事業者（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針）

第７１条　指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

⑴　指定認知症対応型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。

⑵　指定認知症対応型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

⑶　指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、認知症対応型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

⑷　認知症対応型通所介護従業者（第６２条第１項又は第６５条第１項の従業者をいう。以下同じ。）は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

⑸　指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

⑹　指定認知症対応型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。

（認知症対応型通所介護計画の作成）

第７２条　指定認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の管理者（第６３条又は第６７条の管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。

２　認知症対応型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

３　指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

４　指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、認知症対応型通所介護計画を作成した際には、当該認知症対応型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

５　認知症対応型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、認知症対応型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

第７３条　削除

（運営規程）

第７４条　指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的及び運営の方針

⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容

⑶　営業日及び営業時間

⑷　指定認知症対応型通所介護の利用定員（第６２条第４項又は第６６条第１項の利用定員をいう。）

⑸　指定認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額

⑹　通常の事業の実施地域

⑺　サービス利用に当たっての留意事項

⑻　緊急時等における対応方法

⑼　非常災害対策
⑽　虐待の防止のための措置に関する事項
⑾　その他運営に関する重要事項
第７５条から第７９条まで　削除
（記録の整備）
第８０条　指定認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
２　指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。
⑴　認知症対応型通所介護計画
⑵　次条において準用する第２１条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
⑶　次条において準用する第２９条に規定する組合への通知に係る記録
⑷　次条において準用する第３９条第２項に規定する苦情の内容等の記録
⑸　次条において準用する第６０条の１８第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
⑹　次条において準用する第６０条の１７第２項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
⑺　従業者の勤務の体制等の記録
⑻　地域密着型介護サービス費に関する請求及び受領等の記録
（準用）
第８１条　第１０条から第１４条まで、第１６条から第１９条まで、第２１条、第２３条、第２９条、第３３条の２、第３５条から第３９条まで、第４１条の２、第４２条、第５４条、第６０条の６、第６０条の７、第６０条の１１及び第６０条の１３から第６０条の１８までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条に規定する運営規程」とあるのは「第７４条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第３３条の２第２項、第３５条第１項並びに第４１条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第６０条の１３第３項及び第４項並びに第６０条の１６第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第６０条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第６０条の１８第４項中「第６０条の５第４項」とあるのは「第６４条第４項」と読み替えるものとする。
第６章　小規模多機能型居宅介護
第１節　基本方針
第８２条　指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護（以下「指定小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。
第２節　人員に関する基準
（従業者の員数等）
第８３条　指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。）を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者をその利用者（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス条例第４５条第１項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス条例第４４条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が３又はその端数を増すごとに１以上及び訪問サービス（小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護（第７項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定

小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所並びに当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び第１９２条第８項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を１以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第５項において同じ。）に当たる者を１以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

２　前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

３　第１項の小規模多機能型居宅介護従業者のうち１以上の者は、常勤でなければならない。

４　第１項の小規模多機能型居宅介護従業者のうち１以上の者は、看護師又は准看護師でなければならない。

５　宿泊サービス（登録者を指定小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定小規模多機能型居宅介護（第７項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第１項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

６　次の表の上欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の下欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合
指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和２３年法律第２０５号）第７条第２項第４号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所
介護職員	看護師又は准看護師

７　第１項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について３年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、１人以上とすることができる。

８　第１項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は看護小規模多機能型居宅介護従業者（第１９２条第１項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。）により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

９　第４項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の看護師又は准看護師により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、看護師又は准看護師を置かないことができる。

１０　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護

計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第６項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

１１　前項の介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。

１２　第１０項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第９７条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

１３　指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス条例第４５条第１項から第１２項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第８４条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第６項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第１１５条の４５第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第１号ニに規定する第１号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。

２　前項本文及び第１９３条第１項本文の規定にかかわらず、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

３　前２項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第２０条の２の２に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第１９４条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者をいう。次条、第１１２条第３項、第１１３条、第１９３条第３項及び第１９４条において同じ。）として３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）

第８５条　指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第３節　設備に関する基準

（登録定員及び利用定員）

第８６条　指定小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、登録者の数及び指定地域密着型介護予防サービス条例第４５条第１項に規定する登録者の数の合計数）の上限をいう。以下この章において同じ。）を２９人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、１８人）以下とする。

２　指定小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの１日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。

⑴　通いサービス　登録定員の２分の１から１５人（登録定員が２５人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能

型居宅介護事業所にあっては、１２人）まで

登録定員	２６人又は２７人	２８人	２９人
利用定員	１６人	１７人	１８人

⑵　宿泊サービス　通いサービスの利用定員の３分の１から９人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、６人）まで

（設備及び備品等）

第８７条　指定小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

２　前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　居間及び食堂　居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な　広さを有すること。

⑵　宿泊室

ア　一の宿泊室の定員は、１人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、２人とすることができるものとする。

イ　一の宿泊室の床面積は、７．４３平方メートル以上としなければならない。

ウ　ア及びイを満たす宿泊室（以下「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね７．４３平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。

エ　プライバシーが確保された居間については、ウの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。

３　第１項に掲げる設備は、専ら当該指定小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

４　指定小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。

５　指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス条例第４９条第１項から第４項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（心身の状況等の把握）

第８８条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第８３条第１２項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第９４条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第８条第２４項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができ、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得たものに限る。）をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（居宅サービス事業者等との連携）

第８９条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めなければならない。

３　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第９０条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、小規模多機能型居宅介護従業者のうち訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（利用料等の受領）

第９１条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定小規模多機能型居

宅介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定小規模多機能型居宅介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定小規模多機能型居宅介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

⑴　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

⑵　利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額

⑶　食事の提供に要する費用

⑷　宿泊に要する費用

⑸　おむつ代

⑹　前各号に掲げるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4　前項第３号及び第４号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、第３項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針）

第９２条　指定小規模多機能型居宅介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）

第９３条　指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

⑴　指定小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行うものとする。

⑵　指定小規模多機能型居宅介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

⑶　指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

⑷　小規模多機能型居宅介護従業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

⑸　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

⑹　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

⑺　指定小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。

⑻　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。

（居宅サービス計画の作成）

第９４条　指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2　介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等基準第１３条各号に掲げる具体的取組方針に沿って行うものとする。

（法定代理受領サービスに係る報告）
第９５条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、毎月、組合（法第４２条の２第９項において準用する法第４１条第１０項の規定により法第４２条の２第８項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。
（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）
第９６条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が他の指定小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その他登録者からの申出があった場合には、当該登録者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。
（小規模多機能型居宅介護計画の作成）
第９７条　指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員（第８３条第１２項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、研修修了者。以下この条において同じ。）に、小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
２　介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めなければならない。
３　介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行わなくてはならない。
４　介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
５　介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しなければならない。
６　介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う。
７　第２項から第５項までの規定は、前項に規定する小規模多機能型居宅介護計画の変更について準用する。
（介護等）
第９８条　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。
２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における小規模多機能型居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。
３　指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と小規模多機能型居宅介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。
（社会生活上の便宜の提供等）
第９９条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めなければならない。
２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。
３　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
（緊急時等の対応）
第１００条　小規模多機能型居宅介護従業者は、現に指定小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
（運営規程）
第１０１条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
⑴　事業の目的及び運営の方針
⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容
⑶　営業日及び営業時間

⑷　指定小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員
⑸　指定小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額
⑹　通常の事業の実施地域
⑺　サービス利用に当たっての留意事項
⑻　緊急時等における対応方法
⑼　非常災害対策
⑽　虐待の防止のための措置に関する事項
⑾　その他運営に関する重要事項

（定員の遵守）

第１０２条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行ってはならない。ただし、通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとする。なお、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

２　前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると組合が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、組合が認めた日から介護保険事業計画（法第１１７条第１項に規定する介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期（組合が次期の介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の介護保険事業計画の終期）までに限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

（非常災害対策）

第１０３条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（協力医療機関等）

第１０４条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

３　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

（調査への協力等）

第１０５条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定小規模多機能型居宅介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定小規模多機能型居宅介護が行われているかどうかを確認するために組合等が行う調査に協力するとともに、組合等から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第１０６条　削除

（居住機能を担う併設施設等への入居）

第１０７条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第８３条第６項に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（記録の整備）

第１０８条　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２　指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

⑴　居宅サービス計画
⑵　小規模多機能型居宅介護計画
⑶　次条において準用する第２１条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
⑷　第９３条第６号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

⑸　次条において準用する第２９条に規定する組合への通知に係る記録
⑹　次条において準用する第３９条第２項に規定する苦情の内容等の記録
⑺　次条において準用する第４１条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
⑻　次条において準用する第６０条の１７第２項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
⑼　従業者の勤務の体制等の記録
⑽　地域密着型介護サービス費に関する請求及び受領等の記録

（準用）

第１０９条　第１０条から第１４条まで、第２１条、第２３条、第２９条、第３３条の２、第３５条から第３９条まで、第４１条から第４２条まで、第６０条の１１、第６０条の１３、第６０条の１６及び第６０条の１７の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条に規定する運営規程」とあるのは「第１０１条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第３３条の２第２項、第３５条第１項並びに第４１条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第３５条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第６０条の１１第２項中「この節」とあるのは「第６章第４節」と、第６０条の１３第３項及び第４項並びに第６０条の１６第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第６０条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

第７章　認知症対応型共同生活介護

第１節　基本方針

第１１０条　指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居（法第８条第２０項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第１１１条　指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス条例第７２条第１項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス条例第７１条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第１１４条において同じ。）の数が３又はその端数を増すごとに１以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて１以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下この項において同じ。）を行わせるために必要な数以上とする。ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が３である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて２以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

２　前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

３　第１項の介護従業者のうち１以上の者は、常勤でなければならない。

４　指定認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、前３項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、第８３条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第１９２条に定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該介護従業者は、当該指定小

規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。
5　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができるものとする。
6　前項の計画作成担当者は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。
7　第５項の計画作成担当者のうち１以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができるものとする。
8　前項の介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督するものとする。
9　第７項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について３年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第６項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。
１０　介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者をもって充てることができるものとする。
１１　指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス条例第７２条第１項から第１０項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第１１２条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。
2　前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。
3　共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者）

第１１３条　指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第３節　設備に関する基準

第１１４条　指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は１以上３以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、１又は２）とする。
2　共同生活住居は、その入居定員（当該共同生活住居において同時に指定認知症対応型共同生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第１２５条において同じ。）を５人以上９人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。
3　一の居室の定員は、１人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、２人とすることができるものとする。
4　一の居室の床面積は、７．４３平方メートル以上としなければならない。

５　居間及び食堂は、同一の場所とすることができる。
６　指定認知症対応型共同生活介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。
７　指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス条例第７５条第１項から第６項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（入退居）

第１１５条　指定認知症対応型共同生活介護は、要介護者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供するものとする。
２　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であることの確認をしなければならない。
３　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
４　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。
５　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居の際には、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。
６　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、指定居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（サービスの提供の記録）

第１１６条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。
２　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

（利用料等の受領）

第１１７条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
２　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
３　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
⑴　食材料費
⑵　理美容代
⑶　おむつ代
⑷　前３号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
４　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針）

第１１８条　指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行われなければならない。
２　指定認知症対応型共同生活介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行われなければならない。
３　指定認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものと

ならないよう配慮して行われなければならない。
4　共同生活住居における介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
5　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
6　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
7　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものに限る。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
⑶　介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
8　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。
⑴　外部の者による評価
⑵　第１２９条において準用する第６０条の１７第１項に規定する運営推進会議における評価
（認知症対応型共同生活介護計画の作成）
第１１９条　共同生活住居の管理者は、計画作成担当者（第１１１条第７項の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。）に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
2　認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。
3　計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成しなければならない。
4　計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
5　計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しなければならない。
6　計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行うものとする。
7　第２項から第５項までの規定は、前項に規定する認知症対応型共同生活介護計画の変更について準用する。
（介護等）
第１２０条　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。
2　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。
3　利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。
（社会生活上の便宜の提供等）
第１２１条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の趣味又は嗜好（し）に応じた活動の支援に努めなければならない。
2　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。
3　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
（管理者による管理）
第１２２条　共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型

共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

（運営規程）

第１２３条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的及び運営の方針

⑵　従業者の職種、員数及び職務内容

⑶　利用定員

⑷　指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

⑸　入居に当たっての留意事項

⑹　非常災害対策

⑺　虐待の防止のための措置に関する事項

⑻　その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第１２４条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　前項の介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。

３　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

４　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（定員の遵守）

第１２５条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（協力医療機関等）

第１２６条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

２　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

３　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）

第１２７条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

２　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（記録の整備）

第１２８条　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

⑴　認知症対応型共同生活介護計画

⑵　第１１６条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑶　第１１８条第６項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

⑷　次条において準用する第２９条に規定する組合への通知に係る記録

⑸　次条において準用する第３９条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑹　次条において準用する第４１条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
⑺　次条において準用する第６０条の１７第２項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
⑻　従業者の勤務の体制等の記録
⑼　地域密着型介護サービス費に関する請求及び受領等の記録

（準用）

第１２９条　第１０条、第１１条、第１３条、第１４条、第２３条、第２９条、第３３条の２、第３５条から第３７条まで、第３９条、第４１条から第４２条まで、第６０条の１１、第６０条の１６、第６０条の１７第１項から第４項まで、第１００条、第１０３条及び第１０５条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条に規定する運営規程」とあるのは「第１２３条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第３３条の２の第２項、第３５条第１項並びに第４１条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第６０条の１１第２項中「この節」とあるのは「第７章第４節」と、第６０条の１６第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第６０条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、第１００条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第１０３条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

第８章　地域密着型特定施設入居者生活介護

第１節　基本方針

第１３０条　指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、地域密着型特定施設サービス計画（法第８条第２１項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定地域密着型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

２　指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第１３１条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が指定地域密着型特定施設ごとに置くべき指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「地域密着型特定施設従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

⑴　生活相談員　１以上
⑵　看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員
ア　看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数が３又はその端数を増すごとに１以上とすること。
イ　看護職員の数は、常勤換算方法で、１以上とすること。
ウ　常に１以上の指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。
⑶　機能訓練指導員　１以上
⑷　計画作成担当者　１以上

２　前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

３　第１項第１号の生活相談員のうち１人以上は、常勤の者でなければならない。

４　第１項第２号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ１人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型特定施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。）にあっては、常勤換算方法で１以上とする。

５　第１項第３号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

６　第１項第４号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、地域密着型特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

７　第１項第１号、第３号及び第４号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、

機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

⑴ 介護老人保健施設　支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員

⑵ 病院　介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

⑶ 介護医療院　介護支援専門員

８　第１項第１号の生活相談員、同項第２号の看護職員及び介護職員、同項第３号の機能訓練指導員並びに同項第４号の計画作成担当者は、当該職務の遂行に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

９　指定地域密着型特定施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合においては、当該指定地域密着型特定施設の員数を満たす従業者を置くほか、第８３条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業者の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第１９２条に定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該指定地域密着型特定施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。

１０　指定地域密着型特定施設の計画作成担当者については、併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

（管理者）

第１３２条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

第３節　設備に関する基準

第１３３条　指定地域密着型特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条第９号の２に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第９号の３に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。）でなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、組合管理者が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定地域密着型特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

⑴ スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

⑵ 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

⑶ 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

３　指定地域密着型特定施設は、一時介護室（一時的に利用者を移して指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。以下同じ。）、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有しなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあっては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあっては機能訓練室を、利用者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の浴室及び食堂を利用できる場合にあっては浴室及び食堂を設けないことができるものとする。

４　指定地域密着型特定施設の介護居室（指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。以下同じ。）、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室は、次の基準を満たさなければならない。

⑴ 介護居室は、次の基準を満たすこと。

ア　一の居室の定員は、１人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、２人とすることができるものとする。

イ　プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

ウ　地階に設けてはならないこと。

エ　１以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。
⑵　一時介護室は、介護を行うために適当な広さを有すること。
⑶　浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
⑷　便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。
⑸　食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
⑹　機能訓練室は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
５　指定地域密着型特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。
６　指定地域密着型特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。
７　前各項に定めるもののほか、指定地域密着型特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法（昭和２３年法律第１８６号）の定めるところによる。

第４節　運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び契約の締結等）
第１３４条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第１４６条の重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。
２　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。
３　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第１項の契約に係る文書に明記しなければならない。
４　第１０条第２項から第６項までの規定は、第１項の規定による文書の交付について準用する。
（指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供の開始等）
第１３５条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく、入居者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。
２　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定地域密着型特定施設入居者生活介護に代えて当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはならない。
３　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者（以下「入居者等」という。）が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。
４　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。
第１３６条　削除
（サービスの提供の記録）
第１３７条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している指定地域密着型特定施設の名称を、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。
２　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。
（利用料等の受領）
第１３８条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
２　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
３　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

⑴　利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用
⑵　おむつ代
⑶　前２号に掲げるもののほか、指定地域密着型特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

４　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針）

第１３９条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。

２　指定地域密着型特定施設入居者生活介護は、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

３　地域密着型特定施設従業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

４　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

５　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

６　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものに限る。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果
について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

７　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（地域密着型特定施設サービス計画の作成）

第１４０条　指定地域密着型特定施設の管理者は、計画作成担当者（第１３１条第１項第４号の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。）に地域密着型特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

２　計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

３　計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の地域密着型特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ地域密着型特定施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

４　計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

５　計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画を作成した際には、当該地域密着型特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。

６　計画作成担当者は、地域密着型特定施設サービス計画作成後においても、他の地域密着型特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、地域密着型特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて地域密着型特定施設サービス計画の変更を行うものとする。

７　第２項から第５項までの規定は、前項に規定する地域密着型特定施設サービス計画の変更について準用する。

（介護）

第１４１条　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

２　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、１週間に２回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきしなければならない。
３　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
４　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前３項に定めるほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

（機能訓練）

第１４２条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

（健康管理）

第１４３条　指定地域密着型特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

（相談及び援助）

第１４４条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。

（利用者の家族との連携等）

第１４５条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（運営規程）

第１４６条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的及び運営の方針
⑵　地域密着型特定施設従業者の職種、員数及び職務内容
⑶　入居定員及び居室数
⑷　指定地域密着型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
⑸　利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続
⑹　施設の利用に当たっての留意事項
⑺　緊急時等における対応方法
⑻　非常災害対策
⑼　虐待の防止のための措置に関する事項
⑽　その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第１４７条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
２　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定地域密着型特定施設の従業者によって指定地域密着型特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。
３　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定地域密着型特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
４　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
５　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（協力医療機関等）

第１４８条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。
２　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

（記録の整備）
第１４９条　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
２　指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。
⑴　地域密着型特定施設サービス計画
⑵　第１３７条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
⑶　第１３９条第５項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
⑷　第１４７条第３項に規定する結果等の記録
⑸　次条において準用する第２９条に規定する組合への通知に係る記録
⑹　次条において準用する第３９条第２項に規定する苦情の内容等の記録
⑺　次条において準用する第４１条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
⑻　次条において準用する第６０条の１７第２項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
⑼　従業者の勤務の体制等の記録
⑽　地域密着型介護サービス費に関する請求及び受領等の記録
（準用）
第１５０条　第１３条、第１４条、第２３条、第２９条、第３３条の２、第３５条から第３９条まで、第４１条から第４２条まで、第６０条の１１、第６０条の１５、第６０条の１６、第６０条の１７第１項から第４項まで及び第１００条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第３３条の２第２項、第３５条第１項並びに第４１条の２第第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第６０条の１１第２項中「この節」とあるのは「第８章第４節」と、第６０条の１６第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第６０条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と読み替えるものとする。
第９章　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
第１節　基本方針
第１５１条　指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。）の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、地域密着型施設サービス計画（法第８条第２２項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。
２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するように努めなければならない。
３　指定地域密着型介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、組合等、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
第２節　人員に関する基準
（従業者の員数）
第１５２条　指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第４号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。
⑴　医師　入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
⑵　生活相談員　１以上
⑶　介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）
ア　介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が３又はその端数を増すごとに１以上とすること。
イ　看護職員の数は、１以上とすること。
⑷　栄養士又は管理栄養士　１以上
⑸　機能訓練指導員　１以上

⑹　介護支援専門員　１以上

２　前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

３　指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

４　第１項第１号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第８項第１号及び第１７項、第１３２条第１項第６号並びに第１６０条第１項第３号において同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この章において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

５　第１項第２号の生活相談員は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で１以上とする。

６　第１項第３号の介護職員のうち１人以上は、常勤の者でなければならない。

７　第１項第３号の看護職員のうち１人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあっては、常勤換算方法で１以上とする。

８　第１項第２号及び第４号から第６号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

⑴　指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設　生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員

⑵　介護老人保健施設　支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員

⑶　病院　栄養士若しくは管理栄養士（病床数１００以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

⑷　介護医療院　栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員

９　第１項第５号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。

１０　第１項第５号の機能訓練指導員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。

１１　第１項第６号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。

１２　指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３５号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第１２９条第１項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

１３　指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第９３条第１項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス条例第６条第１項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

１４　指定地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員と同数を上限とする。

１５　指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員により当該指定地域密着型介護老人福祉施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

１６　指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス条例第４５条第１項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に第８３条若しくは第１９２条又は指定地域密着型介護予防サービス条例第４５条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。

１７　第１項第１号の医師及び同項第６号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合にあって、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、１以上（入所者の数が１００又はその端数を増すごとに１を標準とする。）とする。

第３節　設備に関する基準

（設備）

第１５３条　指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　居室

ア　一の居室の定員は、１人とすること。ただし、組合管理者が認める場合は、４人以下とすることができる。

イ　入所者１人当たりの床面積は、１０．６５平方メートル以上とすること。

ウ　ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

⑵　静養室　介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

⑶　浴室　要介護者が入浴するのに適したものとすること。

⑷　洗面設備

ア　居室のある階ごとに設けること。

イ　要介護者が使用するのに適したものとすること。

⑸　便所

ア　居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ　ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。

⑹　医務室　医療法第１条の５第２項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

⑺　食堂及び機能訓練室

ア　それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、３平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

イ　必要な備品を備えること。

⑻　廊下幅　１．５メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、１．８メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。

⑼　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

２　前項各号に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第４節　運営に関する基準

（サービス提供困難時の対応）

第１５４条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（入退所）

第１５５条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供するものとする。

２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。
３　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。
４　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。
５　前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。
６　指定地域密着型介護老人福祉施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。
７　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（サービスの提供の記録）

第１５６条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。
２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉設入所者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

（利用料等の受領）

第１５７条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額（介護保険法施行法（平成９年法律第１２４号。以下「施行法」という。）第１３条第３項に規定する要介護旧措置入所者にあっては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について同項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用の額とする。）とする。次項並びに第１８２条第１項及び第２項において同じ。）から当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
３　指定地域密着型介護老人福祉施設は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。
⑴　食事の提供に要する費用（法第５１条の３第１項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第２項第１号に規定する食費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者（施行法第１３条第５項に規定する特定要介護旧措置入所者をいう。以下同じ。）にあっては、同項第１号に規定する食費の特定基準費用額。第１８２条第３項第１号において同じ。）（法第５１条の３第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第２項第１号に規定する食費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあっては、施行法第１３条第５項第１号に規定する食費の特定負担限度額。第１８２条第３項第１号において同じ。））を限度とする。）
⑵　居住に要する費用（法第５１条の３第１項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第２項第２号に規定する居住費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者にあっては、施行法第１３条第５項第２号に規定する居住費の特定基準費用額。第１８２条第３項第２号において同じ。）（法第５１条の３第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第２項第２号に規定する居住費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあっては、施行法第１３条第５項第２号に規定する居住費の特定負担限度額。第１８２条第３項第２号において同じ。））を限度とする。）
⑶　厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室　の提供を行ったことに伴い必要となる費用
⑷　厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

⑸　理美容代
⑹　前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの
4　前項第１号から第４号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
5　指定地域密着型介護老人福祉施設は、第３項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。ただし、同項第１号から第４号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。
（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針）
第１５８条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域密着型施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行わなければならない。
2　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、地域密着型施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
3　指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
4　指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
5　指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
6　指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものに限る。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
7　指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
（地域密着型施設サービス計画の作成）
第１５９条　指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に地域密着型施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
2　地域密着型施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて地域密着型施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
3　計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
4　計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
5　計画担当介護支援専門員は、入所者の希望及び入所者についてのアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の目標及びその達成時期、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供する上での留意事項等を記載した地域密着型施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
6　計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができ、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得たものに限

る。）をいう。以下この章において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
７　計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。
８　計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画を作成した際には、当該地域密着型施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。
９　計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の作成後、地域密着型施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて地域密着型施設サービス計画の変更を行うものとする。
１０　計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
⑴　定期的に入所者に面接すること。
⑵　定期的にモニタリングの結果を記録すること。
１１　計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、地域密着型施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
⑴　入所者が法第２８条第２項に規定する要介護更新認定を受けた場合
⑵　入所者が法第２９条第１項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
１２　第２項から第８項までの規定は、第９項に規定する地域密着型施設サービス計画の変更について準用する。
（介護）
第１６０条　介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。
２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、１週間に２回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。
３　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
４　指定地域密着型介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。
５　指定地域密着型介護老人福祉施設は、褥瘡（じょくそう）が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
６　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。
７　指定地域密着型介護老人福祉施設は、常時１人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
８　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その負担により、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。
（食事）
第１６１条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好（し）を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。
２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。
（相談及び援助）
第１６２条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。
（社会生活上の便宜の提供等）
第１６３条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。
２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。
３　指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
４　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

（機能訓練）

第１６４条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

（栄養管理）

第１６４条の２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第１６４条の３　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

（健康管理）

第１６５条　指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。

（入所者の入院期間中の取扱い）

第１６６条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね３月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に円滑に入所することができるようにしなければならない。

（緊急時等の対応）

第１６６条の２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第１５２条第１項第１号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

（管理者による管理）

第１６７条　指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。

（計画担当介護支援専門員の責務）

第１６８条　計画担当介護支援専門員は、第１５９条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

⑴　入所申込者の入所に際し、その者に係る指定居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。

⑵　入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。

⑶　その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。

⑷　入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、指定居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。

⑸　第１５８条第５項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

⑹　第１７８条において準用する第３９条第２項に規定する苦情の内容等を記録すること。

⑺　第１７６条第３項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

（運営規程）

第１６９条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

⑴　施設の目的及び運営の方針

⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容

⑶　入所定員

⑷　入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額

⑸　施設の利用に当たっての留意事項

⑹　緊急時等における対応方法

⑺　非常災害対策

⑻　虐待の防止のための措置に関する事項

⑼　その他施設の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第１７０条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者によって指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

３　指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

４　指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（定員の遵守）

第１７１条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（衛生管理等）

第１７２条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものに限る。）をおおむね３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

⑵　当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

⑶　当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

⑷　前３号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

（協力病院等）

第１７３条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

（秘密保持等）

第１７４条　指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

３　指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかなければならない。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）

第１７５条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該指定地域密着型介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第１７６条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定

める措置を講じなければならない。
⑴　事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
⑵　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通した改善策について、従業者に周知徹底を図る体制を整備すること。
⑶ 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものに限る。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
⑷　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに組合、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
３　指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
４　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
（記録の整備）
第１７７条　指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
２　指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。
⑴　地域密着型施設サービス計画
⑵　第１５６条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
⑶　第１５８条第５項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
⑷　次条において準用する第２９条に規定する組合への通知に係る記録
⑸　次条において準用する第３９条第２項に規定する苦情の内容等の記録
⑹　前条第３項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
⑺　次条において準用する第６０条の１７第２項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
⑻　従業者の勤務の体制等の記録
⑼　地域密着型介護サービス費に関する請求及び受領等の記録
（準用）
第１７８条　第１０条、第１１条、第１３条、第１４条、第２３条、第２９条、第３３条の２、第３５条、第３７条、第３９条、第４１条の２、第４２条、第６０条の１１、第６０条の１５及び第６０条の１７第１項から第４項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条に規定する運営規程」とあるのは「第１６９条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第３３条の２の第２項、第３５条第１項並びに第４１条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第１４条第１項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第２項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第６０条の１１第２項中「この節」とあるのは「第９章第４節」と、第６０条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と読み替えるものとする。
第５節　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準
第１款　この節の趣旨及び基本方針
（この節の趣旨）
第１７９条　第１節、第３節及び前節の規定にかかわらず、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。
（基本方針）
第１８０条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

２　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、組合等、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第２款　設備に関する基準

（設備）

第１８１条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　ユニット

ア　居室

(ｱ)　一の居室の定員は、１人とすること。ただし、入居者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、２人とすることができる。

(ｲ)　居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね１０人以下とし、１５人を超えないものとする。

(ｳ)　一の居室の床面積等は、１０．６５平方メートル以上とすること。ただし、（ア）ただし書の場合にあっては、２１．３平方メートル以上とすること。

(ｴ)　ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ　共同生活室

(ｱ)　共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(ｲ)　一の共同生活室の床面積は、２平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(ｳ)　必要な設備及び備品を備えること。

ウ　洗面設備

(ｱ)　居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(ｲ)　要介護者が使用するのに適したものとすること。

エ　便所

(ｱ)　居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(ｲ)　ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、要介護者が使用するのに適したものとすること。

⑵　浴室　要介護者が入浴するのに適したものとすること。

⑶　医務室　医療法第１条の５第２項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

⑷　廊下幅　１．５メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、１．８メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。

⑸　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

２　前項第２号から第５号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

第３款　運営に関する基準

（利用料等の受領）

第１８２条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、入居者から利用料の一部として、地域密着型介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

⑴　食事の提供に要する費用（法第５１条の３第１項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第２項第１号に規定する食費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第２項第１号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

⑵　居住に要する費用（法第５１条の３第１項の規定により特定入所者介護サービス費が入居者に支給された場合は、同条第２項第２号に規定する居住費の基準費用額（同条第４項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入居者に代わり当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第２項第２号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
⑶　厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
⑷　厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
⑸　理美容代
⑹　前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの
４　前項第１号から第４号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
５　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、第３項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得なければならない。ただし、同項第１号から第４号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。
（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針）
第１８３条　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、地域密着型施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。
２　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
３　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
４　指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
５　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
６　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
７　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
８　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものに限る。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
９　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
（介護）
第１８４条　介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。
２　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
３　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
４　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排

せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
5　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
6　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、褥瘡（じょくそう）が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
7　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
8　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、常時１人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
9　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。
（食事）
第１８５条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好（し）を考慮した食事を提供しなければならない。
2　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
3　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
4　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。
（社会生活上の便宜の提供等）
第１８６条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の嗜好（し）に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。
2　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。
3　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
4　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。
（運営規程）
第１８７条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
⑴　施設の目的及び運営の方針
⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容
⑶　入居定員
⑷　ユニットの数及びユニットごとの入居定員
⑸　入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
⑹　施設の利用に当たっての留意事項
⑺　緊急時等における対応方法
⑻　非常災害対策
⑼　虐待の防止のための措置に関する事項
⑽　その他施設の運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）
第１８８条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
2　前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。
⑴　昼間については、ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
⑵　夜間及び深夜については、２ユニットごとに１人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
⑶　ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

３　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者によって指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供しなければならない。ただし、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

４　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

５　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（定員の遵守）

第１８９条　ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（準用）

第１９０条　第１０条、第１１条、第１３条、第１４条、第２３条、第２９条、第３３条の２、第３５条、第３７条、第３９条、第４１条の２、第４２条、第６０条の１１、第６０条の１５、第６０条の１７第１項から第４項まで、第１５４条から第１５６条まで、第１５９条、第１６２条、第１６４条から第１６８条まで及び第１７２条から第１７７条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条に規定する運営規程」とあるのは「第１８７条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第３３条の２第２項、第３５条第１項並びに第４１条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第１４条第１項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第２項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第６０条の１１第２項中「この節」とあるのは「第９章第５節」と、第６０条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、第１６８条中「第１５９条」とあるのは「第１９０条において準用する第１５９条」と、同条第５号中「第１５８条第５項」とあるのは「第１８３条第７項」と、同条第６号中「第１７８条」とあるのは「第１９０条」と、同条第７号中「第１７６条第３項」とあるのは「第１９０条において準用する第１７６条第３項」と、第１７７条第２項第２号中「第１５６条第２項」とあるのは「第１９０条において準用する第１５６条第２項」と、同項第３号中「第１５８条第５項」とあるのは「第１８３条第７項」と、同項第４号及び第５号中「次条」とあるのは「第１９０条」と、同項第６号中「前条第３項」とあるのは「第１９０条において準用する前条第３項」と読み替えるものとする。

第１０章　看護小規模多機能型居宅介護

第１節　基本方針

第１９１条　指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（施行規則第１７条の１２に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準第５９条に規定する訪問看護の基本方針及び第８２条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数等）

第１９２条　指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の提供に当たる者をその利用者の数が３又はその端数を増すごとに１以上及び訪問サービス（看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護（第８３条第７項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業

所及び指定地域密着型介護予防サービス条例第４５条第７項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第６項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者、第８項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第８３条第７項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を２以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第６項において同じ。）に当たる者を１以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

２　前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

３　第１項の看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち１以上の者は、常勤の保健師又は看護師でなければならない。

４　第１項の看護小規模多機能型居宅介護従業者のうち、常勤換算方法で２．５以上の者は、保健師、看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。）でなければならない。

５　第１項の通いサービス及び訪問サービスの提供に当たる従業者のうち１以上の者は、看護職員でなければならない。

６　宿泊サービス（登録者を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護（第８３条第７項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第８項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下同じ。）の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第１項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

７　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

⑴　指定認知症対応型共同生活介護事業所

⑵　指定地域密着型特定施設

⑶　指定地域密着型介護老人福祉施設

⑷　指定介護療養型医療施設（医療法第７条第２項第４号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）

⑸　介護医療院

８　第１項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について３年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、２人以上とすることができる。

９　第１項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められると

きは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

１０　第４項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で１以上とする。

１１　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第７項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

１２　前項の介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。

１３　第１１項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第２００条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

１４　指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第６０条第１項第１号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第４項の規定により同条第１項第１号イ及び第２号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第７条第１２項の規定により同条第１項第４号アに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定複合型サービス事業者は、第４項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第１９３条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第７項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。

２　前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

３　第１項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

（指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）

第１９４条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

第３節　設備に関する基準

（登録定員及び利用定員）

第１９５条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を２９人（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、１８人）以下とする。

２　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの１日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。

⑴　通いサービス　登録定員の２分の１から１５人（登録定員が２５人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては１２人）まで

登録定員	２６人又は２７人	２８人	２９人
利用定員	１６人	１７人	１８人

⑵　宿泊サービス　通いサービスの利用定員の３分の１から９人（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、６人）まで

（設備及び備品等）

第１９６条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

２　前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　居間及び食堂　居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

⑵　宿泊室

ア　一の宿泊室の定員は、１人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、２人とすることができる。

イ　一の宿泊室の床面積は、７．４３平方メートル以上としなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合であって定員が１人である宿泊室の床面積については、６．４平方メートル以上とすることができる。

ウ　ア及びイを満たす宿泊室（以下この号において「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね７．４３平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。

エ　プライバシーが確保された居間については、ウの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。

オ　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

３　第１項に掲げる設備は、専ら当該指定看護小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

４　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。

第４節　運営に関する基準

（指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針）

第１９７条　指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

２　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定看護小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）

第１９８条　指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

⑴　指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。

⑵　指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

⑶　指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

⑷　看護小規模多機能型居宅介護従業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項その他サービスの提供の内容等について、理解しやすい　ように説明又は必要に応じた指導を行うものとする。

⑸　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

⑹　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

⑺　指定看護小規模多機能型居宅介護は、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。

⑻　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支え

るために適切なサービスを提供しなければならない。

⑼　看護サービス（指定看護小規模多機能型居宅介護のうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「看護師等」という。）が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診療の補助であるものをいう。以下この章において同じ。）の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び第２００条第１項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行わなければならない。

⑽　看護サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、サービスの提供を行わなければならない。

⑾　特殊な看護等については、これを行ってはならない。

（主治の医師との関係）

第１９９条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の常勤の保健師又は看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理をしなければならない。

２　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。

３　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師に看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書を提出し、看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。

４　当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合にあっては、前２項の規定にかかわらず、第２項の主治の医師の文書による指示及び前項の看護小規模多機能型居宅介護報告書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができる。

（看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成）

第２００条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員（第１９２条第１３項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、研修修了者。以下この条において同じ。）に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等（准看護師を除く。第９項において同じ。）に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。

２　介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行わなければならない。

３　介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めなければならない。

４　介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の看護小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を行わなくてはならない。

５　介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

６　介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該看護小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しなければならない。

７　介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に看護小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて看護小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う。

８　第２項から第７項までの規定は、前項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画の変更について準用する。

９　看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護報告書を作成しなければならない。

１０　前条第４項の規定は、看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成について準用する。

（緊急時等の対応）

第２０１条　看護小規模多機能型居宅介護従業者は、現に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

２　前項の看護小規模多機能型居宅介護従業者が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行わなければならない。

（記録の整備）

第２０２条　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整

備しておかなければならない。
２　指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。
⑴　居宅サービス計画
⑵　看護小規模多機能型居宅介護計画
⑶　第１９８条第６号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
⑷　第１９９条第２項に規定する主治の医師による指示の文書
⑸　第２００条第１０項に規定する看護小規模多機能型居宅介護報告書
⑹　次条において準用する第２１条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
⑺　次条において準用する第２９条に規定する組合への通知に係る記録
⑻　次条において準用する第３９条第２項に規定する苦情の内容等の記録
⑼　次条において準用する第４１条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
⑽　次条において準用する第６０条の１７第２項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
⑾　従業者の勤務の体制等の記録
⑿　地域密着型介護サービス費に関する請求及び受領等の記録
（準用）
第２０３条　第１０条から第１４条まで、第２１条、第２３条、第２９条、第３３条の２、第３５条から第３９条まで、第４１条から第４２条まで、第６０条の１１、第６０条の１３、第６０条の１６、第６０条の１７、第８８条から第９１条まで、第９４条から第９６条まで、第９８条、第９９条、第１０１条から第１０５条まで及び第１０７条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第１０条第１項中「第３２条に規定する運営規程」とあるのは「第２０３条において準用する第１０１条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第３３条の２第２項、第３５条第１項並びに第４１条の２第１号及び第３号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第６０条の１１第２項中「この節」とあるのは「第１０章第４節」と、第６０条の１３第３項及び第４項並びに第６０条の１６第２項第１号及び第３号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第６０条の１７第１項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第８８条中「第８３条第１２項」とあるのは「第１９２条第１３項」と、第９０条及び第９８条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第１０７条中「第８３条第６項」とあるのは「第１９２条第７項各号」と読み替えるものとする。
第１１章　雑則
（電磁的記録等）
第２０４条　指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第１３条第１項（第６０条、第６０条の２０、第６０条の２０の３、第６０条の３８、第８１条、第１０９条、第１２９条、第１５０条、第１７８条、第１９０条及び第２０３条において準用する場合を含む。）、第１１６条第１項、第１３７条第１項及び第１５６条第１項（第１９０条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。
２　指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。
附　則
（施行期日）
１　この条例は、平成２５年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成１８年政令第１５４号）附則第３条の規定により指定認知症対応型通所介護事業者とみなされた者に係る第６３条第２項及び第６７条第２項の規定の適用につ

いては、第６３条第２項中「者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」と、第６７条第２項中「者であって、第６３条第２項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」とする。

３　介護保険法等の一部を改正する法律（平成１７年法律第７７号。以下「平成１７年改正法」という。）附則第１０条第２項の規定により指定認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所であって、平成１８年４月１日前から２を超える共同生活住居を有しているものは、当分の間、第１１４条第１項の規定にかかわらず、当該共同生活住居を有することができる。

４　平成１７年改正法附則第１０条第２項の規定により指定認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所の共同生活住居であって、平成１８年３月３１日において指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成１１年厚生省令第９６号）附則第２項の規定の適用を受けていたものについては、第１１４条第４項の規定は適用しない。

５　一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第１３０条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）第４条第２項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び附則第７項において同じ。）又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成３６年３月３１日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法第２０条の６に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第１５３条第１項第７号アの規定にかかわらず、食堂は１平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は４０平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

６　一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成３６年３月３１日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第１５３条第１項第７号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

⑴　食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、３平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。

⑵　食堂は１平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は４０平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができること。

７　一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成３６年３月３１日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）をし、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第１５３条第１項第８号及び第１８１条第１項第４号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、１．２メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、１．６メートル以上とする。

８　平成２３年９月１日に指定地域密着型介護老人福祉施設であって、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成２３年厚生労働省令第１０６号）による改正前の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定地域密着型サービス旧省令」という。）第１７０条に規定する一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設であるもの（同日前から改修、改築又は増築中の指定地域密着型介護老人福祉施設であって、同日以後に指定地域密着型サービス旧省令第１７０条に規定する一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に該当することとなるものを含み、同日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に指定の更新をしたものを除く。以下「一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）に係る設備及び運営に関する基準については、施行日以後最初の指定の更新までの間は、指定地域密着型サービス旧省令第１７０条から第１８１条までの規定の例による。

９　平成２３年９月１日前から第１５２条第４項に規定する本体施設（以下「本体施設」という。）である一

部ユニット型指定介護老人福祉施設については、同日以後入所定員の減少により指定地域密着型介護老人福祉施設（以下「第一変更後指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）となった場合においても、当分の間、本体施設とみなす。

１０　平成２３年９月１日前から一部ユニット型指定介護老人福祉施設に併設されている指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行っている事業所又は法第５３条第１項に規定する指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護の事業を行っている事業所であって、同日以後に第一変更後指定地域密着型介護老人福祉施設に併設され、その利用定員が当該第一変更後指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を上回るものについては、当分の間、第１５２条第１４項の規定は、適用しない。

１１　平成２３年９月１日前から一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に併設されている指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行っている事業所又は法第５３条第１項に規定する指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護の事業を行っている事業所であって、同日以後に第二変更後指定地域密着型介護老人福祉施設（当該一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設のうち、同日以後に指定地域密着型介護老人福祉施設となり、かつ、入所定員が減少したものをいう。以下同じ。）に併設され、その利用定員が当該第二変更後指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を上回るものについては、当分の間、第１５２条第１４項の規定は、適用しない。

１２　第４３条第２項、第５９条第２項、第８０条第２項、第１０８条第２項、第１２８条第２項、第１４９条第２項、第１７７条第２項及び第２０２条第２項（第１９０条において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の際現に指定地域密着型サービス省令第３条の４０第２項、第１７条第２項、第６０条第２項、第８７条第２項、第１０７条第２項、第１２８条第２項、第１５６条第２項及び第１８１条第２項（指定地域密着型サービス省令第１６９条において準用する場合を含む。）の規定により保存している記録（その整備が完結していないものを含む。）及び施行日以後に整備される記録について適用する。

（組合の区域外事業所の指定に係る基準の特例）

１３　法第７８条の２第１項の規定による指定地域密着型サービス事業所の指定において、組合の区域の外にある事業所で第３章から第１０章までに規定する基準に適合しないものにあっては、その事業所が所在する市町村の当該指定を現に受けているものに限り、この条例の当該基準にかかわらず、当該基準に適合しているものとみなす。

１４　第１３１条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成３６年３月３１日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

⑴　機能訓練指導員　併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

⑵　生活相談員又は計画作成担当者　当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数

１５　第１３３条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成３６年３月３１日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

附　則（平成27年3月31日条例第2号）

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成29年3月22日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成30年11月16日条例第3号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第４３条第２項、第５９条第２項、第６０条の１９第２項、第６０条の３７第２項、第８０条第２項、第１０８条第２項、第１２８条第２項、第１４９条第２項、第１７７条第２項及び第２０２条第２項の規定による記録の保存期間は、この条例の施行の際現に存する記録又はこの条例の施行日以後に保

存する記録について適用する。

附　則（令和3年3月24日条例第2号）

（施行期日）

１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

２　この条例の施行の日から令和６年３月３１日までの間（以下「特例期間」という。）における改正後の第３条第３項、第３２条、第４１条の２（第６０条、第６０条の２０、第６０条の２０の３、第６０条の３８、第８１条、第１０９条、第１２９条、第１５０条、第１７８条、第１９０条及び第２０３条において準用する場合を含む。）、第５６条、第６０条の１２（第６０条の２０の３において準用する場合を含む。）、第６０条の３４、第７４条及び第１０１条（第２０３条において準用する場合を含む。）、第１２３条、第１４６条、第１６９条及び第１８７条の規定の適用については、第３条第３項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、第３２条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」と、第４１条の２中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、第５６条、第６０条の１２、第６０条の３４、第７４条、第１０１条、第１２３条、第１４６条、第１６９条及び第１８７条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

３　特例期間における改正後の第３３条の２（第６０条、第６０条の２０、第６０条の２０の３、第６０の３８、第８１条、第１０９条、第１２９条、第１５０条、第１７８条、第１９０条及び第２０３条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うもの」とあるのは「行うよう努めるもの」とする。

（居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

４　特例期間における改正後の第３４第３項（第６０条において準用する場合を含む。）及び第６０条の１６第２項（第６０条の２０の３、第６０条の３８、第８１条、第１０９条、第１２９条、第１５０条及び第２０３条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

５　特例期間における改正後の第６０条の１３第３項（第６０条の２０の３、第６０条の３８、第８１条、第１０９条及び第２０３条において準用する場合を含む。）、第１２４条第３項、第１４７条第４項、第１７０条第３項及び第１８８条第４項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（ユニットの定員に係る経過措置）

６　この条例の施行の日以降、当分の間、改正後の第１８１条第１項第１号ア（イ）の規定に基づき入居定員が１０人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、改正後の第１５２条第１項第３号イ及び第１８８条第２項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

７　この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室（以下この条において「居室等」という。）であって、改正前の第１８１条第１項第１号ア（ウ）ｂの規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

（栄養管理に係る経過措置）

８　特例期間における改正後の第１６４条の２（第１６９条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第１６４条の２中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（口腔(くう)衛生の管理に係る経過措置）

９　特例期間における改正後の第１６４条の３（第１９０条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第１６４条の３中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

１０　この条例の施行の日から起算して６月を経過する日までの間における改正後の第１７６条第１項（第１９０条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは、「第１号から第３号までに定める措置を講ずるとともに、第４号に定める措置を講ずるよう努めなければ」とする。

（介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

１１　特例期間における改正後の第１７２条第２項第３号（第１９０条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。

○大里広域市町村圏組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例

平成25年3月29日
条例第4号
改正　平成27年 3月31日条例第3号
改正　平成29年 3月22日条例第3号
改正　平成30年11月16日条例第4号
改正　令和 3年 3月24日条例第3号

目次

第１章　総則（第１条―第３条）
第２章　指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する要件（第４条）
第３章　介護予防認知症対応型通所介護
第１節　基本方針（第５条）
第２節　人員及び設備に関する基準
第１款　単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（第６条―第８条）
第２款　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（第９条―第１１条）
第３節　運営に関する基準（第１２条―第４１条）
第４節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第４２条・第４３条）
第４章　介護予防小規模多機能型居宅介護
第１節　基本方針（第４４条）
第２節　人員に関する基準（第４５条―第４７条）
第３節　設備に関する基準（第４８条・第４９条）
第４節　運営に関する基準（第５０条―第６６条）
第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第６７条―第７０条）
第５章　介護予防認知症対応型共同生活介護
第１節　基本方針（第７１条）
第２節　人員に関する基準（第７２条―第７４条）
第３節　設備に関する基準（第７５条）
第４節　運営に関する基準（第７６条―第８７条）
第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第８８条―第９１条）
第６章　雑則（第９２条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の１２第２項第１号の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する要件を定め、並びに法第１１５条の１４第１項及び第２項に基づき、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　地域密着型介護予防サービス事業者　法第８条の２第１２項に規定する地域密着型介護予防サービス事業を行う者をいう。

⑵　指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス　それぞれ法第５４条の２第１項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービスをいう。

⑶　利用料　法第５４条の２第１項に規定する地域密着型介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。

⑷　地域密着型介護予防サービス費用基準額　法第５４条の２第２項第１号又は第２号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型介護予防サービスに要した費用の額とする。）をいう。

⑸　法定代理受領サービス　法第５４条の２第６項の規定により地域密着型介護予防サービス費が利用者

に代わり当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該地域密着型介護予防サービス費に係る指定地域密着型介護予防サービスをいう。

⑹　常勤換算方法　当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則）

第３条　指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

２　指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、大里広域市町村圏組合、熊谷市、深谷市及び寄居町（以下、「組合等」という。）、他の地域密着型介護予防サービス事業者又は介護予防サービス事業者（介護予防サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

３　指定地域密着型サービス介護予防事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

４　指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第２章　指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する要件

第４条　法第１１５条の１２第２項第１号の条例で定める者は、法人とする。

第３章　介護予防認知症対応型通所介護

第１節　基本方針

第５条　指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型通所介護（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業は、その認知症（法第５条の２第１項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第２節　人員及び設備に関する基準

第１款　単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設　型指定介護予防認知症対応型通所介護

（従業者の員数）

第６条　単独型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等（特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の５に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）、同法第２０条の４に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下この条において同じ。）に併設されていない事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。）の事業を行う者及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

⑴　生活相談員　単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の提供日ごとに、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数

⑵　看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員　単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が１以上及び当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供している時間数で除して得た数が１以上確保されるために必要と認められる数

⑶　機能訓練指導員　１以上

２　単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位ごとに、前項第２号の看護職員又は介護職員を、常時１人以上当該単独型・併設型指定

介護予防認知症対応型通所介護に従事させなければならない。
3　第１項第２号の規定にかかわらず、同項の看護職員又は介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位の看護職員又は介護職員として従事することができるものとする。
4　前各項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護であってその提供が同時に１又は複数の利用者（当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者（大里広域市町村圏組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２５年条例第１４号。以下「指定地域密着型サービス条例」という。）第６２条第１項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護（同項第１号に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。）に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員（当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第８条第２項第１号アにおいて同じ。）を１２人以下とする。
5　第１項第３号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
6　第１項の生活相談員、看護職員又は介護職員のうち１人以上は、常勤でなければならない。
7　単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス条例第６２条第１項から第６項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第７条　単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
2　単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（設備及び備品等）

第８条　単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。
2　前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
⑴　食堂及び機能訓練室
ア　食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、３平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
イ　アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。
⑵　相談室　遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。
3　第１項に掲げる設備は、専ら当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
4　前項ただし書の場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第１項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った組合管理者に届け出るものとする。
5　単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と単独型・

併設型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス条例第６４条第１項から第３項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第１項から第３項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第２款　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護

（従業者の員数）

第９条　指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス条例第１１１条第１項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第７２条第１項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス条例第１３０条第１項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条及び第４５条第６項において同じ。）若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス条例第１５１条第１項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条及び第４５条第６項において同じ。）の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設（第１１条第１項において「本体事業所等」という。）の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービス条例第６５条第１項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計した数について、第７２条又は指定地域密着型サービス条例第１１１条、第１３１条若しくは第１５２条の規定を満たすために必要な数以上とする。

２　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス条例第６５条第１項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（利用定員等）

第１０条　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第８条第２０項又は法第８条の２第１５項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス条例第１７９条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）においては施設ごとに１日当たり３人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が１日当たり１２人以下となる数とする。

２　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第４１条第１項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第４２条の２第１項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第４６条第１項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第５３条第１項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第５８条第１項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第８条第２５項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第８３号）附則第１３０条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第２６条の規定による改正前の法第４８条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第４５条第６項において同じ。）の運営（第４５条第７項及び第７２条第９項において「指定居宅サービス事業等」という。）について３年以上の経験を有する者でなければならない。

（管理者）

第１１条　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介

護事業所の他の職務に従事し、若しくは同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事すること、又は当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。

２　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な共用型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、第７条第２項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第３節　運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第１２条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第２８条に規定する運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者（第６条第１項又は第９条第１項の従業者をいう。以下同じ。）の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第５項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

⑴　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

⑵　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

３　前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

４　第２項第１号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

５　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第２項の規定により第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

⑴　第２項各号に規定する方法のうち指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が使用するもの

⑵　ファイルへの記録の方式

６　前項の規定による承諾を得た指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、第１項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第１３条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第１４条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防認知症対応型通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防認知症対応型通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならな

い。
（受給資格等の確認）
第１５条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。
２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の被保険者証に、法第１１５条の１３第２項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するように努めなければならない。
（要支援認定の申請に係る援助）
第１６条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する日の３０日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。
（心身の状況等の把握）
第１７条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（大里広域市町村圏組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成２７年条例第４号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第３３条第９号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。
（介護予防支援事業者等との連携）
第１８条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
（地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるための援助）
第１９条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「施行規則」という。）第８５条の２各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を大里広域市町村圏組合（以下「組合」という。）に対して届け出ること等により、地域密着型介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。
（介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供）
第２０条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防サービス計画（施行規則第８５条の２第１号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防認知症対応型通所介護を提供しなければならない。
（介護予防サービス計画等の変更の援助）
第２１条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。
（サービスの提供の記録）
第２２条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した際には、当該指定介護予防認知症対応型通所介護の提供日及び内容、当該指定介護予防認知症対応型通所介護について法第５４条の２第６項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。
２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交

付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

（利用料等の受領）

第２３条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

⑴　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

⑵　指定介護予防認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定介護予防認知症対応型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額を超える費用

⑶　食事の提供に要する費用

⑷　おむつ代

⑸　前各号に掲げるもののほか、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

４　前項第３号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

５　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第３項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第２４条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防認知症対応型通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（利用者に関する組合への通知）

第２５条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を組合に通知しなければならない。

⑴　正当な理由なしに指定介護予防認知症対応型通所介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。

⑵　偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（緊急時等の対応）

第２６条　介護予防認知症対応型通所介護従業者は、現に指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（管理者の責務）

第２７条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者（第７条又は第１１条の管理者をいう。以下この条及び第４３条において同じ。）は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者の管理及び指定介護予防認知症対応型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第２８条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的及び運営の方針

⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容

⑶　営業日及び営業時間

⑷　指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員（第６条第４項又は第１０条第１項の利用定員をいう。第３０条において同じ。）
⑸　指定介護予防認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
⑹　通常の事業の実施地域
⑺　サービス利用に当たっての留意事項
⑻　緊急時等における対応方法
⑼　非常災害対策
⑽　虐待の防止のための措置に関する事項
⑾　その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第２９条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防認知症対応型通所介護を提供できるよう、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者によって指定介護予防認知症対応型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

３　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

４　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第２９条の２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（定員の遵守）

第３０条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（非常災害対策）

第３１条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（衛生管理等）

第３２条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものに限る。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

⑵　当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

⑶　当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

（掲示）
第３３条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
（秘密保持等）
第３４条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
３　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。
（広告）
第３５条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。
（介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止）
第３６条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
（苦情処理）
第３７条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
３　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関し、法第２３条の規定により組合等が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該組合等の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して組合等が行う調査に協力するとともに、組合等から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
４　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、組合等からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を組合等に報告しなければならない。
５　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第４５条第５項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第１７６条第１項第３号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
６　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。
（事故発生時の対応）
第３８条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、組合、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
３　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
４　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第７条第４項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第１項及び第２項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。
（虐待の防止）
第３８条の２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次

に掲げる措置を講じなければならない。
⑴　当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものに限る。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
⑵　当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
⑶　当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
⑷　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
（会計の区分）
第３９条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防認知症対応型通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。
（地域との連携等）
第４０条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、組合等の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第１１５条の４６第１項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができ、利用者又はその家族（以下この項及び第５０条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得たものに限る。）（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね６月に１回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
３　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
４　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、組合等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の組合等が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
５　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。
（記録の整備）
第４１条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。
⑴　介護予防認知症対応型通所介護計画
⑵　第２２条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
⑶　第２５条に規定する組合への通知に係る記録
⑷　第３７条第２項に規定する苦情の内容等の記録
⑸　第３８条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
⑹　前条第２項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
⑺　従業者の勤務の体制等の記録
⑻　地域密着型介護予防サービス費に関する請求及び受領等の記録
第４節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
（指定介護予防認知症対応型通所介護の基本取扱方針）
第４２条　指定介護予防認知症対応型通所介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
３　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
４　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができる

ような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。

５　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針）

第４３条　指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第５条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

⑴　指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

⑵　指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防認知症対応型通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防認知症対応型通所介護計画を作成するものとする。

⑶　介護予防認知症対応型通所介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

⑷　指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、介護予防認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

⑸　指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、介護予防認知症対応型通所介護計画を作成した際には、当該介護予防認知症対応型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

⑹　指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。

⑺　指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

⑻　指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護予防認知症対応型通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

⑼　指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

⑽　指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。

⑾　介護予防認知症対応型通所介護従業者は、介護予防認知症対応型通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防認知症対応型通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は、当該介護予防認知症対応型通所介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

⑿　指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

⒀　指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型通所介護計画の変更を行うものとする。

⒁　第１号から第１２号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。

第４章　介護予防小規模多機能型居宅介護

第１節　基本方針

第４４条　指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数等）

第４５条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」

という。）ごとに置くべき指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を利用するために指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。）を指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者をその利用者（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス条例第８３条第１項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス条例第８２条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防小規模多機能型居宅介護又は指定小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が３又はその端数を増すごとに１以上及び訪問サービス（介護予防小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う介護予防小規模多機能型居宅介護（第７項に規定する本体事業所である指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を１以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第５項において同じ。）に当たる者を１以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

２　前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

３　第１項の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者のうち１以上の者は、常勤でなければならない。

４　第１項の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者のうち１以上の者は、看護師又は准看護師でなければならない。

５　宿泊サービス（登録者を指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護（第７項に規定する本体事業所である指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定介護予防小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第１項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

６　次の表の上欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の下欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合
指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和２３年法律第２０５号）第７条第２項第４号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所
介護職員	看護師又は准看護師

７　第１項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について３年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス条例第１９２条第１項に規定する指定看護小規模多機能型

居宅介護事業者をいう。）により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、１人以上とすることができる。

８　第１項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者又は看護小規模多機能型居宅介護従業者（指定地域密着型サービス条例第１９２条第１項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。）により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

９　第４項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の看護師又は准看護師により登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、看護師又は准看護師を置かないことができる。

１０　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る指定介護予防サービス等（法第８条の２第１６項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。）の利用に係る計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第６項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

１１　前項の介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。

１２　第１０項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第６８条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

１３　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス条例第８３条第１項から第１２項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第４６条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第６項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス条例第７条第１項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス条例第７条第１項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス条例第４８条第１項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３７号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第５条第１項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第６０条第１項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第１１５条の４５第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第１号ニに規定する第１号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。

２　前項本文及び指定地域密着型サービス条例第１９３条第１項の規定にかかわらず、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができるものとする。

３　前２項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第２０条の２の２に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス条例第１９４条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第８条第２項に規定する政令で定める者をいう。次条、第７３条第３項及び第７４条において同じ。）として３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）

第４７条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第３節　設備に関する基準

（登録定員及び利用定員）

第４８条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、登録者の数及び指定地域密着型サービス条例第８３条第１項に規定する登録者の数の合計数）の上限をいう。以下この章において同じ。）を２９人（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、１８人）以下とする。

２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの１日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。

⑴　通いサービス　登録定員の２分の１から１５人（登録定員が２５人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、１２人）まで

登録定員	２６人又は２７人	２８人	２９人
利用定員	１６人	１７人	１８人

⑵　宿泊サービス　通いサービスの利用定員の３分の１から９人（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、６人）まで

（設備及び備品等）

第４９条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

２　前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　居間及び食堂　居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

⑵　宿泊室

ア　一の宿泊室の定員は、１人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、２人とすることができるものとする。

イ　一の宿泊室の床面積は、７．４３平方メートル以上としなければならない。

ウ　ア及びイを満たす宿泊室（以下「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね７．４３平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。

エ　プライバシーが確保された居間については、ウの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。

３　第１項に掲げる設備は、専ら当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

４　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。

５　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス条例第８７条第１項から第４項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているもの

とみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（心身の状況等の把握）

第５０条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第４５条第１２項の規定により、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第６８条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができ、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得たものに限る。）をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防サービス事業者等との連携）

第５１条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、介護予防サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めなければならない。

３　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第５２条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、介護予防小規模多機能型居宅介護従業者のうち訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（利用料等の受領）

第５３条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者に支払われる地域密着型介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

３　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

⑴　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

⑵　利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額

⑶　食事の提供に要する費用

⑷　宿泊に要する費用

⑸　おむつ代

⑹　前各号に掲げるもののほか、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

４　前項第３号及び第４号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

５　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、第３項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（身体的拘束等の禁止）

第５４条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（法定代理受領サービスに係る報告）

第５５条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、毎月、組合（法第５４条の２第９項において準用する法第４１条第１０項の規定により法第５４条の２第８項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、指定介護予防サービス等の利用に係る計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

（利用者に対する指定介護予防サービス等の利用に係る計画等の書類の交付）

第５６条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が他の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その他登録者からの申出があった場合には、当該登録者に対し、直近の指定介護予防サービス等の利用に係る計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（緊急時等の対応）

第５７条　介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、現に指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（運営規程）

第５８条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的及び運営の方針
⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容
⑶　営業日及び営業時間
⑷　指定介護予防小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員
⑸　指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額
⑹　通常の事業の実施地域
⑺　サービス利用に当たっての留意事項
⑻　緊急時等における対応方法
⑼　非常災害対策
⑽　虐待の防止のための措置に関する事項
⑾　その他運営に関する重要事項

（定員の遵守）

第５９条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行ってはならない。ただし、通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとする。なお、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

２　前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると組合が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、組合が認めた日から介護保険事業計画（法第１１７条第１項に規定する介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期（組合が次期の介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の介護保険事業計画の終期）までに限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

（非常災害対策）

第６０条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（協力医療機関等）

第６１条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

３　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

（調査への協力等）

第６２条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定介護予防小規模多機能型居宅介護が行われているかどうかを確認するために組合等が行う調査に協力するとともに、組合等から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第６３条　削除

（居住機能を担う併設施設等への入居）

第６４条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第４５条第６項に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（記録の整備）

第６５条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

⑴　指定介護予防サービス等の利用に係る計画

⑵　介護予防小規模多機能型居宅介護計画

⑶　次条において準用する第２２条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

⑷　第５４条第２項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

⑸　次条において準用する第２５条に規定する組合への通知に係る記録

⑹　次条において準用する第３７条第２項に規定する苦情の内容等の記録

⑺　次条において準用する第３８条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

⑻　次条において準用する第４０条第２項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

⑼　従業者の勤務の体制等の記録

⑽　地域密着型介護予防サービス費に関する請求及び受領等の記録

（準用）

第６６条　第１２条から第１６条まで、第２２条、第２４条、第２５条、第２７条、第２９条、第２９条の２、第３２条から第４０条まで（第３８条第４項を除く。）の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第１２条第１項中「第２８条に規定する運営規程」とあるのは「第５８条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第２９条第３項及び第４項、第２９条の２第２項、第３２条第２項第１号及び第３号、第３３条第１項並びに第３８条の２第１号及び第３号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第２７条第２項中「この節」とあるのは「第４章第４節」と、第４０条第１項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針）

第６７条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

３　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

４　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。

５　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参

加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

（指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針）

第６８条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護の方針は、第４４条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

⑴　指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

⑵　介護支援専門員は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防支援等基準条例第３３条各号に掲げる具体的取扱方針及び指定介護予防支援等基準条例第３４条各号に掲げる留意点に沿って、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成するものとする。

⑶　介護支援専門員又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の研修修了者（以下この条において「介護支援専門員等」という。）は、第１号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行わなくてはならない。

⑷　介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。

⑸　介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

⑹　介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しなければならない。

⑺　指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行うものとする。

⑻　指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

⑼　指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。

⑽　指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

⑾　指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。

⑿　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しなければならない。

⒀　介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行うものとする。

⒁　介護支援専門員等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更を行うものとする。

⒂　第１号から第１３号までの規定は、前号に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更について準用する。

（介護等）

第６９条　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における介護予防小規模多機能型居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

３　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と介護予防小規模多機能型居宅介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。

（社会生活上の便宜の提供等）

第７０条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めなければならない。
２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。
３　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

第５章　介護予防認知症対応型共同生活介護

第１節　基本方針

第７１条　指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居（法第８条の２第１５項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第２節　人員に関する基準

（従業者の員数）

第７２条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型サービス条例第１１１条第１項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス条例第１１０条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第７５条において同じ。）の数が３又はその端数を増すごとに１以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて１以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下この項において同じ。）を行わせるために必要な数以上とする。ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が３である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて２以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。
２　前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
３　第１項の介護従業者のうち１以上の者は、常勤でなければならない。
４　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、前各項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、指定地域密着型サービス条例第８３条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該介護従業者は、当該小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。
５　指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができるものとする。
６　前項の計画作成担当者は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。
７　第５項の計画作成担当者のうち１以上の者は、介護支援専門員をもって充てなければならない。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、これを置かないことができるものとする。
８　前項の介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督するものとする。

９　第７項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について３年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第６項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

１０　介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者をもって充てることができるものとする。

１１　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス条例第１１１条第１項から第１０項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第７３条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

２　前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

３　共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、３年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者）

第７４条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第３節　設備に関する基準

第７５条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は１以上３以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、１又は２）とする。

２　共同生活住居は、その入居定員（当該共同生活住居において同時に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第８３条において同じ。）を５人以上９人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けるものとする。

３　一の居室の定員は、１人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、２人とすることができるものとする。

４　一の居室の床面積は、７．４３平方メートル以上としなければならない。

５　居間及び食堂は、同一の場所とすることができる。

６　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければならない。

７　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型サービス条例第１１４条第１項から第６項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第４節　運営に関する基準

（入退居）

第７６条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、要支援者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供するものとする。
２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であることの確認をしなければならない。
３　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
４　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。
５　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居の際には、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。
６　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、介護予防支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
（サービスの提供の記録）
第７７条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。
２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。
（利用料等の受領）
第７８条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
３　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
⑴　食材料費
⑵　理美容代
⑶　おむつ代
⑷　前３号に掲げるもののほか、指定介護予防認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
４　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
（身体的拘束等の禁止）
第７９条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
３　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものに限る。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
⑶　介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
（管理者による管理）

第８０条　共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

（運営規程）

第８１条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

⑴　事業の目的及び運営の方針
⑵　従業者の職種、員数及び職務内容
⑶　利用定員
⑷　指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
⑸　入居に当たっての留意事項
⑹　非常災害対策
⑺　虐待の防止のための措置に関する事項
⑻　その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第８２条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　前項の介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。

３　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

４　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（定員の遵守）

第８３条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（協力医療機関等）

第８４条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

３　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護医療院、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

（介護予防支援事業者に対する利益供与等の禁止）

第８５条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、要支援被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（記録の整備）

第８６条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

⑴　介護予防認知症対応型共同生活介護計画
⑵　第７７条第２項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
⑶　第７９条第２項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急や

むを得ない理由の記録
⑷　次条において準用する第２５条に規定する組合への通知に係る記録
⑸　次条において準用する第３７条第２項に規定する苦情の内容等の記録
⑹　次条において準用する第３８条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
⑺　次条において準用する第４０条第２項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
⑻　従業者の勤務の体制等の記録
⑼　地域密着型介護予防サービス費に関する請求及び受領等の記録
（準用）
第８７条　第１２条、第１３条、第１５条、第１６条、第２４条、第２５条、第２７条、第２９条の２、第３２条から第３５条まで、第３７条から第４０条まで（第３８条第４項及び第４０条第５項を除く。）第５７条、第６０条及び第６２条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第１２条第１項中「第２８条に規定する運営規程」とあるのは「第８１条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第２９条の２第２項、第３２条第２項第１号及び第３号、第３３条第１項並びに第３８条の２第１号及び第３号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第２７条第２項中「この節」とあるのは「第５章第４節」と、「第４０条第１項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、「第５７条及び第６０条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第６０条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

第５節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針）
第８８条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。
⑴　外部の者による評価
⑵　前条において準用する第４０条第１項に規定する運営推進会議における評価
３　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
４　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。
５　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。
（指定介護予防認知症対応型共同生活介護の具体的取扱方針）
第８９条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護の方針は、第７１条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
⑴　指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
⑵　計画作成担当者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成するものとする。
⑶　計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。
⑷　計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
⑸　計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しなければならない。
⑹　指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行わなけれ

ばならない。
⑺　指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行わなければならない。
⑻　指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
⑼　計画作成担当者は、他の介護従業者及び利用者が介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定介護予防サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は、当該介護予防認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行うものとする。
⑽　計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更を行うものとする。
⑾　第１号から第９号までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更について準用する。
（介護等）
第９０条　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。
２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。
３　利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。
（社会生活上の便宜の提供等）
第９１条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めなければならない。
２　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。
３　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
第６章　雑則
（電磁的記録等）
第９２条　指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第１５条第１項（第６６条及び第８７条において準用する場合を含む。）及び第７７条第１項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。
２　指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。
附　則
（施行期日）
１　この条例は、平成２５年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成１８年政令第１５４号。以下「平成１８年改正令」という。）附則第３条の規定により指定介護予防認知症対応型通所介護事業者とみなされた者に係る第７条第２項及び第１１条第２項の規定の適用については、第７条第２項中「者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」と、第１１条第２項中「者であって、第７条第２項に規定する別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの」とあるのは「者」とする。
３　平成１８年改正令附則第５条の規定により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所であって、平成１８年４月１日前から現

に２を超える共同生活住居を有しているものは、当分の間、第７５条第１項の規定にかかわらず、当該共同生活住居を有することができる。

４　平成１８年改正令附則第５条の規定により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者とみなされた者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う事業所の共同生活住居であって、平成１８年３月３１日において指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成１１年厚生省令第９６号）附則第２項の規定の適用を受けていたものについては、第７５条第４項の規定は適用しない。

５　第４１条第２項、第６５条第２項及び第８６条第２項の規定は、この条例の施行の際現に指定地域密着型介護予防サービス省令第４０条第２項、第６３条第２項及び第８４条第２項の規定により保存している記録（その整備が完結していないものを含む。）及びこの条例の施行の日以後に整備される記録について適用する。

（組合の区域外事業所の指定に係る基準の特例）

６　法第１１５条の１２第１項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定において、組合の区域の外にある事業所で第３章から第５章までに規定する基準に適合しないものにあっては、その事業所が所在する市町村の当該指定を現に受けているものに限り、この条例の当該基準にかかわらず、当該基準に適合しているものとみなす。

附　則（平成27年3月31日条例第3号）

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成29年3月22日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成30年11月16日条例第4号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第４１条第２項、第６５条第２項及び第８６条第２項の規定による記録の保存期間は、この条例の施行の際現に存する記録又はこの条例の施行日以後に保存する記録について適用する。

附　則（令和3年3月24日条例第3号）

（施行期日）

１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

２　この条例の施行の日から令和６年３月３１日までの間（以下「特例期間」という。）における改正後の第３条第３項、第２８条、第３８条の２（第６６条及び第８７条において準用する場合を含む。）、第５８条及び第８１条の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、第２８条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」と、第３８条の２中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、第５８条及び第８１条中「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

３　特例期間における改正後の第２９条の２（第６６条及び第８７条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第２９条の２第１項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第２項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第３項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

４　特例期間における改正後の第３２条第２項（第６６条及び第８７条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

５　特例期間における改正後の第２９条第３項（第６６条において準用する場合を含む。）及び第８２条第３項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

○大里広域市町村圏組合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

平成30年11月16日
条例第7号
改正　令和 2年11月20日条例第 9号
改正　令和 3年 3月24日条例第 4号

目次

第１章　総則（第１条―第３条）
第２章　基本方針（第４条）
第３章　人員に関する基準（第５条・第６条）
第４章　運営に関する基準（第７条―第３２条）
第５章　基準該当居宅介護支援に関する基準（第３３条）
第６章　雑則（第３４条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第４７条第１項第１号並びに第８１条第１項及び第２項の規定に基づき、基準該当居宅介護支援及び指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準を定めるとともに、法第７９条第２項第１号の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定に必要な申請者の要件を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例における用語の意義は、この条例に定めるもののほか、法の例による。

（指定居宅介護支援事業者の指定に必要な申請者の要件）

第３条　法第７９条第２項第１号の条例で定める者は、法人とする。

第２章　基本方針

第４条　指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

２　指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

３　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者若しくは指定地域密着型サービス事業者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

４　指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、大里広域市町村圏組合（以下「組合」という。）、市町村、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の７の２に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５１条の１７第１項第１号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

５　指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

６　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第３章　人員に関する基準

（従業者の員数）

第５条　指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに１以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置かなければならない。

２　前項に規定する員数の基準は、利用者の数が３５又はその端数を増すごとに１とする。

（管理者）

第６条　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者（以下この条において「管理者」という。）を置かなければならない。

２　管理者は、介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１４０条の６６第１号イ⑶に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただ

し、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合には、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を管理者とすることができる。

3　管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

⑴　管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

⑵　管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第４章　運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第７条　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、当該指定居宅介護支援を受けるために申込みを行う者（以下「利用申込者」という。）又はその家族に対し、第２１条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第４条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4　指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第１項の規定による文書の交付に代えて、第７項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織（指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第１号において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

⑴　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア　指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ　指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

⑵　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

5　前項各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

6　指定居宅介護支援事業者は、第４項の規定により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

⑴　第４項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

⑵　ファイルへの記録の方式

7　前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第８条　指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）
第９条　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。第１３条第２項及び第２１条第５号において同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。
（受給資格等の確認）
第１０条　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。
（要介護認定の申請に係る援助）
第１１条　指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。
２　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
３　指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の３０日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。
（身分を証する書類の携行）
第１２条　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。
（利用料等の受領）
第１３条　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第４６条第４項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
２　指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
３　指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
（保険給付の請求のための証明書の交付）
第１４条　指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第１項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。
（指定居宅介護支援の基本取扱方針）
第１５条　指定居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。
２　指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）
第１６条　指定居宅介護支援は、第４条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げる具体的な取扱方針にのっとり行われなければならない。
⑴　指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させること。
⑵　指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
⑶　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにすること。
⑷　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めること。
⑸　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供すること。

⑹　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握すること。

⑺　介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（次号及び第１３号において「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うこと。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ること。

⑻　介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成すること。

⑼　介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができ、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得たものに限る。）をいう。以下この条及び第２６条第３項において同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

⑽　介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。

⑾　介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付すること。

⑿　介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（介護保険法施行条例（平成２４年埼玉県条例第６６号）第２５条第１項に規定する訪問介護計画をいう。）等同条例において位置付けられている計画の提出を求めること。

⒀　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

⒁　介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供すること。

⒂　介護支援専門員は、第１３号に規定する実施状況の把握（イにおいて「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うこと。

ア　少なくとも１月に１回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ　少なくとも１月に１回、モニタリングの結果を記録すること。

⒃　介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア　要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合

イ　要介護認定を受けている利用者が法第２９条第２項において準用する法第２７条第７項又は法第３０条第１項の規定による要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

⒄　第３号から第１２号までの規定は、第１３号に規定する居宅サービス計画の変更について準用すること。

⒅　介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うこと。

⒆　介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合に

は、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うこと。

⑳　介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を組合に届け出ること。

㉑　介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第４３条第２項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、組合からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を組合に届け出ること。

㉒　介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めること。

㉓　前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付すること。

㉔　介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うこと。

㉕　介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにすること。

㉖　介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載すること。

㉗　介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載すること。

㉘　介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は法第３７条第１項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（同項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請をすることができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成すること。

㉙　介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図ること。

㉚　指定居宅介護支援事業者は、法第１１５条の２３第３項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮すること。

㉛　指定居宅介護支援事業者は、法第１１５条の４８第４項の規定に基づき、同条第１項に規定する会議から、同条第２項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めること。

（法定代理受領サービスに係る報告）

第１７条　指定居宅介護支援事業者は、毎月、組合（法第４１条第１０項の規定により同条第９項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第４５条第５項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第４１条第６項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり指定居宅サービス事業者に支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

２　指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、組合（当該事務を国民健康保険団

体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

（利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付）

第１８条　指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（利用者に関する組合への通知）

第１９条　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を組合に通知しなければならない。

⑴　正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

⑵　偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者の責務）

第２０条　指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

２　指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第２１条　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第２５条において「運営規程」という。）を定めるものとする。

⑴　事業の目的及び運営の方針

⑵　職員の職種、員数及び職務内容

⑶　営業日及び営業時間

⑷　指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

⑸　通常の事業の実施地域

⑹　虐待の防止のための措置に関する事項

⑺　その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保）

第２２条　指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

３　指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

４　指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第２２条の２　指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（設備及び備品等）

第２３条　指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

（従業者の健康管理）

第２４条　指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第２４条の２　指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はま

ん延しないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。
⑴　当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものに限る。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
⑵　当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
⑶　当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。
（掲示）
第２５条　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
２　指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
（秘密保持）
第２６条　指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
２　指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。
３　指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。
（広告）
第２７条　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。
（居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等）
第２８条　指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。
２　指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。
３　指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
（苦情処理）
第２９条　指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第６項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。
２　指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
３　指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第２３条の規定により組合が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は組合の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して組合が行う調査に協力するとともに、組合から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
４　指定居宅介護支援事業者は、組合からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を組合に報告しなければならない。
５　指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
６　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第１７６条第１項第３号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
７　指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。
（事故発生時の対応）

第３０条　指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに組合、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
２　指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
３　指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。
（虐待の防止）
第３０条の２　指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
⑴　当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものに限る。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
⑵　当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
⑶　当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
⑷　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
（会計の区分）
第３１条　指定居宅介護支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。
（記録の整備）
第３２条　指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
２　指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。
⑴　第１６条第１３号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録
⑵　個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳
ア　居宅サービス計画
イ　第１６条第７号に規定するアセスメントの結果の記録
ウ　第１６条第９号に規定するサービス担当者会議等の記録
エ　第１６条第１５号に規定するモニタリングの結果の記録
⑶　第１９条に規定する組合への通知に係る記録
⑷　第２９条第２項に規定する苦情の内容等の記録
⑸　第３０条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
⑹　従業者の勤務の体制等の記録
⑺　居宅介護サービス計画費等に関する請求及び受領等の記録

第５章　基準該当居宅介護支援に関する基準

（準用）
第３３条　第２章から前章（第２９条第６項及び第７項を除く。）までの規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第７条第１項中「第２１条」とあるのは「第３３条において準用する第２１条」と、第１３条第１項中「指定居宅介護支援（法第４６条第４項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費の」と読み替えるものとする。

第６章　雑則

（電磁的記録等）
第３４条　指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第１０条（第３３条において準用する場合を含む。）、第１６条第２８号（第３３条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。
２　指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電

子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　令和９年３月３１日までの間は、第６条第２項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則第１４０条の６６第１号イ⑶に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第６条第１項に規定する管理者とすることができる。

３　令和３年４月１日以後における前項の規定の適用については、同項中「、第６条第２項」とあるのは「令和３年３月３１日までに法第４６条第１項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における指定居宅介護支援等基準第３条第１項に規定する管理者（以下この条において「管理者」という。）が、介護保険法施行規則第１４０条の６６第１号イ⑶に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第６条第２項」と、「介護支援専門員（介護保険法施行規則第１４０条の６６第１号イ⑶に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第６条第１項に規定する」とあるのは「引き続き同日における管理者である介護支援専門員を」とする。

４　第３２条第２項の規定は、この条例の施行の際現に存する記録又はこの条例の施行日以後に保存する記録について適用する。

附　則（令和2年11月20日条例第9号）

この条例は、令和３年４月１日から施行する。ただし、附則第２項の改正規定及び附則に１項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附　則（令和３年３月24日条例第４号）

（施行期日）

１　この条例は、令和３年４月１日から施行する。ただし、第１６条の改正規定（同条中第３０号を第３１号とし、第２１号から第２９号までを１号ずつ繰り下げ、第２０号の次に１号を加える部分に限る。）は、同年１０月１日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

２　この条例の施行の日から令和６年３月３１日までの間（以下「特例期間」という。）における改正後の第４条５項、第２１条（第３３条において準用する場合を含む。）及び第３０条の２（第３３条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、第２１条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」と、第３０条の２中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

３　特例期間における改正後の第２２条の２（第３３条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第２２条の２第１項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第２項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第３項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

４　特例期間における改正後の第２４条の２（第３３条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第２４条の２中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

○大里広域市町村圏組合指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則

平成18年3月6日
規則第2号
改正　平成28年11月 1日規則第10号
改正　平成29年 3月24日規則第 1号
改正　平成30年12月17日規則第 7号
改正　令和 3年 3月16日規則第 2号

（趣旨）

第１条　この規則は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定の申請）

第２条　法第７８条の２第１項、第７９条第１項及び第１１５条の１２第１項の規定による申請は、様式第１号による指定申請書により行うものとする。

２　法第７８条の２第１項、第７９条第１項及び第１１５条の１２第１項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

（変更の届出等）

第３条　法第７８条の５、第８２条及び第１１５条の１５の規定による届出は、施行規則第１３１条の１３第１項、第１３３条第１項及び第１４０条の３０第１項に掲げる事項の変更に係るものにあっては様式第２号による変更届出書により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあっては様式第３号による廃止・休止・再開届出書により、それぞれ行うものとする。

（指定の辞退）

第４条　法第７８条の８の規定による指定の辞退は、様式第４号による指定辞退届出書により行うものとする。

（指定の更新の申請）

第５条　法第７８条の１２及び第１１５条の２１において読み替えて準用する法第７０条の２第４項において準用する法第７０条第１項並びに法第７９条の２第４項において準用する法第７９条第１項の規定による指定の更新の申請は、様式第５号による指定更新申請書により行うものとする。

２　第２条第２項の規定は、法第７８条の１２及び第１１５条の２１において読み替えて準用する法第７０条の２第１項並びに法第７９条の２第１項の規定による指定の更新を受けた者について準用する。

（事業所情報の提供）

第６条　管理者は、第２条から前条までの規定による指定又は届出の受理（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、都道府県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

⑴　事業所の名称及び所在地
⑵　当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
⑶　指定年月日及び指定更新年月日
⑷　事業開始年月日
⑸　運営規程
⑹　介護保険事業所番号
⑺　その他管理者が必要と認める事項

（公示）

第７条　法第７８条の１１、第８５条及び第１１５条の２０の規定による公示は、施行規則第１３１条の１４、第１３３条の２及び第１４０条の３１に規定する事項のほか、介護保険事業所番号について行うものとする。

（その他）

第８条　この規則に定めるもののほか、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附　則

（施行期日）

第１条　この規則は、平成１８年４月１日から施行する。
（指定等を行うために必要な準備）
第２条　管理者は、この規則の施行日前においても、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関し必要な手続を行うことができる。

附　則（平成28年11月1日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成29年3月24日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成30年12月17日規則第7号）

（施行期日）
第１条　この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
第２条　この規則の施行の際現存する改正前の規則に定める様式による用紙については、当分の間、これに所要の調整をして使用することができる。

附　則（令和3年3月16日規則第2号）

（施行期日）
１　この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
２　この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これに所要の調整をして使用することができる。

様式第１号（第２条関係）

指定地域密着型サービス事業所
指定地域密着型介護予防サービス事業所
指定居宅介護支援事業所

指定申請書

年　　月　　日

大里広域市町村圏組合　管理者　宛

（名称）
申請者
（代表者の職名・氏名）

介護保険法に規定する事業所に係る指定を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

<table>
<tr><td rowspan="6">申請者</td><td>フリガナ</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>名称</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>主たる事務所の所在地</td><td colspan="6">（郵便番号　　－　　）
県　　郡市</td></tr>
<tr><td rowspan="2">連絡先</td><td>電話番号</td><td colspan="2"></td><td>ＦＡＸ番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>Email</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">代表者の職名・氏名・生年月日</td><td rowspan="2">職名</td><td rowspan="2"></td><td>フリガナ</td><td></td><td rowspan="2">生年月日</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>代表者の住所</td><td colspan="6">（郵便番号　　－　　）
県　　郡市</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="15">指定を受けようとするサービス</td><td colspan="2">同一所在地において行う事業等の種類</td><td>既に指定を受けている事業（該当事業に○）</td><td>指定申請をする事業の開始予定年月日</td><td>様式</td></tr>
<tr><td rowspan="9">地域密着型サービス</td><td>夜間対応型訪問介護</td><td></td><td></td><td>付表１</td></tr>
<tr><td>認知症対応型通所介護</td><td></td><td></td><td>付表２</td></tr>
<tr><td>小規模多機能型居宅介護</td><td></td><td></td><td>付表３</td></tr>
<tr><td>認知症対応型共同生活介護</td><td></td><td></td><td>付表４</td></tr>
<tr><td>地域密着型特定施設入居者生活介護</td><td></td><td></td><td>付表５</td></tr>
<tr><td>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</td><td></td><td></td><td>付表６</td></tr>
<tr><td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</td><td></td><td></td><td>付表７</td></tr>
<tr><td>複合型サービス</td><td></td><td></td><td>付表８</td></tr>
<tr><td>地域密着型通所介護</td><td></td><td></td><td>付表９</td></tr>
<tr><td colspan="2">居宅介護支援事業</td><td></td><td></td><td>付表１０</td></tr>
<tr><td rowspan="3">地域密着型介護予防サービス</td><td>介護予防認知症対応型通所介護</td><td></td><td></td><td>付表２</td></tr>
<tr><td>介護予防小規模多機能型居宅介護</td><td></td><td></td><td>付表３</td></tr>
<tr><td>介護予防認知症対応型共同生活介護</td><td></td><td></td><td>付表４</td></tr>
</table>

介護保険事業者番号		（既に指定又は許可を受けている場合）
医療機関コード等		（保険医療機関として指定を受けている場合）

備考 1　「指定申請対象事業」及び「既に指定を受けている事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。

2　保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。

3　既に地域密着型サービス事業所の指定をうけている事業者が、地域密着型介護予防サービス事業所の指定を受ける場合において、届出事項に変更がないときには、「事業所の名称及び所在地」「申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」「当該申請に係わる事業の開始予定年月日」「当該申請に関する事項」「欠格事由に該当しないことを誓約する書面」「介護支援専門員の氏名及び登録番号」「その他指定に関し必要と認める事項」を除いて届出を省略できます。また、既に地域密着型介護予防サービス事業所の指定を受けている事業者が、地域密着型サービス事業所の指定を受ける場合においても同様に届出を省略できます。

付表１　夜間対応型訪問介護事業所の指定に係る記載事項

事業所	フリガナ				
	名　称				
	所在地	（郵便番号　　－　　） 県　　郡市			
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
		Email			
管理者	フリガナ		住所	（郵便番号　　－　　）	
	氏 名				
	生年月日				
	当該夜間対応型訪問介護事業所で兼務する他の職種（兼務の場合のみ記入）				
○人員に関する基準の確認に必要な事項					
オペレーションセンターの有無		□有　□無			
オペレーションセンターのか所数		か所			

従業者の職種・員数	訪問介護員等				オペレーター		面接相談員	
	定期巡回サービス		随時訪問サービス					
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤（人）								
非常勤（人）								

添付書類	別添のとおり

（夜間対応型訪問介護事業を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合）

事業所	フリガナ				
	名　称				
	所在地	（郵便番号　　－　　） 県　　郡市			
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
		Email			

備考１　記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
２　管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。
３　当該事業を事業所所在地以外の場所（いわゆる出張所）で一部実施する場合、下段の表に所在地等を記載してください。また、従業者については、上段の表に出張所に勤務する職員も含めて記載してください。

付表２－１　認知症対応型通所介護事業所・介護予防認知症対応型通所介護事業所の指定に係る記載事項（単独型・併設型）

事業所	フリガナ				
	名　称				
	所在地	（郵便番号　　－　　） 県　　郡市			
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
		Email			
事業の実施形態		□単独型　　□併設型			
管理者	フリガナ		住所	（郵便番号　　－　　）	
	氏　名				
	生年月日				
	当該認知症対応型通所介護事業所で兼務する他の職種（兼務の場合のみ記入）				
	同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務（兼務の場合のみ記入）	名称		事業所番号	
		兼務する職種及び勤務時間等			

○人員に関する基準の確認に必要な事項					
従業者の職種・員数	生活相談員	看護職員	介護職員	機能訓練指導員	
常　勤（人）					
非常勤（人）					

○設備に関する基準の確認に必要な事項		
食堂及び機能訓練室の合計面積	㎡	
営業時間	単位ごとのサービス提供時間（送迎時間を除く） （①　：　～　：　②　：　～　：　③　：　～　：　）	
利用定員	人（単位ごとの定員①　　人②　　人③　　人）	
添付書類	別添のとおり	

（認知症対応型通所介護事業所・介護予防認知症対応型通所介護事業所を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合）

事業所	フリガナ				
	名　称				
	所在地	（郵便番号　　－　　） 県　　郡市			
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
		Email			

○設備に関する基準の確認に必要な事項		
食堂及び機能訓練室の合計面積	㎡	
営業時間	単位ごとのサービス提供時間（送迎時間を除く） （①　：　～　：　②　：　～　：　③　：　～　：　）	
利用定員	人（単位ごとの定員①　　人②　　人③　　人）	

備考　1　記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
2　管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。
3　機能訓練指導員については、生活相談員又は看護職員若しくは介護職員と兼務しない場合にのみ記載してください。
4　当該事業を事業所所在地以外の場所（いわゆる出張所）で一部実施する場合、下段の表に所在地等を記載してください。また、従業者については、上段の表に出張所に勤務する職員も含めて記載してください。

付表２－２　認知症対応型通所介護事業所・介護予防認知症対応型通所介護事業所の指定に係る記載事項（共用型）

事業所	フリガナ				
	名　称				
	所在地	（郵便番号　　－　　） 県　　郡市			
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
		Email			
本体事業種別		□認知症対応型共同生活介護事業所	□地域密着型特定施設	□地域密着型介護老人福祉施設	
管理者	フリガナ		住所	（郵便番号　　－　　）	
	氏　名				
	生年月日				
	当該認知症対応型通所介護事業所で兼務する他の職種（兼務の場合のみ記入）				
	同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務（兼務の場合のみ記入）	名称		事業所番号	
		兼務する職種及び勤務時間等			

○人員に関する基準の確認に必要な事項					
本体の事業所等の入居者を含めた利用者数		人			
従業者の職種・員数	生活相談員	看護職員	介護職員	機能訓練指導員	
常　勤（人）					
非常勤（人）					

○設備に関する基準の確認に必要な事項		
食堂及び機能訓練室の合計面積	㎡	
営業時間	単位ごとのサービス提供時間（送迎時間を除く） （①　：　～　：　②　：　～　：　③　：　～　：　）	
利用定員	人（単位ごとの定員①　　人②　　人③　　人）	
添付書類	別添のとおり	

（認知症対応型通所介護事業所・介護予防認知症対応型通所介護事業所を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合）

事業所	フリガナ				
	名　称				
	所在地	（郵便番号　　－　　） 県　　郡市			
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
		Email			

○設備に関する基準の確認に必要な事項		
食堂及び機能訓練室の合計面積	㎡	
営業時間	単位ごとのサービス提供時間（送迎時間を除く） （①　：　～　：　②　：　～　：　③　：　～　：　）	
利用定員	人（単位ごとの定員①　　人②　　人③　　人）	

備考　1　記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
2　管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。
3　機能訓練指導員については、生活相談員又は看護職員若しくは介護職員と兼務しない場合にのみ記載してください。
4　当該事業を事業所所在地以外の場所（いわゆる出張所）で一部実施する場合、下段の表に所在地等を記載してください。また、従業者については、上段の表に出張所に勤務する職員も含めて記載してください。

付表３　小規模多機能型居宅介護事業所・介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の指定に係る記載事項

事業所	フリガナ				
	名　称				
	所在地	（郵便番号　　－　　） 県　　郡市			
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
		Email			
併設施設等	□認知症対応型共同生活介護事業所　□地域密着型特定施設　□地域密着型介護老人福祉施設 □介護療養型医療施設　□介護医療院				
管理者	フリガナ		住所	（郵便番号　　－　　）	
	氏　名				
	生年月日				
	当該小規模多機能型居宅介護事業所で兼務する他の職種（兼務の場合のみ記入）				
	併設する施設等の従業者との兼務（兼務の場合のみ記入）	名称		事業所番号	
		兼務する職種及び勤務時間等			
歯科協力医	名称		主な診療科名		
	名称		主な診療科名		

○人員に関する基準の確認に必要な事項

従業者の職種・員数	介護従業者		うち看護職員		介護支援専門員	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常　勤（人）						
非常勤（人）						
常勤換算後の人数（人）						

通いサービスの利用者数（推定数を記入）	人		

○設備に関する基準の確認に必要な情報

居間及び食堂の合計面積	㎡			
個室以外の宿泊室の合計面積	㎡	宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数		㎡
登録定員	人			
通いサービスの利用定員	人	宿泊サービスの利用定員		人
建物の構造	□耐火建築物　□準耐火建築物　□その他			
添付書類	別添のとおり			

（小規模多機能型居宅介護事業所・介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項）

事業所	フリガナ				
	名　称				
	所在地	（郵便番号　　－　　） 県　　郡市			
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
		Email			

○設備に関する基準の確認に必要な情報

居間及び食堂の合計面積	㎡			
個室以外の宿泊室の合計面積	㎡	宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数		㎡
登録定員	人			
通いサービスの利用定員	人	宿泊サービスの利用定員		人
建物の構造	□耐火建築物　□準耐火建築物　□その他			

備考　1　記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
2　管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。
3「協力歯科医療機関」がある場合は、「協力医療機関」欄に併せて記載してください。
4　当該事業を事業所所在地以外の場所（いわゆる出張所）で一部実施する場合、下段の表に所在地等を記載してください。また、従業者については、上段の表に出張所に勤務する職員も含めて記載してください。

付表４　認知症対応型共同生活介護事業所・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の指定に係る記載事項

<table>
<tr><td rowspan="4">事業所</td><td>フリガナ</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>名　称</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="5">（郵便番号　　－　　）
県　　郡市</td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td>電話番号</td><td colspan="2"></td><td>FAX 番号</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>Email</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">管理者</td><td>フリガナ</td><td colspan="2"></td><td rowspan="3">住所</td><td colspan="2" rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">当該事業所で兼務する他の職種（兼務の場合のみ記入）</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">同一敷地内の他の事業所又は
施設の従業者との兼務
（兼務の場合のみ記入）</td><td>名称</td><td colspan="2"></td><td>事業所番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">兼務する職種
及び勤務時間等</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">協力医療機関</td><td>名称</td><td colspan="2"></td><td>主な診療科名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>名称</td><td colspan="2"></td><td>主な診療科名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="7">○人員に関する基準の確認に必要な事項</td></tr>
<tr><td colspan="2">共同生活住居数</td><td>戸</td><td>①</td><td>②</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">従業者の職種・員数</td><td colspan="2">介護従業者</td><td colspan="2">介護従業者</td><td colspan="2">計画作成担当者</td></tr>
<tr><td>専従</td><td>兼務</td><td>専従</td><td>兼務</td><td>専従</td><td>兼務</td></tr>
<tr><td>常勤（人）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>非常勤（人）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">常勤換算後の人数（人）</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">利用者数
（推定数を記入）</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">利用定員</td><td>人</td><td>人</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="7">○設備に関する基準の確認に必要な事項</td></tr>
<tr><td colspan="2">建物の構造</td><td colspan="5">□耐火建築物　□準耐火建築物　□その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">添付書類</td><td colspan="5">別添のとおり</td></tr>
</table>

備考１　記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
　　２　管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。
　　３「協力歯科医療機関」がある場合は、「協力医療機関」欄に併せて記載してください。

付表５　地域密着型特定施設入居者生活介護事業所の指定に係る記載事項

事業所	フリガナ				
	名　称				
	所在地	（郵便番号　　－　　） 県　　郡市			
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
		Email			
施設の区分（該当に○）	有料老人ホーム		施設開設年月日		
	軽費老人ホーム		施設開設年月日		
	サービス付き高齢者向け住宅		施設開設年月日		
管理者	フリガナ		住所	（郵便番号　　－　　）	
	氏　名				
	生年月日				
	当該特定施設で兼務する他の職種（兼務の場合のみ記入）				
	同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務（兼務の場合記入）	名称		事業所番号	
		兼務する職種及び勤務時間等			
医療協力機関	名称		主な診療科名		
	名称		主な診療科名		
	名称		主な診療科名		

○人員に関する基準の確認に必要な事項

従業者の職種・員数	生活相談員		看護職員		介護職員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常　勤（人）										
非常勤（人）										
常勤換算後の人数（人）										

利用者数（推定数を記入）	人（前年の平均値、新規の場合は推定数を記入）		
	要介護者	人	

○設備に関する基準の確認に必要な事項

入居定員	人	
建物の構造	□耐火建築物　□準耐火建築物　□その他	
添付書類	別添のとおり	

備考　1　記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
　　2　管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。

付表６　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の指定に係る記載事項

施設	フリガナ				
	名　称				
	所在地	（郵便番号　　－　　） 県　　都市			
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
		Email			
管理者	ﾌﾘｶﾞﾅ		住所	（郵便番号　　－　　）	
	氏名				
	生年月日				
	同一敷地内の他の事業所、施設又は本体施設の従業者との兼務（兼務の場合のみ記入）	名称		事業所番号	
		兼務する職種及び勤務時間等			
本体施設の有無		□有　□無	併設事業所の有無	□有　□無	
短期入所生活介護の実施の有無		□有　□無	事業の実施形態	□空床型　□併設型	
療協機力関医	名称		主な診療科名		
	名称		主な診療科名		

○人員に関する基準の確認に必要な事項

従業者の職種・員数		医師		生活相談員		介護職員		看護職員	
		専従	＊兼務	専従	＊兼務	専従	＊兼務	専従	＊兼務
地域密着型介護老人福祉施設及び短期入所生活介護従事人数	常勤（人）								
	非常勤（人）								
常勤換算後の人数（人）									

		栄養士		機能訓練指導員		介護支援専門員		栄養士を配置しない場合の措置
		専従	＊兼務	専従	＊兼務	専従	＊兼務	
地域密着型介護老人福祉施設及び短期入所生活介護従事人数	常勤（人）							
	非常勤（人）							
常勤換算後の人数（人）								

入所者数（推定数を記入）	人	短期入所利用者数（併設型の場合）	人（推定数を記入）

○設備に関する基準の確認に必要な事項

		地域密着型介護老人福祉施設	短期入所生活介護
居室	1室の最大定員	人	人
	入所者1人あたりの最小床面積	㎡	㎡
食堂と機能訓練室の合計面積		㎡	㎡
廊下	片廊下の幅	m	m
	中廊下の幅	m	m

入居定員	人	
添付書類	別添のとおり	

備考 1　記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
2「短期入所生活介護を実施している場合の事業の実施形態（空床型・併設型の別）」については、空床型・併設型のいずれか一方又は両方にチェックをしてください。
3　管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。
4　従業員の職種・員数の「＊兼務」欄は、短期入所生活介護以外との兼務を行う職員について記載してください。
5　介護支援専門員に代えて介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある生活相談員等を配置する場合には、その員数は、「介護支援専門員等」欄に記載してください。
6　短期入所生活介護を実施していない場合は、短期入所生活介護の「設備に関する基準の確認に必要な事項」欄については、記載不要です。

付表７　定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定に係る記載事項

事業所	フリガナ				
	名　称				
	所在地	（郵便番号　　－　　） 県　　郡市			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
		Email			
管理者	フリガナ		住所	（郵便番号　　－　　）	
	氏名				
	生年月日				
	他事業所の従業者との兼務の有無	□有　□無	事業所の名称		
			兼務する職種及び勤務時間等		
連携する訪問看護事業所 （連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護を実施する場合のみ記載）			名称		
			住所	（郵便番号　　－　　）	

○人員に関する基準の確認に必要な事項

従業者の職種・員数		訪問介護員等				オペレーター		看護職員		うち計画作成責任者	
		定期巡回サービス		随時訪問サービス							
		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
	常勤（人）										
	非常勤（人）										
	常勤換算後の人数（人）										
添付書類		別添のとおり									

（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合）

事業所	フリガナ				
	名　称				
	所在地	（郵便番号　　－　　） 県　　郡市			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
		Email			

備考　1　記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
2　当該事業を事業所所在地以外の場所（いわゆる出張所）で一部実施する場合、下段の表に所在地等を記載してください。また、従業者については、上段の表に出張所に勤務する職員も含めて記載してください。

付表８　複合型サービス事業所の指定に係る記載事項

事業所	フリガナ				
	名　称				
	所在地	（郵便番号　　－　　） 県　　郡市			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
		Email			
併設施設等		□認知症対応型共同生活介護事業所　□地域密着型特定施設　□地域密着型介護老人福祉施設 □介護療養型医療施設			
訪問看護事業所の指定の有無		□有　□無	種別	□病院　□診療所　□訪問看護ステーション	
		名称		事業所番号	
管理者	フリガナ		住所	（郵便番号　　－　　）	
	氏名				
	生年月日				
	事業所内の従業者との兼務の有無	□有　□無	（職種：　　）		
	他事業所の従業者との兼務の有無	□有　□無	事業所の名称		
			事業所番号		
			兼務する職種及び勤務時間等		
協力医療機関	名称		主な診療科名		
	名称		主な診療科名		

○人員に関する基準の確認に必要な事項

従業者の職種・員数	介護従事者		うち看護職員		介護支援専門員	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤（人）						
非常勤（人）						
常勤換算後の人数（人）						

通いサービスの利用者数（推定数を記入）	人		

○設備に関する基準の確認に必要な事項

居間及び食堂の合計面積	㎡		
個室の宿泊室	室	うち床面積6.4㎡以上7.43㎡未満の宿泊室（病院又は診療所である場合）	室
個室以外の宿泊室の合計面積	㎡	宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数	人

登録定員	人		
通いサービスの利用定員	人	宿泊サービスの利用定員	人
建物の構造	□耐火建築物　□準耐火建築物　□その他		
添付書類	別添のとおり		

（複合型サービス事業所を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項）

事業所	フリガナ				
	名　称				
	所在地	（郵便番号　　－　　） 県　　郡市			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
		Email			

○設備に関する基準の確認に必要な事項

居間及び食堂の合計面積	㎡		
個室の宿泊室	室	うち床面積6.4㎡以上7.43㎡未満の宿泊室（病院又は診療所である場合）	室
個室以外の宿泊室の合計面積	㎡	宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数	人

登録定員	人		
通いサービスの利用定員	人	宿泊サービスの利用定員	人
建物の構造	□耐火建築物　□準耐火建築物　□その他		

備考　1　記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
2　管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。
3　「協力歯科医療機関」がある場合は、「協力医療機関」欄に併せて記載してください。
4　当該事業を事業所所在地以外の場所（いわゆる出張所）で一部実施する場合、下段の表に所在地等を記載してください。また、従業者については、上段の表に出張所に勤務する職員も含めて記載してください。

付表９　地域密着型通所介護（療養通所介護）事業所の指定に係る記載事項

事業所	フリガナ				
	名　称				
	所在地	（郵便番号　　－　　） 県　　郡市			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
		Email			
管理者	フリガナ		住所	（郵便番号　　－　　）	
	氏　名				
	生年月日				
	当該通所介護事業所で兼務する他の職種（兼務の場合のみ記入）				
	同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務（兼務の場合のみ記入）	名称			
		兼務する職種及び勤務時間等			

○人員に関する基準の確認に必要な事項

従業者の職種・員数	生活相談員	看護職員	介護職員	機能訓練指導員	
常　勤（人）					
非常勤（人）					

○設備に関する基準の確認に必要な事項

食堂及び機能訓練室の合計面積	㎡	
営業時間	単位ごとのサービス提供時間（送迎時間を除く）（①　：　～　：　②　：　～　：　③　：　～　：　）	
利用定員	人（単位ごとの定員①　　人 ②　　人 ③　　人）	
添付書類	別添のとおり	

（地域密着型通所介護事業を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合）

事業所	フリガナ				
	名　称				
	所在地	（郵便番号　　－　　） 県　　郡市			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
		Email			

○設備に関する基準の確認に必要な事項

食堂及び機能訓練室の合計面積	㎡	
営業時間	単位ごとのサービス提供時間（送迎時間を除く）（①　：　～　：　②　：　～　：　③　：　～　：　）	
利用定員	人（単位ごとの定員①　　人 ②　　人 ③　　人）	
添付書類	平面図	

備考　1　記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
2　管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。
3　機能訓練指導員については、生活相談員又は看護職員若しくは介護職員と兼務しない場合にのみ記載してください。
4　当該事業を事業所所在地以外の場所（いわゆる出張所）で一部実施する場合、下段の表に所在地等を記載してください。また、従業者については、上段の表に出張所に勤務する職員も含めて記載してください。

付表 10　指定居宅介護支援事業所の指定に係る記載事項

<table>
<tr><td rowspan="4">事業所</td><td>フリガナ</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>名　称</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="5">（郵便番号　　－　　）
県　　郡市</td></tr>
<tr><td rowspan="2">連絡先</td><td>電話番号</td><td></td><td>FAX 番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>Email</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">管理者</td><td>フリガナ</td><td colspan="2"></td><td rowspan="3">住所</td><td colspan="2" rowspan="3">（郵便番号　　－　　）</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4">当該居宅介護支援事業所における介護支援専門員との兼務の有無</td><td colspan="2">□有　□無</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">同一敷地内の他の事業所
又は施設の従業者との兼務（兼務の場合記入）</td><td>名称</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>兼務する職種
及び勤務時間等</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="7">○人員に関する基準の確認に必要な事項</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">従業者の職種・員数（人）</td><td colspan="2">介護支援専門員</td><td colspan="3" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>専　従</td><td>兼　務</td></tr>
<tr><td colspan="2">常　勤（人）</td><td></td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">非常勤（人）</td><td></td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="3">事業開始時の利用者の推定数</td><td colspan="3">人</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">添付書類</td><td colspan="5">別添のとおり</td></tr>
</table>

備考　1　記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
　　2　管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。

様式第２号（第３条関係）

変更届出書

年　　月　　日

大里広域市町村圏組合管理者　宛

住所
事業者（所在地）
氏名
（名称及び代表者職氏名）

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

介護保険事業者番号										

指定内容を変更した事業所等		名称 所在地
サービスの種類		
変更年月日		年　　月　　日
変更があった事項（該当に○）		変更の内容
	事業所（施設）の名称	（変更前）
	事業所（施設）の所在地、電話番号、FAX 番号	
	申請者（法人）の名称	
	主たる事務所の所在地、電話番号、FAX 番号	
	代表者（開設者）の氏名、生年月日、住所及び職名	
	登記事項証明書・条例等 （当該事業に関するものに限る。）	
	事業所（施設）の建物の構造、専用区画等	
	事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日、住所	
	事業所（施設）の管理者の経歴 （認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護及び居宅介護支援事業）	（変更後）
	運営規程	
	協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関	
	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制	
	本体施設、本体施設との移動経路等	
	併設施設の状況等	
	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	
	その他	
連絡先（担当者）	担当者・電話：	

備考　１　該当項目番号に○を付してください。
　　２　変更内容が分かる書類を添付してください。

様式第３号（第３条関係）

廃止・休止・再開届出書

年　　月　　日

大里広域市町村圏組合管理者　宛

住所
事業者　名称
代表者氏名

次のとおり事業の廃止・休止をする（再開をしました）ので届け出ます。

	介護保険事業所番号	
廃止する（休止する・再開した）事業所	名称	
	所在地	
サービスの種類		
廃止・休止・再開の別	廃　止　・休　止　・再　開	
廃止する・休止する・再開した年月日	年　　月　　日	
廃止・休止する理由		
現にサービス又は支援を受けている者に対する措置（廃止・休止する場合のみ）		
休止予定期間	休止日 ～　　年　　月　　日	
連絡先（担当者）	担当者・電話：	

備考　１　廃止又は休止に係る届出にあっては、廃止又は休止する日の１月前までに届け出てください。

２　廃止又は休止に係る届出にあっては、別添「利用者・入所者名簿」（各利用者・入所者ごとに移行予定先事業所・施設等を記載したもの）を添付すること。

３　２の「利用者・入所者名簿」を提出後、各利用者・入所者の移行先の事業所・施設が確定次第、速やかに各利用者・入所者ごとに移行確定先事業所・施設等を記載した「利用者・入所者名簿」を追加添付書類として提出すること。

４　事業の再開に係る届出にあっては、従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表を添付してください。

様式第４号（第４条関係）

指定辞退届出書

年　　月　　日

大里広域市町村圏組合管理者　宛

所在地
事業者　　名　称
代表者氏名

次のとおり指定を辞退したいので届け出ます。

	介護保険事業者番号										
指定を辞退する施設	名称 所在地										
指定を受けた年月日	年　　月　　日										
指定を辞退する年月日	年　　月　　日										
指定を辞退する理由											
現に施設に入所している者に対する措置											
連絡先（担当者）	担当者・電話：										

備考　指定を辞退する日の１月前までに届け出てください。

様式第５号（第５条関係）

指定地域密着型サービス事業所
指定地域密着型介護予防サービス事業所
指定居宅介護支援事業所

指定更新申請書

年　　月　　日

大里広域市町村圏組合　管理者　宛

（名称）
申請者
（代表者の職名・氏名）

介護保険法に規定する事業所に係る指定の更新を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

<table>
<tr><td rowspan="5">申請者</td><td>フリガナ
名称</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>主たる事務所の所在地</td><td colspan="5">（郵便番号　　－　　）
県　　郡市</td></tr>
<tr><td rowspan="2">連絡先</td><td>電話番号</td><td colspan="2"></td><td>ＦＡＸ番号</td><td></td></tr>
<tr><td>Email</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>代表者の職名・氏名・生年月日</td><td>職名</td><td></td><td>フリガナ
氏名</td><td></td><td>生年月日</td></tr>
<tr><td>代表者の住所</td><td colspan="5">（郵便番号　　－　　）
県　　郡市</td></tr>
<tr><td rowspan="8">事業所</td><td>事業等の種類</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>指定有効期間満了日</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>フリガナ
名称</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="5">（郵便番号　　－　　）
県　　郡市</td></tr>
<tr><td colspan="6">当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき</td></tr>
<tr><td>フリガナ
名称</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>主たる事務所の
所在地</td><td colspan="5">（郵便番号　　－　　）
県　　郡市</td></tr>
<tr><td rowspan="2">管理者</td><td>フリガナ
氏名</td><td colspan="3"></td><td>生年月日</td><td></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="5">（郵便番号　　－　　）
県　　郡市</td></tr>
</table>

添付書類　別添のとおり

○大里広域市町村圏組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

平成27年3月31日
条例第4号
改正　平成30年11月16日条例第5号
改正　令和 3年 3月24日条例第5号

目次

第１章　総則（第１条－４条）
第２章　人員に関する基準（第５条・第６条）
第３章　運営に関する基準（第７条－第３１条）
第４章　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第３２条－第３４条）
第５章　基準該当介護予防支援に関する基準（第３５条）
第６章　雑則（第３６条・第３７条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）の規定に基づき、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例における用語の意義は、法の例による。

（基本方針）

第３条　指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。

２　指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

３　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

４　指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、大里広域市町村圏組合（以下「組合」という。）、熊谷市、深谷市及び寄居町（以下「組合等」という。）、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の７の２に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５１条の１７第１項第１号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

５　指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

６　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

（介護予防支援事業者の資格）

第４条　法第１１５条の２２第２項第１号に規定する条例で定める者は、法人とする。

２　前項に規定する法人の役員等は、熊谷市暴力団排除条例（平成２５年熊谷市条例第２８号）、深谷市暴力団排除条例（平成２４年深谷市条例第２号）及び寄居町暴力団排除条例（平成２４年寄居町条例第４号）第２条第２号の暴力団員であってはならない。

第２章　人員に関する基準

（従業者の員数）

第５条　指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに１以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関

する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置かなければならない。

（管理者）

第６条　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

２　前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

第３章　運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第７条　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第２０条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

２　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第３条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第５３条第１項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

３　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

４　指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第１項の規定による文書の交付に代えて、第７項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

⑴　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア　指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込　者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ　指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられ　たファイルに記録された第１項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

⑵　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第１項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

５　前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

６　第４項第１号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

７　指定介護予防支援事業者は、第４項の規定により第１項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

⑴　第４項各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの

⑵　ファイルへの記録の方式

８　前項の規定による承諾を得た指定介護予防支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第１項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（提供拒否の禁止）

第８条　指定介護予防支援事業者は、正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第９条　指定介護予防支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定介護予防支援事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

（受給資格等の確認）
第１０条　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。
（要支援認定の申請に係る援助）
第１１条　指定介護予防支援事業者は、被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。
２　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
３　指定介護予防支援事業者は、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の３０日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。
（身分を証する書類の携行）
第１２条　指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。
（利用料等の受領）
第１３条　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援（法第５８条第４項の規定に基づき介護予防サービス計画費が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
（保険給付の請求のための証明書の交付）
第１４条　指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。
（指定介護予防支援の業務の委託）
第１５条　指定介護予防支援事業者は、法第１１５条の２３第３項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
⑴　委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会の議を経なければならないこと。
⑵　委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。
⑶　委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。
⑷　委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第３条、この章及び第４章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。
（法定代理受領サービスに係る報告）
第１６条　指定介護予防支援事業者は、毎月、組合（法第５３条第７項　において読み替えて準用する第４１条第１０項の規定により法第５３条第６項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第４５条第５項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービス（法第５３条第４項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。
２　指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、組合（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。
（利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付）
第１７条　指定介護予防支援事業者は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。
（利用者に関する組合等への通知）
第１８条　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を組合等に通知しなければならない。
⑴　正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態

の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
⑵　偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。
（管理者の責務）
第１９条　指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。
２　指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者にこの章及び次章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
（運営規程）
第２０条　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めておかなければならない。
⑴　事業の目的及び運営の方針
⑵　職員の職種、員数及び職務内容
⑶　営業日及び営業時間
⑷　指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
⑸　通常の事業の実施地域
⑹　虐待の防止のための措置に関する事項
⑺　その他運営に関する重要事項
（勤務体制の確保）
第２１条　指定介護予防支援事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう、指定介護予防支援事業所ごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
２　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって指定介護予防支援の業務を提供しなければならない。ただし、担当職員の補助の業務についてはこの限りでない。
３　指定介護予防支援事業者は、担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
４　指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
（業務継続計画の策定等）
第２１条の２　指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
２　指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
３　指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
（設備及び備品等）
第２２条　指定介護予防支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
（従業者の健康管理）
第２３条　指定介護予防支援事業者は、担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）
第２３条の２　指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。
⑴　当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものに限る。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
⑵　当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
⑶　当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。
（掲示）

第２４条　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
２　指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
（秘密保持）
第２５条　指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
２　指定介護予防支援事業者は、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。
３　指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（第３３条第９号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。
（広告）
第２６条　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。
（介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等）
第２７条　指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援事業所の管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。
２　指定介護予防支援事業所の担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。
３　指定介護予防支援事業者及びその従業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
（苦情処理）
第２８条　指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等（第６項において「指定介護予防支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。
２　指定介護予防支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
３　指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援に関し、法第２３条の規定により組合等が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該組合等の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して組合等が行う調査に協力するとともに、組合等から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
４　指定介護予防支援事業者は、組合等からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を組合等に報告しなければならない。
５　指定介護予防支援事業者は、自らが介護予防サービス計画に位置付けた法第５３条第１項に規定する指定介護予防サービス又は法第５４条の２第１項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
６　指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第１７６条第１項第３号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
７　指定介護予防支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。
（事故発生時の対応）
第２９条　指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに組合等、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
２　指定介護予防支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
３　指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。
（虐待の防止）
第２９条の２　指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講

じなければならない。
⑴　当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものに限る。）を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
⑵　当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
⑶　当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
⑷　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
（会計の区分）
第３０条　指定介護予防支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。
（記録の整備）
第３１条　指定介護予防支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
２　指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。
⑴　第３３条第１４号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録
⑵　個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳
ア　介護予防サービス計画
イ　第３３条第７号に規定するアセスメントの結果の記録
ウ　第３３条第９号に規定するサービス担当者会議等の記録
エ　第３３条第１５号に規定する評価の結果の記録
オ　第３３条第１６号に規定するモニタリングの結果の記録
⑶　第１８条に規定する組合等への通知に係る記録
⑷　第２８条第２項に規定する苦情の内容等の記録
⑸　第２９条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
⑹　従業者の勤務の体制等の記録
⑺　介護予防サービス計画費に関する請求及び受領等の記録
第４章　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
（指定介護予防支援の基本取扱方針）
第３２条　指定介護予防支援は、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。
２　指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。
３　指定介護予防支援事業者は、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
（指定介護予防支援の具体的取扱方針）
第３３条　指定介護予防支援の方針は、第３条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
⑴　指定介護予防支援事業所の管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
⑵　指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
⑶　担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等の利用が行われるようにしなければならない。
⑷　担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
⑸　担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
⑹　担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を

含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握しなければならない。

ア　運動及び移動

イ　家庭生活を含む日常生活

ウ　社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション

エ　健康管理

⑺　担当職員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

⑻　担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しなければならない。

⑼　担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができ、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得たものに限る。）をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

⑽　担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

⑾　担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。

⑿　担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３５号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第７６条第２号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

⒀　担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも１月に１回、聴取しなければならない。

⒁　担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

⒁の２　担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

⒂　担当職員は、介護予防サービス計画に位置づけた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価しなければならない。

⒃　担当職員は、第１４号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア　少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して３月に１回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ　利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第１１７条第１項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ　少なくとも１月に１回、モニタリングの結果を記録すること。

⑰　担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア　要支援認定を受けている利用者が要支援更新認定を受けた　場合

イ　要支援認定を受けている利用者が要支援状態区分の変更の認定を受けた場合

⑱　第３号から第１３号までの規定は、第１４号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。

⑲　担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

⑳　担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行うものとする。

㉑　担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（次号及び第２２号において「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。

㉑の２　前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

㉒　担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。

㉓　担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

㉔　担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置づける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しなければならない。

㉕　担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

㉖　担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は法第３７条第１項の規定による指定に係る介護予防サービスの種類若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨（同項の規定による指定に係る介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しなければならない。

㉗　担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

㉘　指定介護予防支援事業者は、法第１１５条の４８第４項の規定に基づき、同条第１項に規定する会議から、同条第２項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

（介護予防支援の提供に当たっての留意点）

第３４条　介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意しなければならない。

⑴　単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。

⑵　利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。

⑶　具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有すること。

⑷　利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。
⑸　サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。
⑹　地域支援事業及び介護給付と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。
⑺　介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとすること。
⑻　機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めること。

第５章　基準該当介護予防支援に関する基準

（準用）

第３５条　第３条及び第２章から前章（第１５条並びに第２８条第６項及び第７項を除く。）までの規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第７条第１項中「第２０条」とあるのは「第３５条において準用する第２０条」と、第１３条中「指定介護予防支援（法第５８条第４項の規定に基づき介護予防サービス計画費（同条第１項に規定する介護予防サービス計画費をいう。以下同じ。）が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の支給」とあるのは「特例介護予防サービス計画費の支給」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

第６章　雑則

（電磁的記録等）

第３６条　指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第１０条（第３５条において準用する場合を含む。）、第３３条第２６号（第３５条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

２　指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（委任）

第３７条　この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

（大里広域市町村圏組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正）

２　大里広域市町村圏組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成２５年条例第４号）の一部を次のように改正する。

第１７条中「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３７号。以下「指定介護予防支援等基準という。）第３０条第９号」を「大里広域市町村圏組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成２７年条例第４号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第３３条第９号」に改める。

第６８条第２号中「指定介護予防支援等基準第３０条各号」を「指定介護予防支援等基準条例第３３条各号」に、「具体的取組方針」を「具体的取扱方針」に、「指定介護予防支援等基準第３１条各号」を「指定介護予防支援等基準条例第３４条各号」に改める。

附　則（平成30年11月16日条例第5号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第３１条第２項の規定による記録の保存期間は、この条例の施行の際現に存する記録又はこの条例の施行日以後に保存する記録について適用する。

附　則（令和3年3月24日条例第5号）

（施行期日）

1　この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2　この条例の施行の日から令和６年３月３１日までの間（以下「特例期間」という。）における改正後の第３条第５項、第２０条（第３５条において準用する場合を含む。）及び第２９条の２（第３５条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、第２０条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」と、第２９条の２中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3　特例期間における改正後の第２１条の２（第３５条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第２１条の２第１項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第２項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第３項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

4　特例期間における改正後の第２３条の２（第３５条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第２３条の２中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

○大里広域市町村圏組合指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則

平成18年12月25日
規則第4号
改正　平成25年 4月12日規則第3号
改正　平成28年 3月25日規則第7号
改正　令和 3年 3月16日規則第2号

（趣旨）

第１条　この規則は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定の申請等）

第２条　法第１１５条の２２第１項の規定による申請は、指定介護予防支援事業所指定申請書（様式第１号）により行うものとする。

２　法第１１５条の２２第１項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

（変更の届出等）

第３条　法第１１５条の２５の規定による届出は、施行規則第１４０条の３７第１項に掲げる事項の変更に係るものにあっては変更届出書（様式第２号）により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあっては廃止・休止・再開届出書（様式第３号）により、それぞれ行うものとする。

（指定の更新の届出）

第４条　法第１１５条の３１において準用する法第７０条の２の規定による申請は、指定介護予防支援事業所指定更新申請書（様式第４号）により行うものとする。

（事業所情報の提供）

第５条　管理者は、前３条の規定による指定の申請、変更の届出等及び更新の届出（以下この条において「指定等」という。）を受理したときは、都道府県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

⑴　事業所の名称及び所在地
⑵　当該事業所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
⑶　指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日
⑷　事業開始年月日
⑸　運営規程
⑹　介護保険事業所番号
⑺　事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
⑻　役員の氏名、生年月日及び住所
⑼　介護支援専門員の氏名及び登録番号

（公示）

第６条　法第１１５条の３０の規定による公示は、法第１１５条の２８各号の措置に係る事業所に関する次に掲げる事項について行うものとする。

⑴　介護保険事業所番号
⑵　事業所の名称及び所在地
⑶　当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
⑷　指定、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止の年月日

（その他）

第７条　この規則に定めるもののほか、事業所の指定等に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成１９年３月１日から施行する。

（準備行為）

２　第２条第１項に規定する申請に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附　則（平成 25 年 4 月 12 日規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成 28 年 3 月 25 日規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和３年３月16日規則第２号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これに所要の調整をして使用することができる。

様式第１号（第２条関係）

受付番号	

指定介護予防支援事業所指定申請書

年　　月　　日

大里広域市町村圏組合管理者　宛

所在地

申請者

名　称

介護保険法に規定する指定介護予防支援事業所に係る指定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

				事業所所在地市町村番号		
申請者	フリガナ 名　　称					
	主たる事務所の所　在　地	（郵便番号　　－　　）				
		（ビルの名称等）				
	連　絡　先	電話番号		FAX 番号		
	法人の種別		法人所轄庁			
	代表者の職・氏名・生年月日	職　名		フリガナ 氏　名		生年月日
	代表者の住所	（郵便番号　　－　　）				
		（ビルの名称等）				
事業所等の所在地		（郵便番号　　－　　）				
		（ビルの名称等）				

当該申請に係る事業の開始の予定年月日	地域包括支援センターの設置年月日（設置している場合に記入）

備考１　「受付番号」「事業所所在地市町村番号」欄には記載しないでください。

２　「法人の種別」欄は、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」等の別を記入してください。

３　「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。

４　地域包括支援センターの設置の届出を既に行っている場合において、既に組合に提出している事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

付表　指定介護予防支援事業所の指定に係る記載事項

受付番号	

事業所	フリガナ				
	名　　称				
	所在地	（郵便番号　　－　　）			
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
当該事業の実施について定めてある定款・寄附行為等の条文		第　　条第　　項第　　号			
管理者	フリガナ		住所	（郵便番号　　－　　）	
	氏　　名				
	生年月日				
	指定介護予防支援事業所における他の職務との兼務の有無			有　・　無	
	地域包括支援センターの従業者との兼務（兼務の場合記入）	名称			
		兼務する職種及び勤務時間等			
事業開始時の利用者の推定数		人			

従業者の職種・員数（人）	担当職員		その他の職員（事務職員等）	
	専　従	兼　務	専　従	兼　務
常　勤（人）				
非常勤（人）				

主な掲示事項	営業日		
	営業時間		
	利用料	法定代理受領分以外	
	その他の費用		
	通常の事業実施地域		
添付書類		別添のとおり	

備考１　「受付番号」欄には、記入しないでください。

２　記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。

３　「主な掲示事項」については、本欄の記載を省略し、別添資料として添付して差し支えありません。

４　出張所等がある場合、所在地、営業時間等を別様にして記載してください。また、従業者については、本様式に出張所に勤務する職員も含めて記載してください。

５　「担当職員」については、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３７号）第２条に規定する担当職員の員数を記載してください。

別添

指定申請に係る添付書類一覧

受付番号	

主たる事業所の名称	

番号	添　付　書　類	該当欄	備考
1	申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等		
2	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表		
3	事業所の管理者の経歴		
4	事業所の平面図		
5	運営規程		
6	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要		
7	当該申請に係る資産の状況		
8	関係市町村並びに他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携の内容		
9	法第 115 条の 22 第 2 項各号に該当しないことを誓約する書面		
10	役員の氏名等		
11	介護支援専門員の氏名及びその登録番号		

備考１　「受付番号」欄は、記入しないでください。

２　該当欄に「○」を付してください。

３　地域包括支援センターの設置の届出をしている場合において、既に管理者に提出している事項に変更がないときは、上記書類の提出を省略することができる。

様式第２号（第３条関係）

変　更　届　出　書

年　　月　　日

大里広域市町村圏組合管理者　宛

住　所
申請者（所在地）
氏　名
（名称及び代表者氏名）

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

		介護保険事業者番号
指定内容を変更した事業所		名　称
		所在地
変　更　が　あ　っ　た　事　項		変　更　の　内　容
1	事業所の名称	(変更前)
2	事業所の所在地	
3	主たる事務所の所在地	
4	代表者の氏名、生年月日及び住所	
5	定款・寄附行為及びその登記事項証明書・条例等(当該事業に関するものに限る。)	
6	事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所及び経歴	(変更後)
7	事業所の平面図	
8	運営規程	
9	当該申請に係る事業に係る介護予防サービス計画費の請求に関する事項	
10	役員の氏名、生年月日及び住所	
11	介護支援専門員の氏名及びその登録番号	
変　更　年　月　日		年　　月　　日

備考１　該当項目番号に○を付してください。
　　２　変更内容が分かる書類を添付してください。

様式第３号（第３条関係）

廃止・休止・再開届出書

年　　月　　日

大里広域市町村圏組合管理者　宛

住　所
申請者（所在地）
氏　名
（名称及び代表者氏名）

次のとおり事業の廃止(休止・再開)をするので届け出ます。

	介護保険事業者番号								

廃止(休止・再開)する事業所	名　称
	所在地
廃止・休止・再開の別	廃　止　・　休　止　・　再　開
廃止・休止・再開する年月日	年　　月　　日
廃止・休止する理由	
現に介護予防支援を受けていた者に対する措置(廃止・休止した場合のみ)	
休止予定期間	年　　月　　日～　　年　　月　　日

備考　事業の再開に係る届出にあっては、施行規則に定める当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。

様式第４号（第４条関係）

受付番号	

指定介護予防支援事業所指定更新申請書

年　　月　　日

大里広域市町村圏組合管理者　宛

所在地
申請者
氏　名

介護保険法に規定する指定介護予防支援事業所に係る指定更新を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

事業所所在地市町村番号	

申請者	フリガナ 名　　称					
	主たる事務所の所在地	(郵便番号　　―　　) (ビルの名称等)				
	連絡先	電話番号		FAX 番号		
	法人の種別		法人所轄庁			
	代表者の職・氏名・生年月日	職　名		フリガナ 氏　　名		生年月日
	代表者の住所	(郵便番号　　―　　) (ビルの名称等)				
	代表者の住所	(郵便番号　　―　　) (ビルの名称等)				
事業所	フリガナ 名　　称					
	所在地	(郵便番号　　―　　)				
	連絡先	電話番号		FAX 番号		
	当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するとき					
	フリガナ 名　　称					
	所在地	(郵便番号　　―　　)				
	連絡先	電話番号		FAX 番号		

現に受けている指定の有効期間満了日	
役員の氏名、生年月日及び住所	別添のとおり
誓約書	別添のとおり
介護支援専門員の氏名及びその登録番号	別添のとおり

備考１　「受付番号」「事業所所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
　　２　別添資料については、指定申請時の様式を参照してください。

○大里広域市町村圏組合地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準を定める条例

平成 27 年 3 月 31 日
条例第 5 号
改正　平成30年11月16日条例第6号

（趣旨）

第１条　この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の４６第４項の規定に基づき、地域包括支援センター（同条第１項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）における包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例における用語の意義は、法の例による。

（基本方針等）

第３条　地域包括支援センターは、その職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

２　地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。

（人員に関する基準）

第４条　一の地域包括支援センターが担当する区域における第１号被保険者の数がおおむね３，０００人以上６，０００人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

⑴　保健師その他これに準ずる者　１人

⑵　社会福祉士その他これに準ずる者　１人

⑶　主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１４０条の６６第１号イ⑶に規定する主任介護支援専門員をいう。）その他これに準ずる者　１人

２　前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当区域における第１号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第１号被保険者の数	人員配置基準
おおむね１，０００人未満	前項各号に掲げる者のうちから１人又は２人
おおむね１，０００人以上２，０００人未満	前項各号に掲げる者のうちから２人（うち１人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね２，０００人以上３，０００人未満	専らその職務に従事する常勤の前項第１号に掲げる者１人及び専らその職務に従事する常勤の同項第２号又は第３号に掲げる者のいずれか１人

（委任）

第５条　この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附　則

この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成30年11月16日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

○大里広域市町村圏組合地域包括支援センター事業実施規則

平成18年12月25日
規則第5号
改正　平成25年 4月12日規則第2号
改正　平成28年 3月25日規則第6号
改正　令和 3年 3月16日規則第2号

（趣旨）

第１条　この規則は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の４６及び介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、地域包括支援センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（事業対象者）

第２条　センター事業の対象者は、大里広域内に住所を有する６５歳以上の高齢者及びその家族等とする。

（事業内容）

第３条　センターは、法第１１５条の４６に規定された包括的支援に関する事業として次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 介護予防ケアマネジメント業務
(2) 総合相談支援業務
(3) 権利擁護業務
(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

２　センターは、介護予防支援に関する事業として、要支援者の介護予防サービス計画の作成等を指定介護予防支援事業者として行うものとする。

（事業の委託）

第４条　管理者は、センターの事業を老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の７の２に規定する老人介護支援センターの設置者、その他適当と認める者（以下「受託者」という。）に委託して行うものとする。

（設置の届出）

第５条　受託者がセンターを設置する場合は、法第１１５条の４６第３項の規定に基づき、地域包括支援センター設置届出書（様式第１号）により届出を行うものとする。

（変更の届出等）

第６条　受託者は、法第１１５条の４６第１１項において準用する法第６９条の１４第２項の規定による届出は地域包括支援センター変更届出書（様式第２号）により、法第１１５条の４６第７項において準用する法第６９条の１４第２項の規定以外の変更事項に係るものにあっては変更事項届出書（様式第３号）により、それぞれ行うものとする。

２　受託者は、センターを廃止する場合は、廃止届出書（様式第４号）により届出を行うものとする。

（職員の配置等）

第７条　センターは、次の職種の職員を常勤で配置するものとする。

(1) 保健師又は経験のある看護師
(2) 社会福祉士等
(3) 主任介護支援専門員

（個人情報の保護）

第８条　センターの職員は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たって個人情報の収集等を行うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に努めなければならない。

（運営の確保）

第９条　センターは、大里広域市町村圏組合介護保険運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

（運営時間等）

第１０条　センターの運営時間は、原則として次に掲げる日を除いた日の午前９時から午後５時までとする。

(1) 日曜日及び土曜日
(2) 国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日
(3) １２月２９日から翌年１月３日までの日（前号に掲げる日を除く。）
(4) その他管理者が特に定めた日

２　センターは、前項に定める運営時間外において緊急時に対応できるよう連絡体制を整備しなければならない。

（利用料）

第１１条　センター事業の利用料は、無料とする。
（関係機関との連携）
第１２条　センターは、事業の実施に当たっては、各種サービス実施機関等との連携を密にするよう努めなければならない。
（事業計画及び事業報告）
第１３条　センターは、毎年度事業計画を定めるとともに、毎月の事業報告を管理者に報告しなければならない。
（実績等の報告）
第１４条　センターは、毎年度管理者が指定する日までに、当該事業の実績等の報告をしなければならない。
（その他）
第１５条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附　則

（施行期日）
１　この規則は、平成１９年３月１日から施行する。
（準備行為）
２　第５条に規定する設置の届出に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附　則（平成 25 年 4 月 12 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成 28 年 3 月 25 日規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和 3 年 3 月 16 日規則第 2 号）

（施行期日）
１　この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
２　この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これに所要の調整をして使用することができる。

様式第１号（第５条関係）

受付番号	

地域包括支援センター設置届出書

大里広域市町村圏組合管理者　宛

年　　月　　日

住　　所
届出者　法 人 名
氏　　名

下記のとおり、介護保険法に規定する地域包括支援センターの設置について、関係書類を添えて届け出ます。

		事業所所在地市町村番号				
届出者	フ リ ガ ナ					
	名　　称					
	主たる事務所の所　在　地	(郵便番号　　―　　)				
	連　絡　先	電話番号		FAX 番号		
	法 人 の 種 別		法人所轄庁			
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名		フリガナ 氏　名		生年月日
	代表者の住所	(郵便番号　　―　　)				
事業所等の所在地		(郵便番号　　―　　)				

地域包括支援センター設置の予定月日	担 当 す る 区 域

備考１　「受付番号」「事業所所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
２　「法人の種別」欄は、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」等の別を記入してください。
３　「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。

付表　　地域包括支援センターの届出に係る記載事項

受付番号	

<table>
<tr><td rowspan="4">地域包括支援センター</td><td>フリガナ</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>名　　称</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="6">（郵便番号　　－　　）</td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td>電話番号</td><td colspan="2"></td><td>FAX 番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">当該事業の実施について定めてある定款・寄附行為等の条文</td><td colspan="5">第　　条第　　項第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">職員の職種・員数（人）</td><td colspan="2">保健師</td><td colspan="2">社会福祉士</td><td colspan="2">主任介護支援専門員</td><td colspan="2">その他の職員（事務職員等）</td></tr>
<tr><td>専従</td><td>兼務</td><td>専従</td><td>兼務</td><td>専従</td><td>兼務</td><td>専従</td><td>兼務</td></tr>
<tr><td></td><td>常　勤（人）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>非常勤（人）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">営業日</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td colspan="2">営業時間</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td colspan="2">添付書類</td><td colspan="8">別添のとおり</td></tr>
</table>

備考１　「受付番号」欄には、記入しないでください。

２　記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。

３　出張所等がある場合、所在地、営業時間等を別様にして記載してください。また、従業者については、本様式に出張所に勤務する職員も含めて記載してください。

別添

受付番号	

届出に係る添付書類一覧

地域包括支援センターの名称	

番号	添　付　書　類	備　考
1	届出者の定款、寄附行為等及びその登録事項証明書	
2	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	
3	地域包括支援センターの平面図	
4	職員の氏名、生年月日、住所及び職名、経歴	
5	介護支援専門員の氏名及び登録番号	
6	収支予算書	
7	事業計画書	
8	適切、公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置について記載した文書	

備考　「受付番号」欄は、記入しないでください。

様式第２号（第６条関係）

地域包括支援センター変更届出書

年　　月　　日

大里広域市町村圏組合管理者　宛

住　　所
届出者　法 人 名
氏　　名

下記のとおり、介護保険法に規定する地域包括支援センターの変更について、関係書類を添えて届け出ます。

変更する地域包括支援センター		名　称
		所在地
変 更 す る 事 項		センターの名称　　事業所の所在地
変更内容	変 更 前	
	変 更 後	
変　更　理　由		
変 更 予 定 年 月 日		年　　月　　日

備考１　変更する事項の欄は、該当する項目を○で囲むこと。
　　２　設置届の提出書類の内容に変更が生じた場合は、変更後の書類を添付すること。

様式第３号（第６条関係）

変　更　事　項　届　出　書

年　　月　　日

大里広域市町村圏組合管理者　宛

住　　所
届出者　法 人 名
氏　　名

次のとおり地域包括支援センター設置届の内容を変更しましたので届け出ます。

設置届出内容を変更したセンター名		名　称
		所在地
変更があった事項		変　更　の　内　容
1	定款・寄附行為及びその登記事項証明書(当該事業に関するものに限る。)	(変更前)
2	セ　ン　タ　ー　の　平　面　図	
3	従　業　者　の　職　種　及　び　員　数	
4	職員の氏名、生年月日、住所及び経歴	(変更後)
5	営業日、営業時間、担当区域	
6	適切、公正かつ中立な業務の運営を確保するための措置	
変　　更　　年　　月　　日		年　　月　　日

備考１　該当項目番号に○を付けてください。
　　２　変更内容が分かる書類を添付してください。

様式第４号（第６条関係）

廃　止　届　出　書

年　　月　　日

大里広域市町村圏組合管理者　宛

住　　所
届出者　法 人 名
氏　　名

次のとおり地域包括支援センターを廃止するので届け出ます。

廃止する地域包括支援センター	名　称
	所在地
廃　止　す　る　理　由	
現に支援を受けていた者に対する措置	
廃　止　す　る　年　月　日	年　　月　　日

備考　当該項目番号に○を付けてください。

第２章　基　金

○大里広域市町村圏組合介護保険給付費準備基金条例

平成15年2月5日
条例第3号

（設置）
第１条　介護保険事業に要する費用の不足額に充てるため、大里広域市町村圏組合介護保険給付費準備基金（以下「基金」という。）を設置する。
（積立て）
第２条　基金として積み立てる額は、当該積立てをする年度の介護保険特別会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。
（管理）
第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
２　基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。
（運用益金の処理）
第４条　基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。
（繰替運用）
第５条　管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
（委任）
第６条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附　則

この条例は、平成１５年４月１日から施行する。

第３章　附属機関

○大里広域市町村圏組合出張所設置条例

平成15年2月5日
条例第4号
改正　平成17年10月 1日条例第 1号
改正　平成17年12月27日条例第 4号
改正　平成19年 2月13日条例第 2号
改正　平成22年 2月22日条例第 1号
改正　平成25年11月18日条例第25号
改正　令和元年 7月17日条例第 2号

（設置）

第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第１５５条第１項の規定により、管理者の権限に属する事務を分掌させるため、出張所を置く。

２　出張所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名　　称	位　　置	所 管 区 域
大里広域熊谷介護保険事務所	熊谷市宮町二丁目４７番地１	平成17年9月30日における熊谷市の区域
大里広域深谷介護保険事務所	深谷市仲町１１番１号	平成22年3月1日における深谷市の区域（大里広域岡部介護保険事務所、大里広域川本介護保険事務所及び大里広域花園介護保険事務所の所管区域を除く。）
大里広域妻沼介護保険事務所	熊谷市弥藤吾２４５０番地	平成17年9月30日における妻沼町の区域
大里広域岡部介護保険事務所	深谷市普済寺１６２６番地３	平成17年12月31日における岡部町の区域
大里広域寄居介護保険事務所	寄居町大字寄居１１８０番地１	寄居町全域
大里広域大里介護保険事務所	熊谷市中曽根６５４番地１	平成17年9月30日における大里町の区域
大里広域江南介護保険事務所	熊谷市江南中央一丁目１番地	平成19年2月12日における江南町の区域
大里広域川本介護保険事務所	深谷市田中１９７番地	平成17年12月31日における川本町の区域
大里広域花園介護保険事務所	深谷市小前田２３４５番地１	平成17年12月31日における花園町の区域

３　出張所の事務分掌は、介護保険の事務に関することとする。

（職員）

第２条　出張所に、所長その他必要な職員を置く。

（委任）

第３条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則（平成17年10月1日条例第1号）

この条例は、平成１７年１０月１日から施行する。

附　則（平成17年12月27日条例第4号）

この条例は、平成１８年１月１日から施行する。

附　則（平成19年 2月13日条例第2号）

この条例は、平成１９年２月１３日から施行する。

附　則（平成22年 2月22日条例第1号）

この条例は、平成２２年３月１日から施行する。

附　則（平成25年11月18日条例第25号）

この条例は、平成２５年１２月２日から施行する。

附　則（令和元年 7月17日条例第2号）

この条例は、令和元年１０月２１日から施行する。

○大里広域市町村圏組合出張所処務規程

平成15年3月31日
訓令第1号
改正　平成16年 3月18日訓令第 1号
平成17年 9月29日訓令第 1号
改正　平成18年 3月30日訓令第 1号

（趣旨）
第１条　大里広域市町村圏組合出張所（以下「出張所」という。）における処務については、この規程の定めるところによる。
（処務）
第２条　出張所においては、別表第１に掲げる業務を分掌する。
（職員）
第３条　出張所に所長、担当副参事、副所長、主幹、係長、主査、主任、別表第２職名の欄に掲げる職その他必要な職を置くことができる。
２　所長は、管理者の命を受け、所員を指揮監督し、処務を統轄する。
３　担当副参事は、上司が特に命じた事務及び業務を担当する。
４　副所長は、処務を整理調整し、所長を助け、所員を指揮監督する。
５　主幹は、上司が特に命じた事務を担当する。
６　係長は、上司の命を受け、係の事務を担当する。主査は、上司が特に命じた事務を担当する。
７　別表第二に掲げる職にある者は、上司の命を受け、主として同表職務の欄に掲げる職務を行う。
（所長専決事項）
第４条　所長は、次の事務を専決することができる。ただし、重要な事項及び異例若しくは疑義のある事項又は新規な事項についてはこの限りでない。
⑴　所員の事務分掌に関すること。
⑵　所員の出張に関すること。
⑶　所員の超過勤務命令に関すること。
⑷　証明書等の発行に関すること。
⑸　その他管理者が必要と認める事項に関すること。
２　所長が不在のときは、あらかじめ指定する者が代決することができるものとする。
（その他）
第５条　この規程に定めるもののほか、出張所の処務については大里広域市町村圏組合事務局処務規則の例による。

附　則
この規程は、平成１５年４月１日から施行する
附　則（平成16年3月18日訓令第1号）
この訓令は、平成１６年４月１日から施行する
附　則（平成17年9月29日訓令第1号）
この訓令は、平成１７年１０月１日から施行する
附　則（平成18年3月30日訓令第1号）
この訓令は、平成１８年４月１日から施行する

別表第１（第２条関係）

業務区分	業務内容
１　資格管理	①資格関係申請受付及び届出書の受理 ②被保険者証の再発行・回収 ③転入者の資格者証発行 ④転出者の受給資格証明書発行 ⑤その他管理者が特に必要と認めるもの
２　認定	①要介護・要支援認定申請の受付・登録 ②不服申請の相談受付 ③要介護認定等に係る調査書、主治医意見書の閲覧 ④その他管理者が特に必要と認めるもの

3 給付	①居宅サービス計画届出書の受付・登録 ②居宅介護サービス等支給申請の受付・登録 ③償還払い（福祉用具購入費、住宅改修費、高額介護サービス費等）支給申請の受付 ④その他管理者が特に必要と認めるもの
4 保険料	①保険料納入通知書・納付書の再発行 ②保険料減免・徴収猶予申請書の受付 ③口座振替依頼書の受理 ④保険料窓口収納（滞納整理含む）、窓口還付処理 ⑤保険料納付証明書発行 ⑥その他管理者が特に必要と認めるもの
5 地域支援事業	①特定高齢者施策事業の実施に関すること。 ②一般高齢者施策事業の実施に関すること。 ③任意事業の実施に関すること。 ④その他管理者が特に必要と認めるもの

別表第２（第３条関係）

職　　名	職　　務
主事	一般事務
主事補	主事の職務以外の一般事務
保健師	介護認定事務・地域支援事業に係る事務

○大里広域市町村圏組合介護認定審査会規則

平成15年3月31日
規則第4号

（趣旨）
第１条　この規則は、大里広域市町村圏組合介護保険条例（平成１５年条例第２号）第２条の規定に基づき、大里広域市町村圏組合介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。
（合議体の数等）
第２条　介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号。以下「施行令」という。）第５条第１項に規定する合議体の数は、２８とする。
２　前項に規定する合議体を構成する委員の定数は５人とする。
（委員長）
第３条　各合議体にそれぞれ委員長１人を置く。
２　委員長は、当該委員長が属する合議体の事務を総理し、当該合議体を代表する。
３　委員長に事故があるときは、あらかじめ当該委員長が指名する委員が、その職務を代理する。
（合議体の招集）
第４条　合議体は、認定審査会の会長が招集する。
（審査判定の受託）
第５条　認定審査会は、大里広域市町村圏組合の区域を所管する福祉事務所長から生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第１５条の２の規定による介護扶助の決定のための要介護認定に係る審査判定業務を委託されたときは、被保険者に該当しない同法第６条第２項に定める要保護者についても審査判定業務を行うことができる。
（庶務）
第６条　認定審査会の庶務は、介護保険課において処理する。
（委任）
第７条　この規則に定めるもののほか、認定審査会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

（施行期日）
１　この規則は、平成１５年４月１日から施行する。
（大里広域市町村圏組合介護認定審査会の委員の定数等を定める条例施行規則の廃止）
２　大里広域市町村圏組合介護認定審査会の委員の定数等を定める条例施行規則（平成１３年規則第６号）は、廃止する。